

平成29年度

あまがさきの介護

**尼崎市健康福祉局福祉部
介護保険事業担当**

『あまがさきの介護』 目次

I	一般状況	1
1	市勢	3
(1)	尼崎市の沿革	3
(2)	尼崎市の位置及び面積	3
2	高齢者の状況	4
(1)	高齢者人口の推移(住民基本台帳人口)	4
(2)	年代別高齢者人口と高齢化率	5
3	介護保険制度のあゆみ	6
4	組織図と事務分掌(平成30年4月1日現在)	7
II	被保険者	9
1	第1号被保険者数の年度別推移	11
2	第1号被保険者数の月別推移	12
III	保険料	13
1	年度別保険料(年額)の推移	15
2	保険料収納状況	20
(1)	現年度分	20
(2)	所得段階別 現年度分	21
(3)	滞納繰越分	22
(4)	所得段階別 滞納繰越分	22
(5)	口座振替加入率	23
(6)	減免状況	23
IV	認定審査	25
1	介護認定審査会	27
2	月別要支援・要介護認定申請状況	27
3	年度別要支援・要介護認定申請状況	28
4	月別要介護度別認定者状況	29
5	年度末別要介護度別認定者状況(12年度末～17年度末)	31
6	年度末別要介護度別認定者状況(18年度末～29年度末)	32
7	年度末・月別認定率	34
8	行政区別 要介護度別認定者状況	35

V	保険給付等	37
1	月別介護サービス利用者状況	39
(1)	居宅(介護予防)サービス利用者数	39
(2)	地域密着型(介護予防)サービス利用者数	40
(3)	施設別介護サービス利用者数	41
(4)	要介護(要支援)認定者に占めるサービス利用者数の割合	42
2	年度別介護サービス利用者状況	43
(1)	居宅介護(介護予防)サービス利用者数	43
(2)	地域密着型(介護予防)サービス利用者数	43
(3)	施設別介護サービス利用者数	43
3	保険給付費審査年度別・月別支給額	44
(1)	平成12～17年度 年度別支給額	44
(2)	平成29年度月別支給額及び平成18～28年度支給額	45
4	負担割合証交付状況	52
5	減免認定状況	52
(1)	食費・居住費に係る負担限度額認定	52
(2)	利用者負担減額・免除認定	52
(3)	介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定	52
6	高額介護(予防)サービス費支給状況	53
7	高額医療合算介護(予防)サービス費支給状況	53
8	居宅サービス利用者の支給限度額に対するサービス利用率	54
9	一般施策	56
(1)	社会福祉法人による生活困窮者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置事業	56
(2)	障害者ホームヘルプ利用者に対する支援措置事業	56
VI	地域支援事業 1	57
1	総合事業	59
(1)	介護予防・生活支援サービス事業	59
(2)	生活支援サポーター養成研修	60
2	任意事業	61
(1)	住宅改修支援事業	61
(2)	介護相談員派遣事業	61
(3)	介護給付適正化事業	61

VII	地域支援事業 2	63
1	介護予防事業	65
2	包括的支援事業	67
(1)	地域包括支援センターの設置状況	67
(2)	総合相談支援、権利擁護業務	68
(3)	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	68
(4)	生活支援サービス体制整備	70
(5)	医療・介護連携推進	70
(6)	認知症総合支援事業	70
3	任意事業	72
(1)	家族介護慰労事業	72
(2)	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	72
(3)	徘徊高齢者家族支援サービス事業	72
(4)	高齢者向けグループハウス運営事業	73
(5)	高齢者自立支援型食事サービス事業	73
(6)	住宅改造相談事業	73
(7)	家族介護用品支給事業	73
(8)	介護マーク普及事業	73
(9)	成年後見制度利用支援事業	74
(10)	高齢者緊急一時保護事業	74
(11)	権利擁護推進事業	74
VIII	その他	75
1	広報活動	77
(1)	パンフレットの作成・配布	77
(2)	保険料のしおり	77
(3)	介護保険だよりの発行	77
(4)	市報あまがさきへの掲載	77
(5)	市民への説明(市政出前講座)等	77
(6)	ホームページへの掲載	77
2	苦情相談件数	77
3	尼崎市 介護保険事業所・施設数	78
(1)	介護保険事業所・施設数	78
(2)	市内の介護保険施設	79
(3)	市内の地域密着型サービス事業所	80

4	尼崎市地域包括支援センター運営部会	81
(1)	設置年月日	81
(2)	設置目的	81
(3)	組織	81
(4)	所掌事項	81
(5)	平成29年度開催回数	81
(6)	地域包括支援センターについて	81
5	尼崎市地域密着型サービス運営部会	82
(1)	設置年月日	82
(2)	設置目的	82
(3)	組織	82
(4)	所掌事項	82
(5)	平成29年度開催回数	82
6	尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会	83
(1)	設置年月日	83
(2)	設置目的	83
(3)	組織	83
(4)	所掌事項	83
(5)	平成29年度開催回数	83
7	在宅医療・介護連携推進部会	84
(1)	設置年月日	84
(2)	設置目的	84
(3)	組織	84
(4)	所掌事項	84
(5)	平成29年度開催回数	84
8	尼崎居宅介護支援事業連絡会	85
(1)	設立	85
(2)	目的	85
(3)	会員数	85
(4)	主な活動内容	85
IX	財政・条例等	87
1	財 政	89
(1)	平成29年度介護保険事業費歳入歳出決算(見込)	89
(2)	平成30年度介護保険事業費歳入歳出予算(当初)	89
(3)	介護保険事業に係る基金の状況	90
2	条例等	91
(1)	尼崎市介護保険条例	91
(2)	尼崎市介護保険規則	105
(3)	尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例	110

I 一般狀況

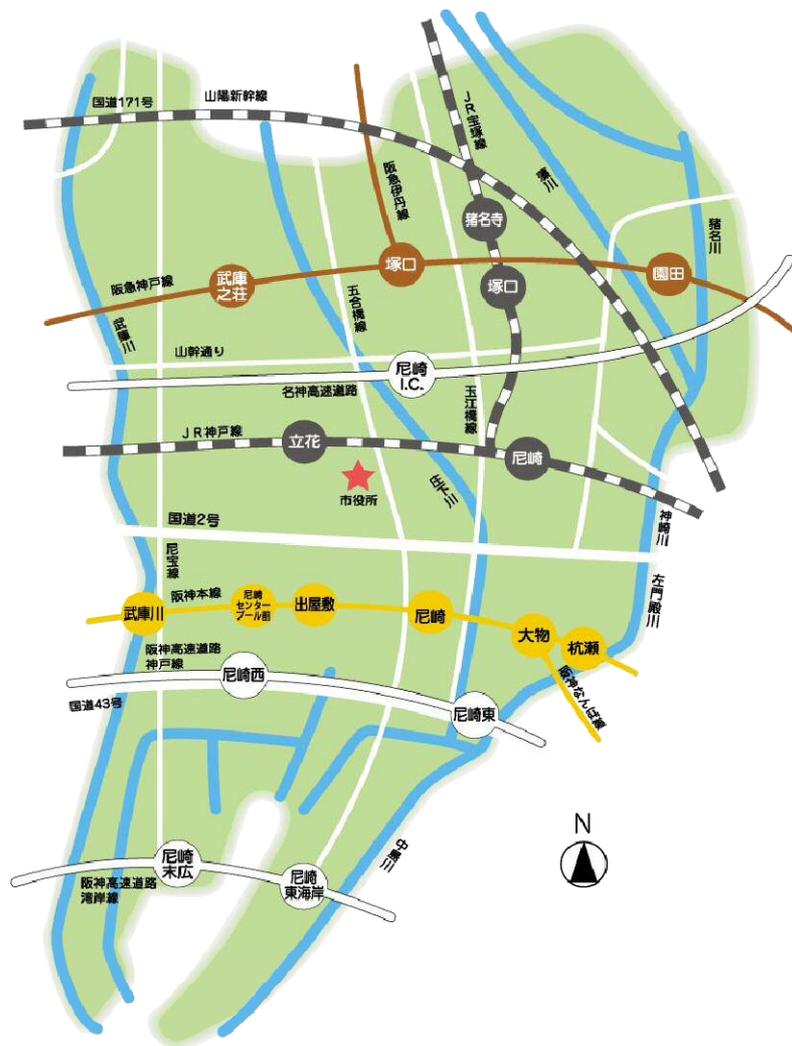
1 市勢

(1) 尼崎市の沿革

1916年	(大正5年)	市制の施行
1936年	(昭和11年)	小田村と解消合併
1942年	(昭和17年)	立花村・大庄村・武庫村を合併
1947年	(昭和22年)	園田村を合併し、ほぼ現在の市域となる

(2) 尼崎市の位置及び面積

阪神広域圏に属し、大阪平野の西部にあって、兵庫県の南東部に位置し、総面積50.72平方キロメートルである。市域の東は神崎川、左門殿川を隔てて大阪市と、猪名川を挟んで豊中市と接し、北は伊丹市と、西は武庫川を境に西宮市と接し、南は大阪湾に面している。



2 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移(住民基本台帳人口) ※平成24年以前は外国籍を含まない。

(単位:人)

区 分	平成12年3月末		平成13年3月末		平成14年3月末		平成15年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	466,380	100.0%	464,170	100.0%	463,256	100.0%	462,386	100.0%
40歳以上	238,442	51.1%	238,562	51.4%	239,428	51.7%	240,432	52.0%
65歳以上	74,659	16.0%	77,817	16.8%	80,596	17.4%	83,499	18.1%
75歳以上	28,088	6.0%	29,492	6.4%	30,969	6.7%	32,219	7.0%

区 分	平成16年3月末		平成17年3月末		平成18年3月末		平成19年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	462,082	100.0%	460,263	100.0%	459,568	100.0%	458,958	100.0%
40歳以上	241,651	52.3%	243,389	52.9%	245,027	53.3%	246,524	53.7%
65歳以上	85,686	18.5%	88,147	19.2%	91,182	19.8%	95,052	20.7%
75歳以上	33,938	7.3%	35,505	7.7%	37,119	8.1%	38,971	8.5%

区 分	平成20年3月末		平成21年3月末		平成22年3月末		平成23年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	458,603	100.0%	459,933	100.0%	460,245	100.0%	458,754	100.0%
40歳以上	249,161	54.3%	252,580	54.9%	255,924	55.6%	258,730	56.4%
65歳以上	97,962	21.4%	101,276	22.0%	103,862	22.6%	104,695	22.8%
75歳以上	40,854	8.9%	42,603	9.3%	44,780	9.7%	47,163	10.3%

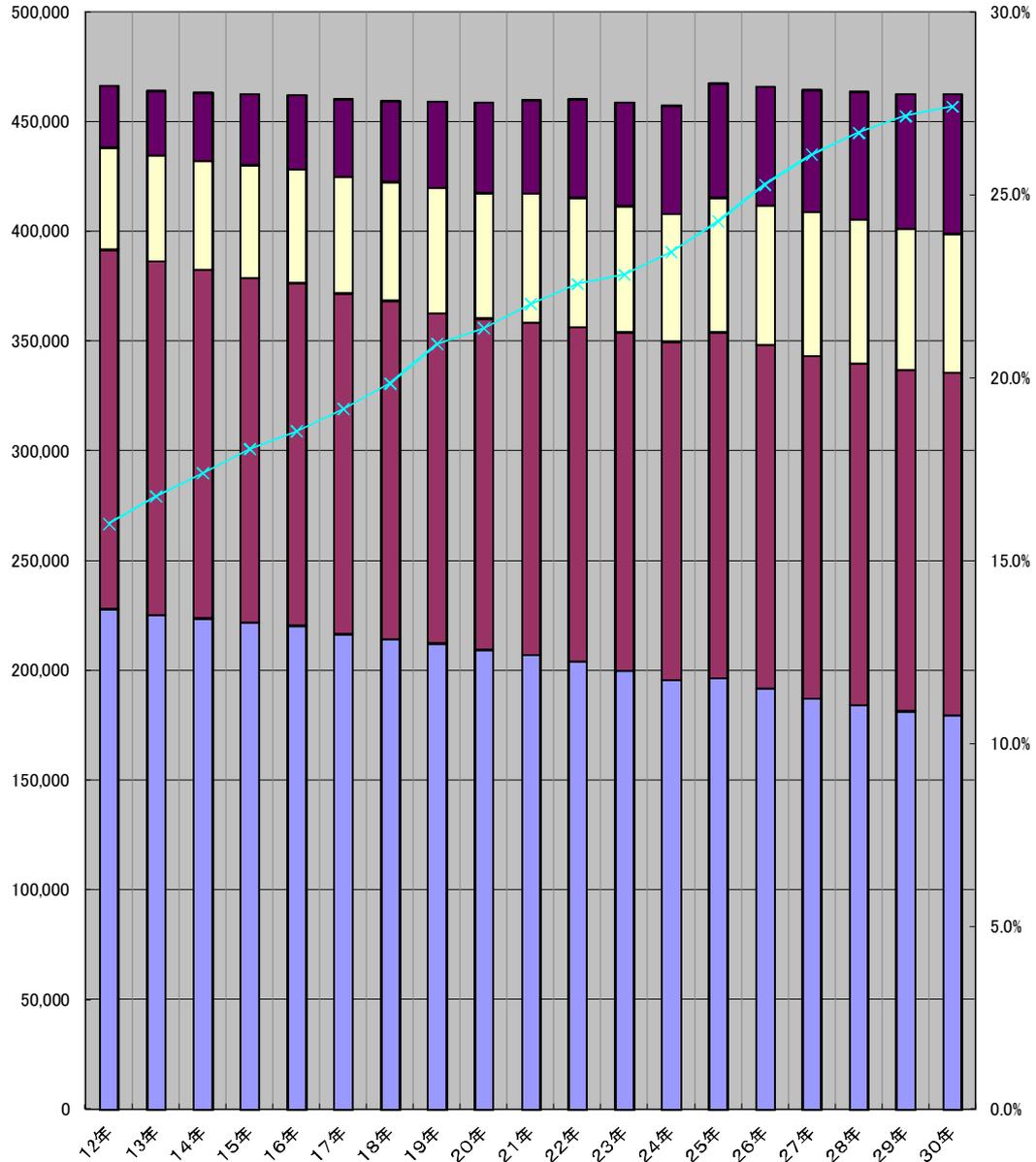
区 分	平成24年3月末		平成25年3月末		平成26年3月末		平成27年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	457,216	100.0%	467,673	100.0%	466,034	100.0%	464,562	100.0%
40歳以上	261,433	57.2%	271,099	58.0%	274,120	58.8%	277,010	59.6%
65歳以上	107,140	23.4%	113,539	24.3%	117,778	25.3%	121,277	26.1%
75歳以上	49,111	10.7%	52,240	11.2%	53,954	11.6%	55,804	12.0%

区 分	平成28年3月末A		平成29年3月末B		平成30年3月末B		前年度末比 B/A
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
総人口	463,662	100.0%	462,520	100.0%	462,476	100.0%	100.0%
40歳以上	279,352	60.2%	280,934	60.7%	282,712	61.1%	100.6%
65歳以上	123,772	26.7%	125,574	27.1%	126,789	27.4%	101.0%
75歳以上	58,228	12.6%	61,137	13.2%	63,315	13.7%	103.6%

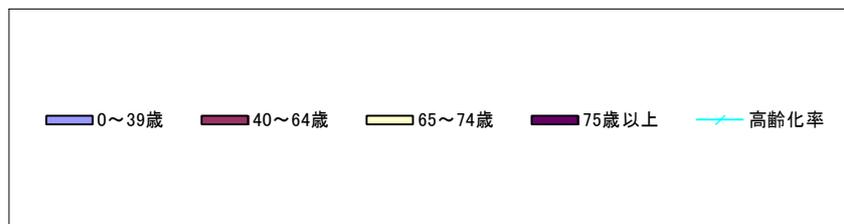
単位:人

高齢化率

(2) 年代別高齢者人口と高齢化率



※各年3月末時



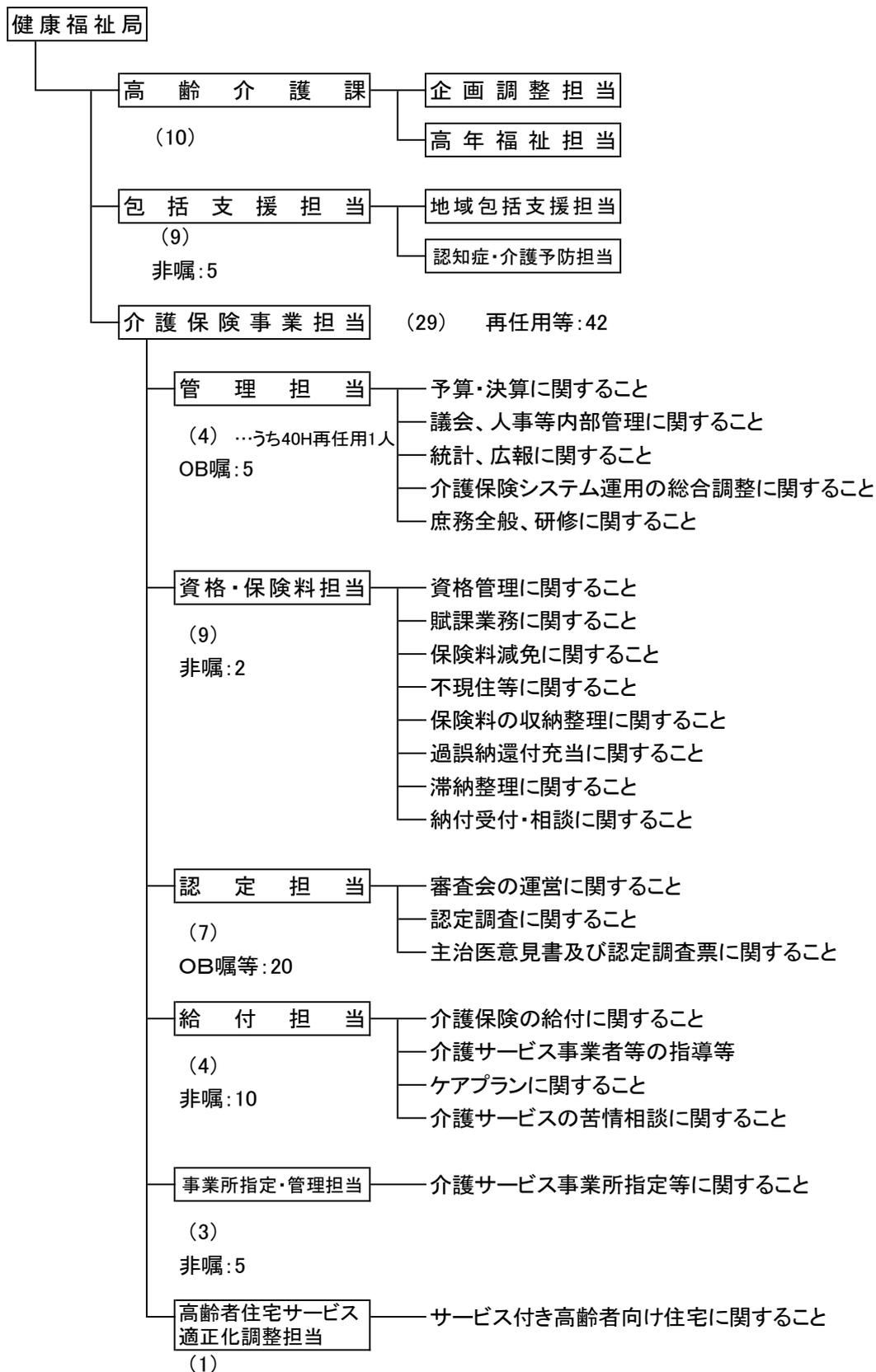
3 介護保険制度のあゆみ

	国	市
H 9 . 12 . 17	介護保険法(法律第123号)公布	
H 10 . 4 . 1		介護保険準備室設置
H 10 . 4 . 10	介護支援専門員に関する省令	
H 10 . 8 . 1		高齢者等に関する実態調査実施
H 10 . 8 . 24		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会発足
H 11 . 4 . 1		介護保険課設置
H 11 . 8 . 26		尼崎市介護認定審査会委員委嘱(90名)
H 11 . 9 . 13		要支援・要介護認定申請受付開始
H 11 . 10 . 1		準備要支援・要介護認定審査開始
H 12 . 2 . 3		尼崎居宅介護支援事業連絡会発足
H 12 . 2 . 10	厚生省告示第19号他(介護報酬) 厚生省告示第37号(短期入所サービス区分の利用枠拡大)	
H 12 . 2 . 21	平成11年度介護保険円滑導入臨時特例交付金について(通知)	
H 12 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定
H 12 . 3 . 24	厚生省告示第92号(短期入所サービスの振替措置)	
H 12 . 4 . 1	介護保険法施行	尼崎市介護保険条例施行
H 12 . 9 . 11		平成12年度介護保険料決定通知発送
H 12 . 10 . 1		保険料徴収開始(半額徴収) いきいき健康づくり事業(保健福祉事業)開始
H 14 . 8 . 1		介護相談員派遣事業実施
H 15 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 15 . 4 . 1		尼崎市介護保険条例改正
H 16 . 6 . 1		いきいき100万歩運動実施
H 17 . 10 . 1	介護保険法改正(施設給付見直し)	
H 18 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 18 . 4 . 1	介護保険法改正(新予防給付、地域密着型サービス、地域包括支援センター設置等)	改正尼崎市介護保険条例施行
H 21 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 21 . 4 . 1	介護保険法改正(介護報酬3%引上げ)	尼崎市介護保険条例改正、尼崎市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定
H 24 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 24 . 4 . 1	介護保険法改正(指定居宅サービス事業等の人員基準等の条例委任、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス新設)	尼崎市介護保険条例改正
H 25 . 4 . 1		尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行
H 26 . 4 . 1	介護保険法改正(地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業等の人員基準等の条例委任)	
H 27 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 27 . 4 . 1	介護保険法改正(新総合事業の実施、地域支援事業の充実、利用者負担等の見直し、保険料軽減措置の実施等)	尼崎市介護保険条例改正、 尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例改正
H 29 . 4 . 1		介護予防・日常生活支援総合事業開始
H 30 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 30 . 4 . 1		尼崎市介護保険条例改正

4 組織図と事務分掌

組織図(平成30年4月1日現在)

※ ()内は職員数



※ 健康増進課、福祉相談支援課において地域支援事業の一部を実施している。

Ⅲ 被保險者

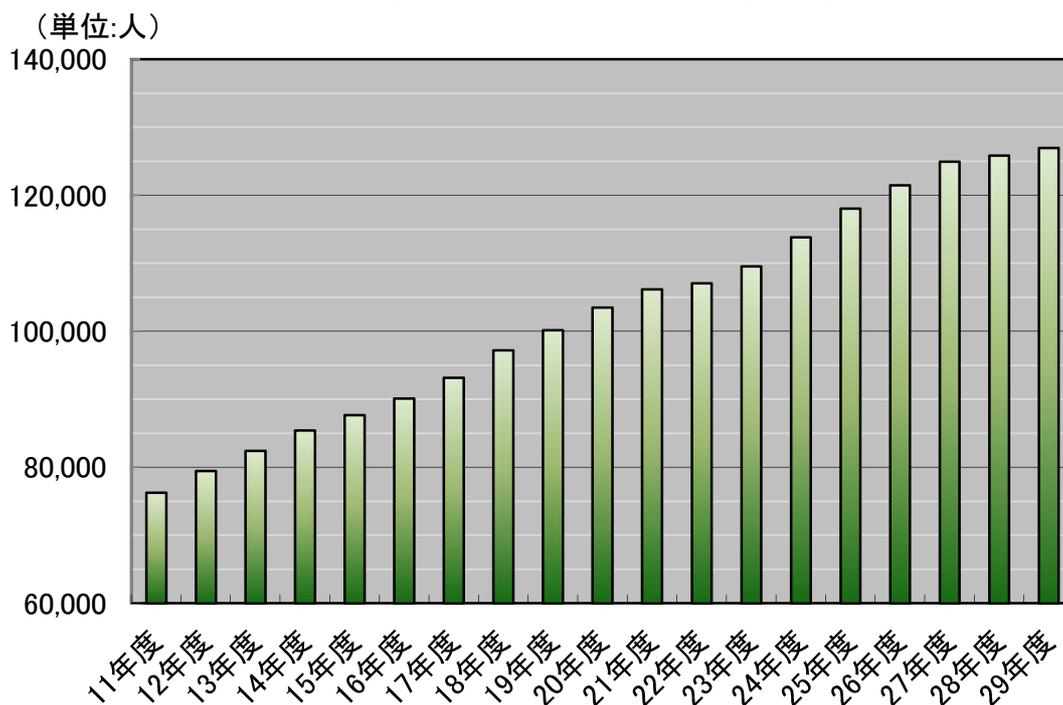
1 第1号被保険者数の年度別推移

(単位:人)

	被保険者数	資格取得				資格喪失				
		転入	65歳到達	適用除外非該当	その他	転出	職権喪失	死亡	適用除外該当	その他
11年度	76,272	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12年度	79,456	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13年度	82,314	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14年度	85,422	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15年度	87,660	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16年度	90,141	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17年度	93,190	699	6,746	1	25	1,051	36	3,325	6	4
18年度	97,201	734	7,567	3	77	910	100	3,343	10	7
19年度	100,172	739	6,756	1	45	858	106	3,587	8	11
20年度	103,506	851	6,973	3	24	872	42	3,572	13	18
21年度	106,188	885	6,195	1	59	858	42	3,544	4	10
22年度	107,086	810	4,890	5	31	877	15	3,926	6	14
23年度	109,562	810	6,684	0	13	946	71	3,990	8	16
24年度	113,820	862	8,458	4	48	941	92	4,055	11	15
25年度	118,065	817	8,401	3	74	952	37	4,027	12	22
26年度	121,507	995	7,730	0	79	974	85	4,277	8	18
27年度	124,967	877	6,775	4	81	994	39	4,217	13	14
28年度A	125,838	927	6,187	0	75	871	32	4,402	4	9
29年度B	126,999	994	5,640	4	84	882	61	4,589	14	15
前年度比 B/A	100.9%	107.2%	91.2%	—	112.0%	101.3%	190.6%	104.2%	350.0%	166.7%

注) 被保険者数は年度末現在の人数

第1号被保険者数の年度別推移



2 第1号被保険者数の月別推移

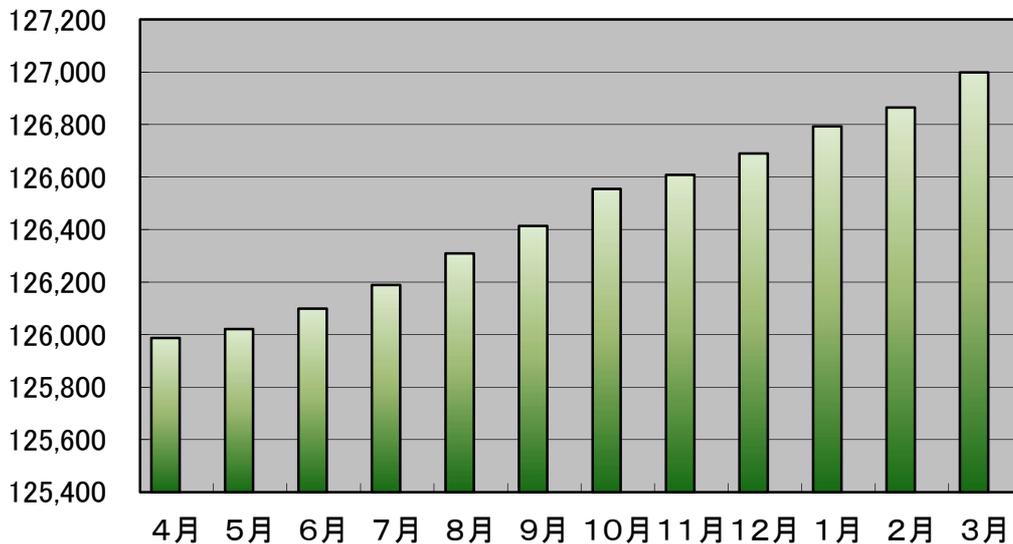
(単位:人)

	被保険者数	資格取得				資格喪失				
		転入	65歳 到達	適用除外 非該当	その他	転出	職権喪失	死亡	適用除外 該当	その他
4月	125,988	147	489	0	9	92	52	351	0	0
5月	126,022	101	431	1	5	88	1	412	2	1
6月	126,099	82	427	1	10	86	0	352	2	3
7月	126,189	60	445	0	5	62	0	354	0	4
8月	126,310	55	468	0	8	64	0	344	2	0
9月	126,414	75	428	0	9	72	1	335	0	0
10月	126,555	81	491	0	8	70	2	365	2	0
11月	126,609	90	435	1	6	59	1	414	1	3
12月	126,690	76	466	0	2	87	1	372	1	2
1月	126,793	67	568	0	7	62	0	474	2	1
2月	126,865	71	479	0	6	77	1	405	1	0
3月	126,999	89	513	1	9	63	2	411	1	1
合計	-	994	5,640	4	84	882	61	4,589	14	15

注) 被保険者数は月末現在の人数

(単位:人)

第1号被保険者数の月別推移



Ⅲ 保險料

1 年度別保険料(年額)の推移

平成27年度の保険料等(平成27年度～平成29年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の人	0.500 (0.450)	35,532 (31,979)
	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人		
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	48,679
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.750	53,298
第4段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	63,958
第5段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	71,064
第6段階	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	85,277
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上125万円以下の人	1.250	88,830
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.300	92,383
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.500	106,596
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	1.700	120,809
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	129,692
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	138,575
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.075	147,458
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.200	156,341

平成26年度の保険料等(平成24年度～平成26年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の人	0.500	32,048
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	40,060
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	43,906
第4段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階、第3段階以外の人	0.750	48,072
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	57,686
第6段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	64,095
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.150	73,710
		1.250	80,119
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	H24: 1.333	85,458
		H25: 1.417	90,804
		H26: 1.500	96,143
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	104,155
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.750	112,167

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

公費による低所得者の保険料軽減強化 平成27年度から、公費を投入して低所得者の保険料軽減強化を実施しています。軽減後の**第1段階**の保険料は次のとおりです。

軽減前			軽減後		
年額	月額	保険料率	年額	月額	保険料率
35,532円	2,961円	0.5	31,979円	2,665円	0.45

平成26年度の保険料等(平成24年度～平成26年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人	0.5	35,532 (31,979)
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	40,060
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	43,906
第4段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階、第3段階以外の人	0.75	48,072
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	57,686
第6段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	64,095
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.15	73,710
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.25	80,119
第9段階	基準所得金額変更に伴う第7段階からの激変緩和措置対象者	H24	1.3333 85,458
		H25	1.4167 90,804
		H26	1.5 96,143
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	1.5	96,143
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	104,155
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.75	112,167

平成23年度の保険料等(平成21年度～平成23年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人	0.5	28,265
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	35,331
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.75	42,397
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	50,877
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	56,529 (57,347)
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.15	65,009
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人	1.25	70,662
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	84,794
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	91,860
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.75	98,926

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

※平成21年度の保険料(平成21年度～平成23年度)の表中にある第5段階(基準額)の保険料年額欄の()内の金額57,347円は、平成21年度からの介護報酬単価引き上げ分を全額、保険料で負担した場合(介護従事者処遇改善臨時特例交付金がなかった場合)の金額です。

平成23年度の保険料等(平成21年度～平成23年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が 市民税非課税の人	0.5	35,532 (31,979)
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円 以下の人	0.625	35,331
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、 第2段階以外の人	0.75	42,397
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、 本人は市民税非課税であり、本人の課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	50,877
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、 本人は市民税非課税であり、本人の課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	56,529 (57,347)
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円以下の人	1.15	65,009
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円を超え200万円未満の人	1.25	70,662
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	84,794
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	91,860
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が600万円以上の人	1.75	98,926

平成20年度の保険料等(平成18年度～平成20年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者(H20～) ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が 市民税非課税の人	0.5	28,484
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円 以下の人	0.625	35,605
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、 第2段階以外の人	0.75	42,726
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されて いるが、本人は市民税非課税の人	1.0 (基準額)	56,968
第5段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が200万円未満の人	1.25	71,210
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	85,452
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	92,573
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が600万円以上の人	1.75	99,694

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

※第5段階(基準額)の保険料年額欄の()内の金額57,347円は、平成21年度からの介護報酬単価引き上げ分を全額、保険料で負担した場合(介護従事者処遇改善臨時特例交付金がなかった場合)の金額です。

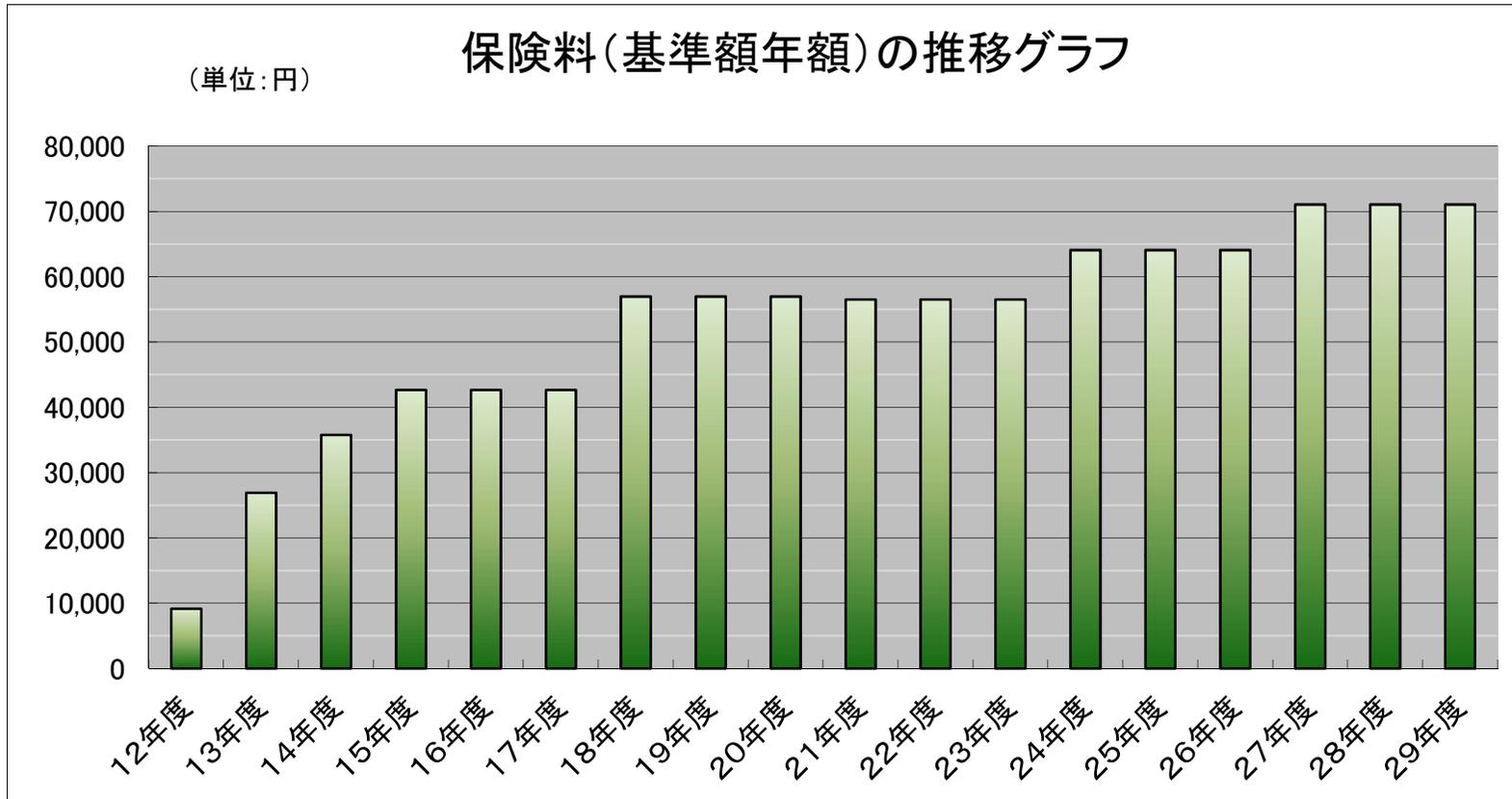
平成20年度の保険料等(平成18年度～平成20年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の場合	0.625	35,605
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の場合	0.75	42,726
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の場合	1.0 (基準額)	56,968
第5段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の場合	1.25	71,210
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の場合	1.5	85,452
第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の場合	1.625	92,573
第8段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上の場合	1.75	99,694

従来の段階等

所得段階	対象者	保険料率	年度別の年間保険料(円)			
			12年度	13年度	14年度	15～17年度
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の場合	0.5	4,584	13,454	17,889	21,333
第2段階	・世帯全員が市民税非課税の場合	0.75	6,876	20,181	26,834	31,999
第3段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の場合	1.0 (基準額)	9,167	26,907	35,778	42,665
第4段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の場合(平成14年度まで250万円未満)	1.25	11,459	33,634	44,723	53,332
第5段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の場合(平成14年度まで250万円以上)	1.5	13,751	40,361	53,667	63,998

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。



* 保険料は平成12年4月～9月までは国が全額負担、
平成12年10月～平成13年9月までは国が半額負担。

* 平成21～平成23年度の基準額 56,529円は、
介護従事者処遇改善臨時特例交付金による負担軽減後の金額。
軽減前の基準額は、57,347円。

2 保険料収納状況

(1) 現年度分

(単位:人数(人)、金額(円))

年度	内訳 徴収区分	調 定		収 納		未 納		収納率 (%)
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
12	合 計	81,145	705,274,695	79,312	689,555,846	2,787	15,718,849	97.77
13	合 計	93,160	2,121,025,536	91,060	2,073,766,071	3,347	47,259,465	97.77
14	合 計	95,405	2,887,101,909	93,243	2,821,691,802	3,336	65,410,107	97.73
15	合 計	98,285	3,551,794,939	95,885	3,467,115,774	3,665	84,679,165	97.62
16	合 計	100,251	3,624,156,634	97,849	3,538,475,997	3,575	85,680,637	97.64
17	合 計	103,404	3,719,145,445	100,948	3,631,019,336	3,676	88,126,109	97.63
18	合 計	112,696	5,282,932,952	109,880	5,158,998,136	4,184	123,934,816	97.65
19	合 計	109,987	5,525,843,545	107,428	5,406,622,949	3,721	119,220,596	97.84
20	合 計	112,819	5,690,023,446	110,209	5,563,633,075	3,869	126,390,371	97.78
21	合 計	115,960	5,741,652,562	113,363	5,616,694,555	3,821	124,958,007	97.82
22	特別徴収	96,079	5,075,152,572	96,079	5,075,152,572	0	0	100.00
	普通徴収	20,310	715,692,857	17,946	599,510,518	3,506	116,182,339	83.77
	合 計	116,389	5,790,845,429	114,025	5,674,663,090	3,506	116,182,339	97.99
23	特別徴収	97,058	5,122,275,644	97,058	5,122,275,644	0	0	100.00
	普通徴収	20,899	709,017,502	18,489	595,883,204	3,520	113,134,298	84.04
	合 計	117,957	5,831,293,146	115,547	5,718,158,848	3,520	113,134,298	98.06
24	特別徴収	100,231	5,888,502,235	100,231	5,888,502,235	0	0	100.00
	普通徴収	23,857	907,624,337	21,230	770,361,152	3,867	137,263,185	84.88
	合 計	124,088	6,796,126,572	121,461	6,658,863,387	3,867	137,263,185	97.98
25	特別徴収	104,138	6,118,814,654	104,138	6,118,814,654	0	0	100.00
	普通徴収	24,509	935,766,233	21,839	794,442,520	3,881	141,323,713	84.90
	合 計	128,647	7,054,580,887	125,977	6,913,257,174	3,881	141,323,713	98.00
26	特別徴収	107,979	6,339,091,448	107,979	6,339,091,448	0	0	100.00
	普通徴収	24,803	947,637,188	22,162	804,743,408	3,911	142,893,780	84.92
	合 計	132,782	7,286,728,636	130,141	7,143,834,856	3,911	142,893,780	98.04
27	特別徴収	110,620	7,129,762,604	110,620	7,129,762,604	0	0	100.00
	普通徴収	23,550	980,111,475	21,035	834,326,060	3,638	145,785,415	85.13
	合 計	134,170	8,109,874,079	131,655	7,964,088,664	3,638	145,785,415	98.20
28	特別徴収	112,946	7,317,654,749	112,946	7,317,654,749	0	0	100.00
	普通徴収	22,876	965,463,889	20,467	825,598,048	3,457	139,865,841	85.51
	合 計	135,822	8,283,118,638	133,413	8,143,252,797	3,457	139,865,841	98.31
29	特別徴収	114,957	7,431,578,192	114,957	7,431,578,192	0	0	100.00
	普通徴収	22,609	958,530,378	20,303	821,017,371	3,498	137,513,007	85.65
	合 計	137,566	8,390,108,570	135,260	8,252,595,563	3,498	137,513,007	98.36

※各年度分とも翌年度5月末現在

(2)所得段階別 現年度分

(単位:人数(人)、金額(円))

段階	内訳	調 定		収 納		未 納		収納率 (%)
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
1	特徴	24,785	748,325,367	24,785	748,325,367	0	0	100.00
	普徴	10,558	293,214,680	9,589	260,316,276	1,560	32,898,404	88.78
	計	35,343	1,041,540,047	34,374	1,008,641,643	1,560	32,898,404	96.84
2	特徴	11,383	531,676,172	11,383	531,676,172	0	0	100.00
	普徴	695	20,808,918	618	17,203,830	120	3,605,088	82.68
	計	12,078	552,485,090	12,001	548,880,002	120	3,605,088	99.35
3	特徴	10,988	561,310,132	10,988	561,310,132	0	0	100.00
	普徴	751	23,492,759	648	18,692,185	141	4,800,574	79.57
	計	11,739	584,802,891	11,636	580,002,317	141	4,800,574	99.18
4	特徴	13,727	829,170,832	13,727	829,170,832	0	0	100.00
	普徴	3,265	148,029,772	2,895	123,176,281	516	24,853,491	83.21
	計	16,992	977,200,604	16,622	952,347,113	516	24,853,491	97.46
5	特徴	12,208	847,104,887	12,208	847,104,887	0	0	100.00
	普徴	562	21,716,958	507	18,333,014	74	3,383,944	84.42
	計	12,770	868,821,845	12,715	865,437,901	74	3,383,944	99.61
6	特徴	13,969	1,135,404,052	13,969	1,135,404,052	0	0	100.00
	普徴	2,110	118,718,005	1,770	91,031,524	462	27,686,481	76.68
	計	16,079	1,254,122,057	15,739	1,226,435,576	462	27,686,481	97.79
7	特徴	1,061	90,392,820	1,061	90,392,820	0	0	100.00
	普徴	146	8,419,649	127	6,880,863	28	1,538,786	81.72
	計	1,207	98,812,469	1,188	97,273,683	28	1,538,786	98.44
8	特徴	12,810	1,125,713,628	12,810	1,125,713,628	0	0	100.00
	普徴	1,621	93,807,772	1,421	75,971,789	290	17,835,983	80.99
	計	14,431	1,219,521,400	14,231	1,201,685,417	290	17,835,983	98.54
9	特徴	7,454	746,247,512	7,454	746,247,512	0	0	100.00
	普徴	1,372	92,039,333	1,259	79,292,047	189	12,747,286	86.15
	計	8,826	838,286,845	8,713	825,539,559	189	12,747,286	98.48
10	特徴	2,878	328,574,399	2,878	328,574,399	0	0	100.00
	普徴	586	45,635,131	552	41,345,193	54	4,289,938	90.60
	計	3,464	374,209,530	3,430	369,919,592	54	4,289,938	98.85
11	特徴	1,668	203,229,466	1,668	203,229,466	0	0	100.00
	普徴	412	36,141,104	398	34,352,195	35	1,788,909	95.05
	計	2,080	239,370,570	2,066	237,581,661	35	1,788,909	99.25
12	特徴	635	83,146,549	635	83,146,549	0	0	100.00
	普徴	166	15,870,430	164	15,313,438	10	556,992	96.49
	計	801	99,016,979	799	98,459,987	10	556,992	99.44
13	特徴	369	51,221,142	369	51,221,142	0	0	100.00
	普徴	85	8,205,736	83	7,940,220	4	265,516	96.76
	計	454	59,426,878	452	59,161,362	4	265,516	99.55
14	特徴	1,022	150,061,234	1,022	150,061,234	0	0	100.00
	普徴	280	32,430,131	272	31,168,516	15	1,261,615	96.11
	計	1,302	182,491,365	1,294	181,229,750	15	1,261,615	99.31

※各翌年度5月末現在

(3)滞納繰越分

(単位:人数(人)、金額(円))

内訳 年度	調 定		収 納		不 納 欠 損		翌年度繰越		収納率 (%)
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
平成13年度	2,787	15,144,322	2,373	3,523,958	0	0	1,778	11,620,364	23.27
平成14年度	3,677	58,572,638	1,299	11,164,981	1,366	6,787,284	2,463	40,620,373	19.06
平成15年度	4,083	105,953,699	1,331	16,641,254	1,945	28,603,812	2,610	60,708,633	15.71
平成16年度	4,322	145,113,671	1,421	22,216,926	2,131	46,716,495	2,812	76,180,250	15.31
平成17年度	4,459	161,731,447	1,381	22,856,173	2,369	59,197,711	2,882	79,677,563	14.13
平成18年度	4,496	167,217,918	1,246	19,474,509	2,499	63,768,941	3,014	83,974,468	11.65
平成19年度	4,974	207,683,452	1,339	24,562,501	2,606	67,177,643	3,453	115,943,308	11.83
平成20年度	5,038	234,886,736	1,213	23,562,169	2,964	92,849,825	3,419	118,474,742	10.03
平成21年度	5,069	244,602,673	1,241	25,774,477	2,996	95,745,284	3,372	123,082,912	10.54
平成22年度	4,908	246,477,713	1,321	28,321,484	2,895	97,035,259	3,333	121,120,970	11.49
平成23年度	4,627	237,072,003	1,198	25,501,803	2,880	96,931,016	3,130	114,639,184	10.76
平成24年度	4,571	227,383,481	1,081	23,455,129	2,765	93,136,266	3,120	110,792,086	10.32
平成25年度	5,869	247,903,918	1,185	28,433,142	2,651	87,978,192	3,393	131,492,584	11.47
平成26年度	5,035	272,582,742	1,313	30,629,234	2,839	103,876,542	3,469	138,076,966	11.24
平成27年度	5,059	280,714,854	1,327	31,536,449	2,987	109,515,891	3,402	139,662,514	11.23
平成28年度	4,763	284,798,463	1,233	30,720,029	2,886	109,979,264	3,243	144,099,170	10.79
平成29年度	4,486	283,572,658	1,121	29,009,414	2,731	111,346,229	3,094	143,217,015	10.23

※3月末現在

※保険料の徴収が平成12年度より開始のため、滞納繰越分は平成13年度から記載。

(4)所得段階別 滞納繰越分

(単位:人数(人)、金額(円))

内訳 段階	調 定		収 納		不 納 欠 損		翌年度繰越		収納率 (%)
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
1段階	3,030	68,949,607	498	5,897,289	1,257	26,086,527	2,270	36,965,791	8.55
2段階	1,160	12,489,149	85	969,811	967	7,263,229	195	4,256,109	7.77
3段階	356	10,945,225	49	715,577	191	4,633,508	211	5,596,140	6.54
4段階	1,040	48,363,180	195	4,898,378	440	17,995,783	778	25,469,019	10.13
5段階	522	10,193,082	51	777,728	397	4,918,131	141	4,497,223	7.63
6段階	894	53,395,860	168	5,062,873	365	20,509,483	690	27,823,504	9.48
7段階	394	6,932,536	41	708,382	331	3,950,208	58	2,273,946	10.22
8段階	608	31,796,373	123	3,996,517	301	12,286,312	361	15,513,544	12.57
9段階	458	25,176,438	113	3,694,784	216	8,301,990	236	13,179,664	14.68
10段階	100	7,492,964	24	834,798	42	2,750,647	65	3,907,519	11.14
11段階	59	4,320,941	16	918,038	26	1,562,000	31	1,840,903	21.25
12段階	18	1,166,506	7	172,766	8	591,815	7	401,925	14.81
13段階	7	549,927	3	206,553	1	29,400	4	313,974	37.56
14段階	15	1,800,870	4	155,920	5	467,196	13	1,177,754	8.66
合 計	8,661	283,572,658	1,377	29,009,414	4,547	111,346,229	5,060	143,217,015	10.23

※3月末現在

※収納人数については、一部でも収納した人をカウントしているため、収納と未納の計上と調定人数は一致しない。

(5)口座振替加入率

年度	口座振替加入率(%)
平成24年度	20.90
平成25年度	20.40
平成26年度	20.51
平成27年度	20.97
平成28年度	21.45
平成29年度	20.93

(6)減免状況

内訳	年度	27年度	28年度	29年度
被災	件数	11	6	8
	金額	443,113	244,755	279,101
所得激減	件数	228	224	222
	金額	3,445,220	3,238,471	3,376,755
生活困窮	件数	255	260	238
	金額	3,348,777	3,422,505	3,111,289
制度的	件数	0	0	0
	金額	0	0	0
その他	件数	47	38	36
	金額	899,200	658,909	695,843
合計	件数	541	528	504
	金額	8,136,310	7,564,640	7,462,988

IV 認定審査

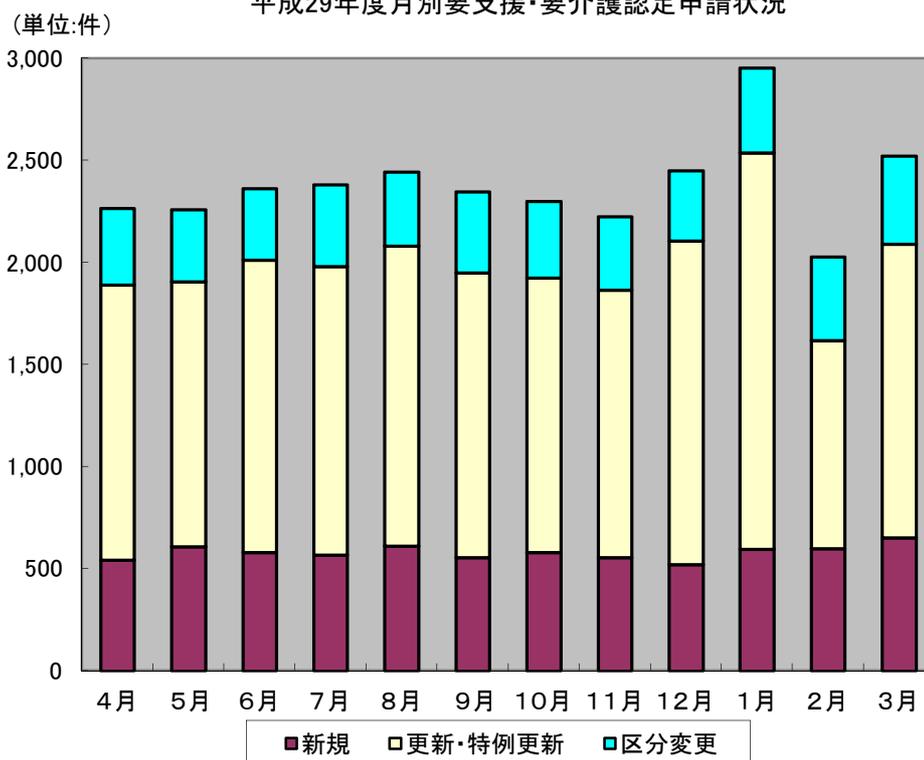
1 介護認定審査会

項目	内容
合議体数	20合議体
委員数及び内訳	169人（医療 113人・保健 24人・福祉 32人）（平成30年3月31日現在）
1回の審査件数	原則1回 55件
開催日時	月曜～金曜 2開催 午後1時～
審査会開催数	計 474回（H28年度473回）
認定処理件数	計27,059件（介護扶助にかかる審査判定292件数件を除く H28年度27,208件）

2 月別要支援・要介護認定申請状況

	申請 件数	申請区分		
		新規	更新・特例更新	区分変更
4月	2,266	542	1,347	377
5月	2,259	609	1,296	354
6月	2,363	580	1,430	353
7月	2,379	568	1,412	399
8月	2,442	612	1,469	361
9月	2,346	555	1,394	397
10月	2,299	578	1,346	375
11月	2,225	553	1,310	362
12月	2,449	520	1,586	343
1月	2,954	594	1,944	416
2月	2,028	597	1,021	410
3月	2,521	652	1,439	430
合計	28,531	6,960	16,994	4,577

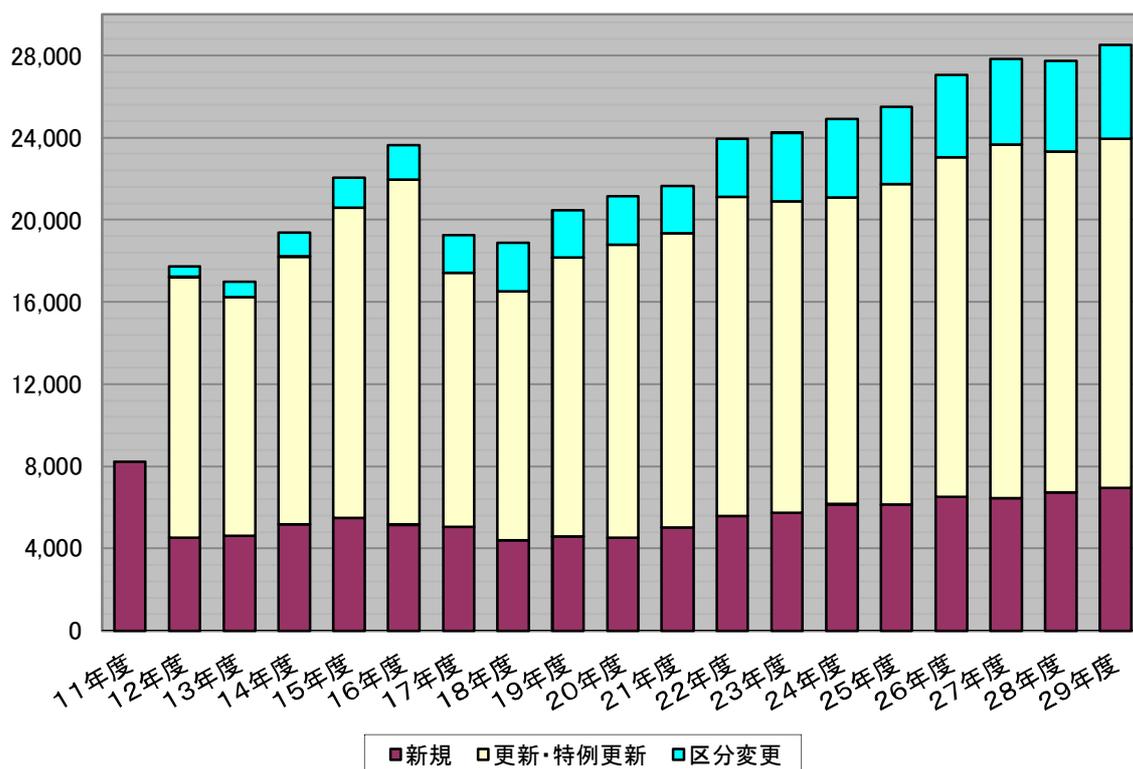
平成29年度月別要支援・要介護認定申請状況



3 年度別要支援・要介護認定申請状況

	申請 件数	申請区分					
		新規		更新・特例更新		区分変更	
		申請件数	割合	申請件数	割合	申請件数	割合
11年度	8,250	8,250	100.00%	0	0.00%	0	0.00%
12年度	17,760	4,558	25.66%	12,688	71.44%	514	2.89%
13年度	16,989	4,641	27.32%	11,617	68.38%	731	4.30%
14年度	19,414	5,202	26.80%	13,021	67.07%	1,191	6.13%
15年度	22,053	5,516	25.01%	15,084	68.40%	1,453	6.59%
16年度	23,642	5,176	21.89%	16,796	71.04%	1,670	7.06%
17年度	19,279	5,052	26.20%	12,397	64.30%	1,830	9.49%
18年度	18,888	4,417	23.39%	12,119	64.16%	2,352	12.45%
19年度	20,477	4,591	22.42%	13,582	66.33%	2,304	11.25%
20年度	21,161	4,559	21.54%	14,246	67.32%	2,356	11.13%
21年度	21,678	5,038	23.24%	14,328	66.09%	2,312	10.67%
22年度	23,939	5,601	23.40%	15,533	64.89%	2,805	11.72%
23年度	24,247	5,741	23.68%	15,161	62.53%	3,345	13.80%
24年度	24,918	6,175	24.78%	14,903	59.81%	3,840	15.41%
25年度	25,525	6,139	24.05%	15,609	61.15%	3,777	14.80%
26年度	27,059	6,529	24.13%	16,528	61.08%	4,002	14.79%
27年度	27,828	6,465	23.23%	17,226	61.90%	4,137	14.87%
28年度	27,761	6,753	24.33%	16,603	59.81%	4,405	15.87%
29年度	28,531	6,960	24.39%	16,994	59.56%	4,577	16.04%

年度別 要支援・要介護認定申請状況



4 月別要介護度別認定者状況

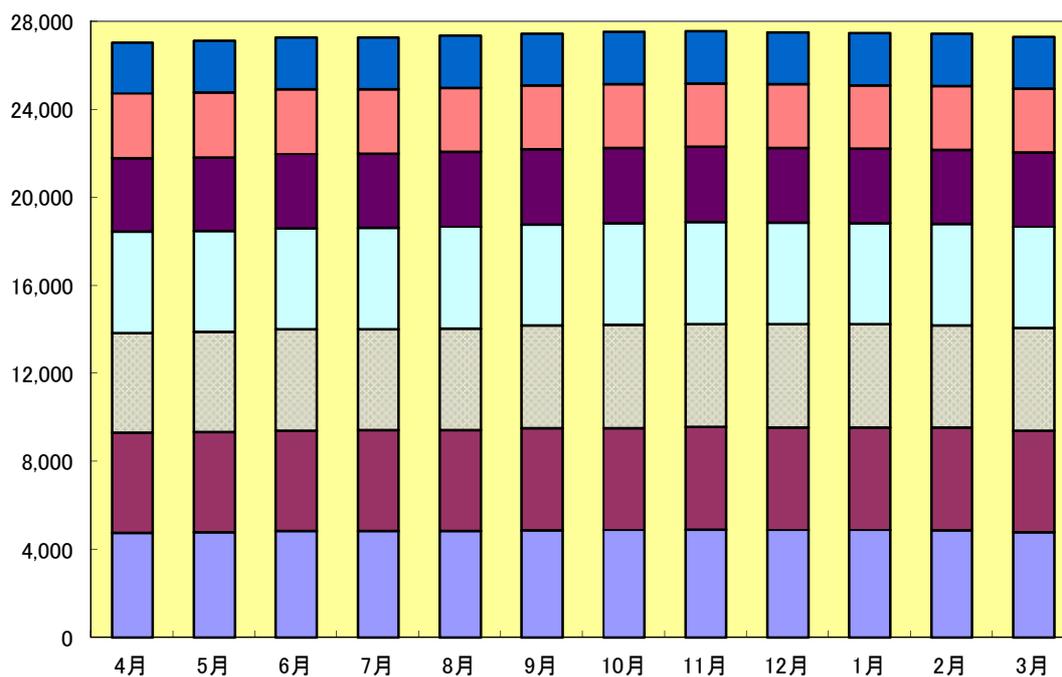
(単位:人)

		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4月末	第1号	1	4,716	4,466	9,182	4,467	4,463	3,267	2,875	2,256	26,510
	65歳～74歳	0	724	831	1,555	583	701	424	373	315	3,951
	75歳以上	1	3,992	3,635	7,627	3,884	3,762	2,843	2,502	1,941	22,559
	第2号		44	103	147	59	122	77	62	71	538
	小計	1	4,760	4,569	9,329	4,526	4,585	3,344	2,937	2,327	27,048
5月末	第1号	1	4,733	4,478	9,211	4,480	4,454	3,245	2,918	2,266	26,574
	65歳～74歳	0	732	830	1,562	577	713	419	368	323	3,962
	75歳以上	1	4,001	3,648	7,649	3,903	3,741	2,826	2,550	1,943	22,612
	第2号		45	100	145	63	124	78	63	67	540
	小計	1	4,778	4,578	9,356	4,543	4,578	3,323	2,981	2,333	27,114
6月末	第1号	1	4,776	4,499	9,275	4,517	4,473	3,291	2,885	2,270	26,711
	65歳～74歳	0	734	820	1,554	585	715	423	366	328	3,971
	75歳以上	1	4,042	3,679	7,721	3,932	3,758	2,868	2,519	1,942	22,740
	第2号		48	97	145	63	124	77	64	70	543
	小計	1	4,824	4,596	9,420	4,580	4,597	3,368	2,949	2,340	27,254
7月末	第1号	1	4,793	4,482	9,275	4,532	4,476	3,304	2,860	2,282	26,729
	65歳～74歳	0	731	793	1,524	583	725	414	371	327	3,944
	75歳以上	1	4,062	3,689	7,751	3,949	3,751	2,890	2,489	1,955	22,785
	第2号		49	98	147	66	124	75	60	69	541
	小計	1	4,842	4,580	9,422	4,598	4,600	3,379	2,920	2,351	27,270
8月末	第1号	1	4,793	4,499	9,292	4,541	4,495	3,342	2,832	2,309	26,811
	65歳～74歳	0	716	803	1,519	576	726	424	371	322	3,938
	75歳以上	1	4,077	3,696	7,773	3,965	3,769	2,918	2,461	1,987	22,873
	第2号		45	100	145	65	124	69	61	72	536
	小計	1	4,838	4,599	9,437	4,606	4,619	3,411	2,893	2,381	27,347
9月末	第1号	2	4,814	4,562	9,376	4,568	4,506	3,331	2,832	2,290	26,903
	65歳～74歳	0	733	811	1,544	569	734	419	364	312	3,942
	75歳以上	2	4,081	3,751	7,832	3,999	3,772	2,912	2,468	1,978	22,961
	第2号		48	103	151	68	117	65	60	73	534
	小計	2	4,862	4,665	9,527	4,636	4,623	3,396	2,892	2,363	27,437
10月末	第1号	2	4,830	4,537	9,367	4,623	4,508	3,342	2,828	2,329	26,997
	65歳～74歳	0	735	814	1,549	568	720	417	377	318	3,949
	75歳以上	2	4,095	3,723	7,818	4,055	3,788	2,925	2,451	2,011	23,048
	第2号		49	107	156	66	122	63	63	74	544
	小計	2	4,879	4,644	9,523	4,689	4,630	3,405	2,891	2,403	27,541
11月末	第1号	4	4,858	4,550	9,408	4,600	4,531	3,365	2,804	2,298	27,006
	65歳～74歳	1	748	825	1,573	552	720	415	366	319	3,945
	75歳以上	3	4,110	3,725	7,835	4,048	3,811	2,950	2,438	1,979	23,061
	第2号		52	113	165	63	116	62	66	74	546
	小計	4	4,910	4,663	9,573	4,663	4,647	3,427	2,870	2,372	27,552
12月末	第1号	4	4,828	4,551	9,379	4,623	4,516	3,342	2,813	2,293	26,966
	65歳～74歳	1	757	826	1,583	552	718	407	362	320	3,942
	75歳以上	3	4,071	3,725	7,796	4,071	3,798	2,935	2,451	1,973	23,024
	第2号		51	114	165	64	111	60	61	72	533
	小計	4	4,879	4,665	9,544	4,687	4,627	3,402	2,874	2,365	27,499

		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
1月末	第1号	6	4,837	4,550	9,387	4,594	4,512	3,323	2,811	2,288	26,915
	65歳～74歳	2	746	803	1,549	551	722	403	364	311	3,900
	75歳以上	4	4,091	3,747	7,838	4,043	3,790	2,920	2,447	1,977	23,015
	第2号		50	114	164	68	109	61	63	74	539
	小計	6	4,887	4,664	9,551	4,662	4,621	3,384	2,874	2,362	27,454
2月末	第1号	7	4,806	4,557	9,363	4,575	4,514	3,300	2,841	2,303	26,896
	65歳～74歳	2	753	798	1,551	533	705	400	363	307	3,859
	75歳以上	5	4,053	3,759	7,812	4,042	3,809	2,900	2,478	1,996	23,037
	第2号		50	114	164	69	107	62	62	72	536
	小計	7	4,856	4,671	9,527	4,644	4,621	3,362	2,903	2,375	27,432
3月末	第1号	7	4,726	4,526	9,252	4,584	4,496	3,330	2,823	2,276	26,761
	65歳～74歳	2	739	803	1,542	516	694	395	370	307	3,824
	75歳以上	5	3,987	3,723	7,710	4,068	3,802	2,935	2,453	1,969	22,937
	第2号		44	113	157	64	105	62	65	73	526
	小計	7	4,770	4,639	9,409	4,648	4,601	3,392	2,888	2,349	27,287

平成29年度月別要介護度別認定者状況

(単位:人)



■事業対象者 ■要支援1 ■要支援2 ■要介護1 ■要介護2 ■要介護3 ■要介護4 ■要介護5

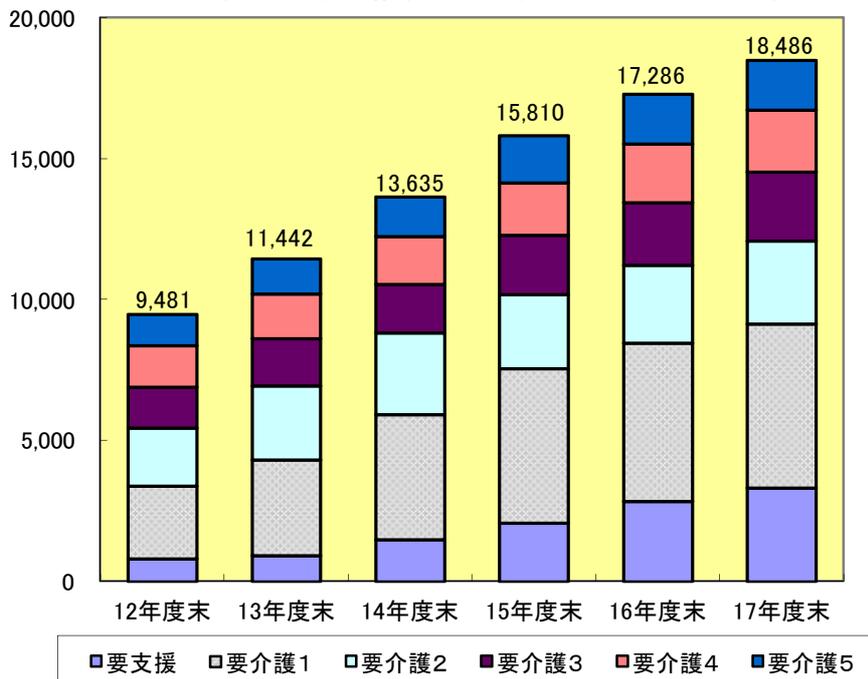
5 年度末別要介護度別認定者状況(12年度末～17年度末)

(単位:人)

		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
12年度末	第1号	788	2,498	1,974	1,380	1,398	1,056	9,094
	65歳～74歳	191	577	427	263	254	231	1,943
	75歳以上	597	1,921	1,547	1,117	1,144	825	7,151
	第2号	7	83	97	70	64	66	387
	小計	795	2,581	2,071	1,450	1,462	1,122	9,481
13年度末	第1号	919	3,303	2,497	1,584	1,503	1,180	10,986
	65歳～74歳	234	762	558	320	286	230	2,390
	75歳以上	685	2,541	1,939	1,264	1,217	950	8,596
	第2号	5	86	140	83	75	67	456
	小計	924	3,389	2,637	1,667	1,578	1,247	11,442
14年度末	第1号	1,465	4,320	2,759	1,630	1,620	1,322	13,116
	65歳～74歳	381	1,007	611	317	303	271	2,890
	75歳以上	1,084	3,313	2,148	1,313	1,317	1,051	10,226
	第2号	18	122	141	85	76	77	519
	小計	1,483	4,442	2,900	1,715	1,696	1,399	13,635
15年度末	第1号	2,031	5,312	2,527	1,992	1,776	1,576	15,214
	65歳～74歳	553	1,232	581	377	361	299	3,403
	75歳以上	1,478	4,080	1,946	1,615	1,415	1,277	11,811
	第2号	33	167	120	107	84	85	596
	小計	2,064	5,479	2,647	2,099	1,860	1,661	15,810
16年度末	第1号	2,782	5,450	2,636	2,122	1,987	1,668	16,645
	65歳～74歳	738	1,211	556	385	369	313	3,572
	75歳以上	2,044	4,239	2,080	1,737	1,618	1,355	13,073
	第2号	55	179	116	112	89	90	641
	小計	2,837	5,629	2,752	2,234	2,076	1,758	17,286
17年度末	第1号	3,255	5,649	2,813	2,338	2,084	1,675	17,814
	65歳～74歳	829	1,231	577	427	353	318	3,735
	75歳以上	2,426	4,418	2,236	1,911	1,731	1,357	14,079
	第2号	58	176	130	120	94	94	672
	小計	3,313	5,825	2,943	2,458	2,178	1,769	18,486

(単位:人)

年度末別 要介護度別認定者状況 (H12～H17年度)

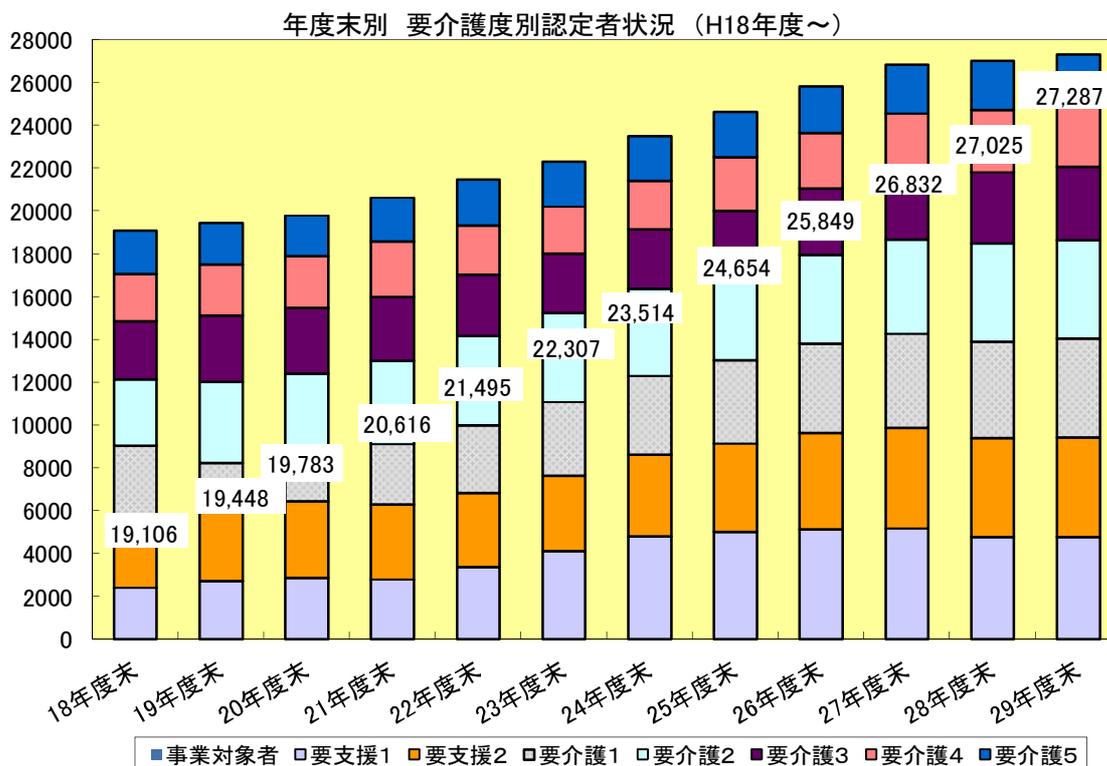


6 年度末別要介護度別認定者状況(18年度末～29年度末)

(単位:人)

		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
18年度末	第1号		2,388	1,889	4,277	4,534	2,977	2,580	2,127	1,934	18,429
	65歳～74歳		583	459	1,042	905	672	512	344	353	3,828
	75歳以上		1,805	1,430	3,235	3,629	2,305	2,068	1,783	1,581	14,601
	第2号		25	69	94	131	132	122	100	98	677
	小計		2,413	1,958	4,371	4,665	3,109	2,702	2,227	2,032	19,106
19年度末	第1号		2,673	3,627	6,300	1,754	3,647	2,968	2,301	1,822	18,792
	65歳～74歳		590	776	1,366	285	757	581	363	310	3,662
	75歳以上		2,083	2,851	4,934	1,469	2,890	2,387	1,938	1,512	15,130
	第2号		30	109	139	38	158	126	92	103	656
	小計		2,703	3,736	6,439	1,792	3,805	3,094	2,393	1,925	19,448
20年度末	第1号		2,846	3,490	6,336	2,052	3,702	2,959	2,310	1,795	19,154
	65歳～74歳		598	691	1,289	351	752	581	355	300	3,628
	75歳以上		2,248	2,799	5,047	1,701	2,950	2,378	1,955	1,495	15,526
	第2号		30	101	131	37	169	109	94	89	629
	小計		2,876	3,591	6,467	2,089	3,871	3,068	2,404	1,884	19,783
21年度末	第1号		2,758	3,388	6,146	2,785	3,715	2,893	2,481	1,943	19,963
	65歳～74歳		553	658	1,211	477	754	529	361	311	3,643
	75歳以上		2,205	2,730	4,935	2,308	2,961	2,364	2,120	1,632	16,320
	第2号		43	97	140	48	166	114	86	99	653
	小計		2,801	3,485	6,286	2,833	3,881	3,007	2,567	2,042	20,616
22年度末	第1号		3,339	3,339	6,678	3,119	3,990	2,760	2,213	2,074	20,834
	65歳～74歳		639	684	1,323	474	779	425	310	318	3,629
	75歳以上		2,700	2,655	5,355	2,645	3,211	2,335	1,903	1,756	17,205
	第2号		50	110	160	49	167	109	71	105	661
	小計		3,389	3,449	6,838	3,168	4,157	2,869	2,284	2,179	21,495
23年度末	第1号		4,047	3,406	7,453	3,390	3,970	2,671	2,149	1,990	21,623
	65歳～74歳		720	730	1,450	491	728	372	308	310	3,659
	75歳以上		3,327	2,676	6,003	2,899	3,242	2,299	1,841	1,680	17,964
	第2号		70	128	198	54	173	96	66	97	684
	小計		4,117	3,534	7,651	3,444	4,143	2,767	2,215	2,087	22,307
24年度末	第1号		4,751	3,655	8,406	3,626	3,921	2,696	2,196	1,996	22,841
	65歳～74歳		863	748	1,611	480	702	410	297	332	3,832
	75歳以上		3,888	2,907	6,795	3,146	3,219	2,286	1,899	1,664	19,009
	第2号		78	126	204	62	156	80	73	98	673
	小計		4,829	3,781	8,610	3,688	4,077	2,776	2,269	2,094	23,514
25年度末	第1号		4,956	3,994	8,950	3,821	3,926	2,854	2,436	2,040	24,027
	65歳～74歳		903	818	1,721	515	692	425	355	345	4,053
	75歳以上		4,053	3,176	7,229	3,306	3,234	2,429	2,081	1,695	19,974
	第2号		57	132	189	64	137	71	67	99	627
	小計		5,013	4,126	9,139	3,885	4,063	2,925	2,503	2,139	24,654
26年度末	第1号		5,062	4,423	9,485	4,074	4,045	3,022	2,509	2,114	25,249
	65歳～74歳		891	885	1,776	547	709	442	372	314	4,160
	75歳以上		4,171	3,538	7,709	3,527	3,336	2,580	2,137	1,800	21,089
	第2号		58	110	168	71	123	89	59	90	600
	小計		5,120	4,533	9,653	4,145	4,168	3,111	2,568	2,204	25,849

		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
27年度末	第1号		5,126	4,586	9,712	4,338	4,269	3,065	2,687	2,180	26,251
	65歳～74歳		861	899	1,760	571	755	466	378	298	4,228
	75歳以上		4,265	3,687	7,952	3,767	3,514	2,599	2,309	1,882	22,023
	第2号		53	111	164	61	134	83	58	81	581
	小計		5,179	4,697	9,876	4,399	4,403	3,148	2,745	2,261	26,832
28年度末A	第1号		4,741	4,507	9,248	4,450	4,456	3,250	2,855	2,236	26,495
	65歳～74歳		743	832	1,575	588	699	427	373	314	3,976
	75歳以上		3,998	3,675	7,673	3,862	3,757	2,823	2,482	1,922	22,519
	第2号		42	102	144	61	120	75	62	68	530
	小計		4,783	4,609	9,392	4,511	4,576	3,325	2,917	2,304	27,025
29年度末B	第1号	7	4,726	4,526	9,252	4,584	4,496	3,330	2,823	2,276	26,761
	65歳～74歳	2	739	803	1,542	516	694	395	370	307	3,824
	75歳以上	5	3,987	3,723	7,710	4,068	3,802	2,935	2,453	1,969	22,937
	第2号		44	113	157	64	105	62	65	73	526
	小計	7	4,770	4,639	9,409	4,648	4,601	3,392	2,888	2,349	27,287
前年度比 B/A	第1号		99.7%	100.4%	100.0%	103.0%	100.9%	102.5%	98.9%	101.8%	101.0%
	65歳～74歳		99.5%	96.5%	97.9%	87.8%	99.3%	92.5%	99.2%	97.8%	96.2%
	75歳以上		99.7%	101.3%	100.5%	105.3%	101.2%	104.0%	98.8%	102.4%	101.9%
	第2号		104.8%	110.8%	109.0%	104.9%	87.5%	82.7%	104.8%	107.4%	99.2%
	小計		99.7%	100.7%	100.2%	103.0%	100.5%	102.0%	99.0%	102.0%	101.0%



7 年度末・月別認定率

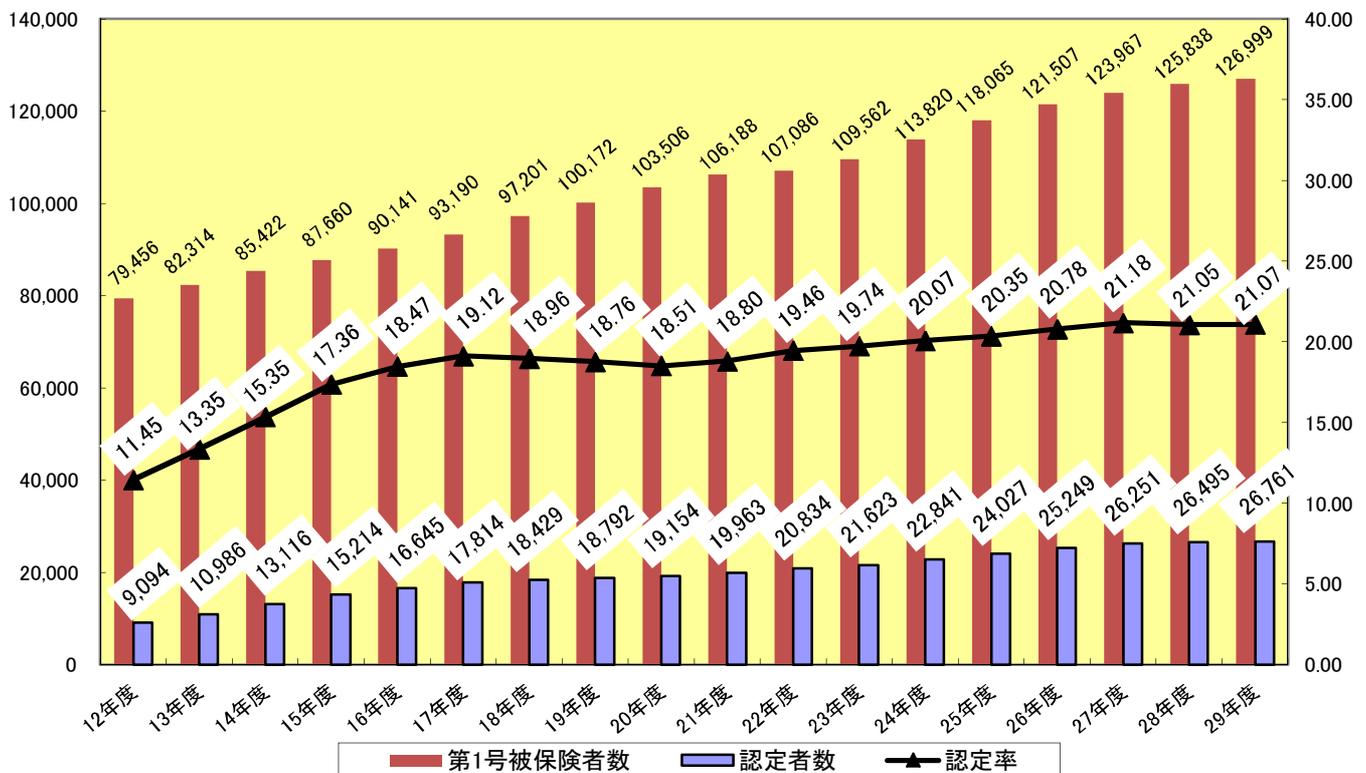
(単位:人)

各年度末時点	第1号 被保険者数 A	第1号 認定者数 B	第2号 認定者数 C	総認定者数 D=B+C	認定率 B/A(%)	認定率 (2号含む) D/A(%)
12年度	79,456	9,094	387	9,481	11.45	11.93
13年度	82,314	10,986	456	11,442	13.35	13.90
14年度	85,422	13,116	519	13,635	15.35	15.96
15年度	87,660	15,214	596	15,810	17.36	18.04
16年度	90,141	16,645	641	17,286	18.47	19.18
17年度	93,190	17,814	672	18,486	19.12	19.84
18年度	97,201	18,429	677	19,106	18.96	19.66
19年度	100,172	18,792	656	19,448	18.76	19.41
20年度	103,506	19,154	629	19,783	18.51	19.11
21年度	106,188	19,963	653	20,616	18.80	19.41
22年度	107,086	20,834	661	21,495	19.46	20.07
23年度	109,562	21,623	684	22,307	19.74	20.36
24年度	113,820	22,841	673	23,514	20.07	20.66
25年度	118,065	24,027	627	24,654	20.35	20.88
26年度	121,507	25,249	600	25,849	20.78	21.27
27年度	123,967	26,251	581	26,832	21.18	21.64
28年度	125,838	26,495	530	27,025	21.05	21.48
29年度	126,999	26,761	526	27,287	21.07	21.49

(単位:人)

年度末別 第1号被保険者数と認定者数(1号)及び認定率

(単位:%)



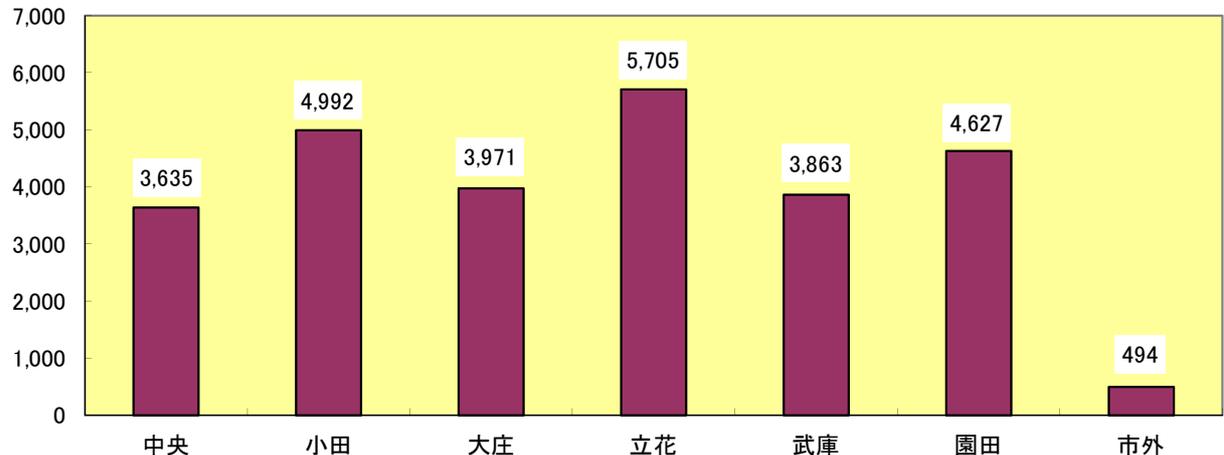
8 行政区別 要介護度別認定者状況(平成30年3月31日現在)

(単位:人)

要介護度		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
地区											
中 央	第1号	0	612	624	1,236	594	605	464	351	314	3,564
	65歳~74歳	0	97	127	224	63	93	57	40	48	525
	75歳以上	0	515	497	1,012	531	512	407	311	266	3,039
	第2号	9	19	28	8	11	9	9	6	71	
	小計	0	621	643	1,264	602	616	473	360	320	3,635
小 田	第1号	0	834	795	1,629	837	837	631	539	410	4,883
	65歳~74歳	0	130	145	275	86	116	70	78	45	670
	75歳以上	0	704	650	1,354	751	721	561	461	365	4,213
	第2号	7	24	31	15	23	11	15	14	109	
	小計	0	841	819	1,660	852	860	642	554	424	4,992
大 庄	第1号	0	638	671	1,309	655	702	475	432	325	3,898
	65歳~74歳	0	102	126	228	99	119	62	55	40	603
	75歳以上	0	536	545	1,081	556	583	413	377	285	3,295
	第2号	3	15	18	7	12	12	13	11	73	
	小計	0	641	686	1,327	662	714	487	445	336	3,971
立 花	第1号	3	1,020	1,005	2,025	999	879	722	555	433	5,613
	65歳~74歳	2	165	152	317	103	126	86	78	59	769
	75歳以上	1	855	853	1,708	896	753	636	477	374	4,844
	第2号	11	21	32	10	15	13	9	13	92	
	小計	3	1,031	1,026	2,057	1,009	894	735	564	446	5,705
武 庫	第1号	2	682	652	1,334	674	654	430	383	312	3,787
	65歳~74歳	0	100	118	218	69	103	52	52	46	540
	75歳以上	2	582	534	1,116	605	551	378	331	266	3,247
	第2号	2	13	15	12	17	7	7	18	76	
	小計	2	684	665	1,349	686	671	437	390	330	3,863
園 田	第1号	1	899	748	1,647	752	758	520	449	399	4,525
	65歳~74歳	0	143	133	276	89	128	56	53	59	661
	75歳以上	1	756	615	1,371	663	630	464	396	340	3,864
	第2号	12	21	33	12	26	8	12	11	102	
	小計	1	911	769	1,680	764	784	528	461	410	4,627
市 外	第1号	1	41	31	72	73	61	88	114	83	491
	65歳~74歳	0	2	2	4	7	9	12	14	10	56
	75歳以上	1	39	29	68	66	52	76	100	73	435
	第2号	0	0	0	0	0	1	2	0	0	3
	小計	1	41	31	72	73	62	90	114	83	494
総 数	第1号	7	4,726	4,526	9,252	4,584	4,496	3,330	2,823	2,276	26,761
	65歳~74歳	2	739	803	1,542	516	694	395	370	307	3,824
	75歳以上	5	3,987	3,723	7,710	4,068	3,802	2,935	2,453	1,969	22,937
	第2号	44	113	157	64	105	62	65	73	526	
	合計	7	4,770	4,639	9,409	4,648	4,601	3,392	2,888	2,349	27,287

(単位:人)

行政区別認定者数



V 保險給付等

1 月別介護サービス利用者状況

(1) 居宅(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用月	被保険者種別	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4月	第1号	2,777	3,534	6,311	3,585	3,781	2,230	1,624	1,126	18,657
	第2号	25	78	103	46	105	59	45	41	399
	小計	2,802	3,612	6,414	3,631	3,886	2,289	1,669	1,167	19,056
5月	第1号	2,439	3,215	5,654	3,547	3,783	2,209	1,639	1,157	17,989
	第2号	24	74	98	44	105	62	46	42	397
	小計	2,463	3,289	5,752	3,591	3,888	2,271	1,685	1,199	18,386
6月	第1号	2,325	3,121	5,446	3,605	3,828	2,240	1,636	1,151	17,906
	第2号	24	71	95	46	101	53	41	41	377
	小計	2,349	3,192	5,541	3,651	3,929	2,293	1,677	1,192	18,283
7月	第1号	2,236	3,021	5,257	3,663	3,882	2,278	1,661	1,156	17,897
	第2号	24	69	93	45	102	59	48	41	388
	小計	2,260	3,090	5,350	3,708	3,984	2,337	1,709	1,197	18,285
8月	第1号	2,103	2,923	5,026	3,686	3,876	2,270	1,633	1,176	17,667
	第2号	22	68	90	49	100	55	45	43	382
	小計	2,125	2,991	5,116	3,735	3,976	2,325	1,678	1,219	18,049
9月	第1号	1,970	2,811	4,781	3,692	3,864	2,291	1,607	1,177	17,412
	第2号	23	66	89	45	97	48	41	44	364
	小計	1,993	2,877	4,870	3,737	3,961	2,339	1,648	1,221	17,776
10月	第1号	1,864	2,730	4,594	3,682	3,847	2,264	1,582	1,165	17,134
	第2号	20	69	89	49	99	48	43	40	368
	小計	1,884	2,799	4,683	3,731	3,946	2,312	1,625	1,205	17,502
11月	第1号	1,761	2,651	4,412	3,755	3,900	2,291	1,594	1,178	17,130
	第2号	23	67	90	45	101	44	45	44	369
	小計	1,784	2,718	4,502	3,800	4,001	2,335	1,639	1,222	17,499
12月	第1号	1,686	2,555	4,241	3,770	3,932	2,302	1,604	1,191	17,040
	第2号	19	67	86	44	96	46	43	37	352
	小計	1,705	2,622	4,327	3,814	4,028	2,348	1,647	1,228	17,392
1月	第1号	1,611	2,497	4,108	3,752	3,930	2,305	1,607	1,165	16,867
	第2号	17	68	85	48	92	44	43	44	356
	小計	1,628	2,565	4,193	3,800	4,022	2,349	1,650	1,209	17,223
2月	第1号	1,518	2,374	3,892	3,712	3,871	2,257	1,575	1,147	16,454
	第2号	16	62	78	47	89	44	41	46	345
	小計	1,534	2,436	3,970	3,759	3,960	2,301	1,616	1,193	16,799
3月	第1号	1,427	2,309	3,736	3,707	3,810	2,221	1,574	1,178	16,226
	第2号	13	59	72	49	91	46	41	44	343
	小計	1,440	2,368	3,808	3,756	3,901	2,267	1,615	1,222	16,569
累計	第1号	23,717	33,741	57,458	44,156	46,304	27,158	19,336	13,967	208,379
	第2号	250	818	1,068	557	1,178	608	522	507	4,440
	合計	23,967	34,559	58,526	44,713	47,482	27,766	19,858	14,474	212,819

(2) 地域密着型(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用月	被保険者種別	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4月	第1号	9	12	21	845	831	588	398	252	2,935
	第2号	0	0	0	7	20	13	7	6	53
	小計	9	12	21	852	851	601	405	258	2,988
5月	第1号	7	11	18	826	819	571	388	250	2,872
	第2号	0	0	0	7	20	11	8	6	52
	小計	7	11	18	833	839	582	396	256	2,924
6月	第1号	6	12	18	838	836	584	384	242	2,902
	第2号	0	0	0	8	19	9	6	5	47
	小計	6	12	18	846	855	593	390	247	2,949
7月	第1号	7	11	18	877	843	605	396	245	2,984
	第2号	0	0	0	8	14	8	8	6	44
	小計	7	11	18	885	857	613	404	251	3,028
8月	第1号	8	14	22	873	839	606	389	242	2,971
	第2号	0	0	0	8	13	9	5	5	40
	小計	8	14	22	881	852	615	394	247	3,011
9月	第1号	8	15	23	860	838	611	392	248	2,972
	第2号	0	0	0	9	14	7	3	6	39
	小計	8	15	23	869	852	618	395	254	3,011
10月	第1号	8	16	24	890	834	618	372	254	2,992
	第2号	0	0	0	9	13	6	4	5	37
	小計	8	16	24	899	847	624	376	259	3,029
11月	第1号	8	16	24	887	860	592	383	270	3,016
	第2号	0	0	0	10	16	5	6	6	43
	小計	8	16	24	897	876	597	389	276	3,059
12月	第1号	7	15	22	909	867	586	372	265	3,021
	第2号	0	0	0	9	13	4	6	5	37
	小計	7	15	22	918	880	590	378	270	3,058
1月	第1号	8	13	21	901	858	590	395	272	3,037
	第2号	0	0	0	8	13	3	4	6	34
	小計	8	13	21	909	871	593	399	278	3,071
2月	第1号	8	14	22	896	853	593	396	271	3,031
	第2号	0	0	0	7	12	4	3	6	32
	小計	8	14	22	903	865	597	399	277	3,063
3月	第1号	7	14	21	902	850	564	396	269	3,002
	第2号	0	0	0	8	11	5	3	7	34
	小計	7	14	21	910	861	569	399	276	3,036
累計	第1号	91	163	254	10,504	10,128	7,108	4,661	3,080	35,735
	第2号	0	0	0	98	178	84	63	69	492
	合計	91	163	254	10,602	10,306	7,192	4,724	3,149	36,227

(3) 施設別介護サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

- * 合計欄の総数は、同一人が同一月に複数のサービスを受けた場合、1人として計上している
- * 地域密着型サービスの介護老人福祉施設除く

(単位:人)

利用月	被保険者種別	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合計
4月	第1号	1,583	996	43	2,622
	第2号	13	16	1	30
	小計	1,596	1,012	44	総数 2,641
5月	第1号	1,611	995	46	2,652
	第2号	13	17	1	31
	小計	1,624	1,012	47	総数 2,668
6月	第1号	1,623	980	45	2,648
	第2号	13	18	1	32
	小計	1,636	998	46	総数 2,674
7月	第1号	1,618	1,001	35	2,654
	第2号	14	16	1	31
	小計	1,632	1,017	36	総数 2,678
8月	第1号	1,593	1,013	37	2,643
	第2号	15	12	1	28
	小計	1,608	1,025	38	総数 2,664
9月	第1号	1,603	1,023	39	2,665
	第2号	16	13	1	30
	小計	1,619	1,036	40	総数 2,687
10月	第1号	1,632	1,035	39	2,706
	第2号	16	15	1	32
	小計	1,648	1,050	40	総数 2,724
11月	第1号	1,663	1,045	38	2,746
	第2号	15	16	1	32
	小計	1,678	1,061	39	総数 2,765
12月	第1号	1,627	1,057	37	2,721
	第2号	16	15	0	31
	小計	1,643	1,072	37	総数 2,743
1月	第1号	1,626	1,040	38	2,704
	第2号	16	17	0	33
	小計	1,642	1,057	38	総数 2,725
2月	第1号	1,650	1,042	38	2,730
	第2号	16	17	0	33
	小計	1,666	1,059	38	総数 2,756
3月	第1号	1,671	1,037	36	2,744
	第2号	17	18	0	35
	小計	1,688	1,055	36	総数 2,766
累計	第1号	19,500	12,264	471	32,235
	第2号	180	190	8	378
	合計	19,680	12,454	479	総数 32,613

(4) 要介護(要支援)認定者に占めるサービス利用者数の割合

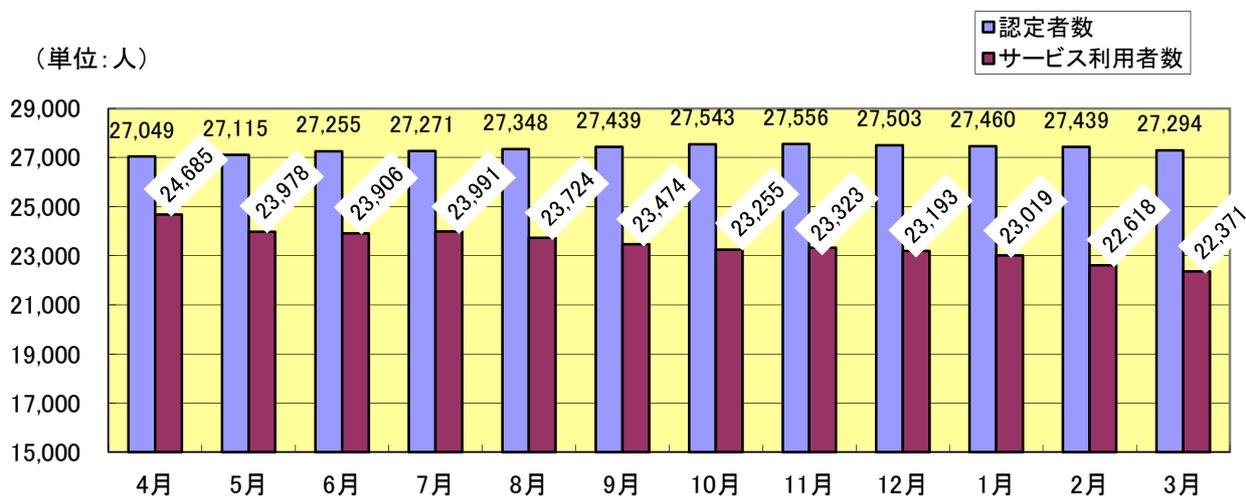
* 利用月ベースで決算との対応はしない

* 同一月に複数のサービスを受けた場合、それぞれ受給者数を1人として計上している

(単位:人)

対象月	認定者数	居宅サービス利用者		地域密着型サービス利用者		施設サービス利用者		合 計	
		人数	利用率(%)	人数	利用率(%)	人数	利用率(%)	人数	利用率(%)
4月	27,049	19,056	70.45	2,988	11.05	2,641	9.76	24,685	91.26
5月	27,115	18,386	67.81	2,924	10.78	2,668	9.84	23,978	88.43
6月	27,255	18,283	67.08	2,949	10.82	2,674	9.81	23,906	87.71
7月	27,271	18,285	67.05	3,028	11.10	2,678	9.82	23,991	87.97
8月	27,348	18,049	66.00	3,011	11.01	2,664	9.74	23,724	86.75
9月	27,439	17,776	64.78	3,011	10.97	2,687	9.79	23,474	85.55
10月	27,543	17,502	63.54	3,029	11.00	2,724	9.89	23,255	84.43
11月	27,556	17,499	63.50	3,059	11.10	2,765	10.03	23,323	84.64
12月	27,503	17,392	63.24	3,058	11.12	2,743	9.97	23,193	84.33
1月	27,460	17,223	62.72	3,071	11.18	2,725	9.92	23,019	83.83
2月	27,439	16,799	61.22	3,063	11.16	2,756	10.04	22,618	82.43
3月	27,294	16,569	60.71	3,036	11.12	2,766	10.13	22,371	81.96
年平均	—	—	64.83	—	11.04	—	9.90	—	85.76

(単位:人)



(単位:%)

認定者に占めるサービス利用者の割合



2 年度別介護サービス利用者状況

(1) 居宅介護(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用者数 累計	要支援1	要支援2	経過的要介護 (要支援)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
23年度	23,650	29,795	11	30,540	39,901	22,622	14,182	12,122	172,823
24年度	28,600	31,799	-	33,047	39,688	22,085	14,676	11,716	181,611
25年度	31,648	35,710	-	36,221	40,142	23,285	16,205	12,729	195,940
26年度	31,575	39,179	-	37,857	41,397	24,442	17,234	13,179	204,863
27年度	31,868	41,874	-	40,935	43,099	25,141	18,456	13,568	214,941
28年度A	33,052	42,841	-	43,138	45,617	26,288	19,521	13,974	224,431
29年度B	23,967	34,559	-	44,713	47,482	27,766	19,858	14,474	212,819
前年度比B/A	72.5%	80.7%	-	103.7%	104.1%	105.6%	101.7%	103.6%	94.8%

(2) 地域密着型(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用者数 累計	要支援1	要支援2	経過的要介護 (要支援)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
23年度	0	27	0	1,072	1,896	2,544	1,678	1,340	8,557
24年度	8	24	0	1,418	1,885	2,553	1,633	1,239	8,760
25年度	28	20	0	1,578	1,859	2,462	1,640	1,257	8,844
26年度	48	21	0	1,549	2,204	2,417	1,841	1,516	9,596
27年度	67	62	0	1,958	2,668	2,928	2,373	1,873	11,929
28年度A	61	122	0	9,112	9,376	6,612	4,271	3,040	32,594
29年度B	91	163	0	10,602	10,306	7,192	4,724	3,149	36,227
前年度比B/A	149.2%	133.6%	-	116.4%	109.9%	108.8%	110.6%	103.6%	111.1%

(3) 施設別介護サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

* 合計欄の総数は、同一人が同一月に複数のサービスを受けた場合、1人として計上している

* 地域密着型サービスの介護老人福祉施設除く

(単位:人)

利用者数 累計	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	合計
23年度	15,206	12,823	1,664	総数 29,540
24年度	16,019	12,565	1,552	総数 30,014
25年度	18,110	12,491	1,362	総数 31,856
26年度	18,110	12,525	1,214	総数 31,705
27年度	18,228	12,076	1,174	総数 31,368
28年度A	19,008	12,156	928	総数 31,978
29年度B	19,680	12,454	479	総数 32,613
前年度比B/A	103.5%	102.5%	51.6%	102.0%

3 保険給付費審査年度別・月別支給額

(1) 平成12～17年度 年度別支給額

* 決算に合致

(単位:円)

サービス種類	平成17年度合計		平成16年度合計		平成15年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
訪問介護	92,468	4,671,131,593	81,210	4,212,877,749	68,105	3,753,178,266
訪問入浴介護	3,382	176,834,687	3,524	182,544,717	3,628	173,508,698
訪問看護	18,491	765,246,074	17,075	714,128,702	16,199	675,072,828
訪問リハビリテーション	2,532	44,102,448	2,239	38,270,574	2,217	35,888,174
通所介護	42,153	2,720,952,335	37,663	2,372,812,373	30,698	1,819,821,244
通所リハビリテーション	16,776	1,186,731,964	15,953	1,143,349,829	15,272	1,072,038,630
福祉用具貸与	68,127	816,536,122	58,549	717,619,272	46,665	578,588,841
訪問通所計	243,929	10,381,535,223	216,213	9,381,603,216	182,784	8,108,096,681
短期入所生活介護	6,624	522,271,198	6,415	552,113,923	6,189	548,463,290
短期入所療養介護	2,631	197,316,148	2,268	182,128,819	1,801	139,857,368
短期入所計	9,255	719,587,346	8,683	734,242,742	7,990	688,320,658
居宅療養管理指導	19,924	162,772,860	16,970	136,236,065	16,433	127,653,450
認知症対応型	2,518	610,996,205	2,173	519,086,123	1,493	351,592,755
特定施設	2,490	421,299,231	1,772	299,564,751	1,078	183,437,683
居宅サービス計画費	131,809	1,192,573,935	119,350	1,078,959,464	103,069	917,452,260
その他単品計	156,741	2,387,642,231	140,265	2,033,846,403	122,073	1,580,136,148
福祉用具購入費	2,158	59,847,885	1,994	53,578,605	2,098	52,767,518
住宅改修費	1,690	165,145,945	1,649	169,309,778	1,754	187,213,746
施設サービス費	30,419	8,758,379,827	29,342	9,004,314,543	28,382	8,685,720,672
介護老人福祉施設	14,631	3,947,389,517	14,665	4,243,877,122	14,633	4,230,452,396
介護老人保健施設	11,338	3,097,642,612	10,020	2,894,803,608	8,781	2,471,383,625
介護療養型医療施設	4,450	1,713,347,698	4,657	1,865,633,813	4,968	1,983,884,651
うち食費(再掲)	17,625	792,962,520	29,186	1,316,317,320	28,228	1,270,605,040
介護老人福祉施設	8,401	388,982,850	14,570	659,087,800	14,523	681,990,470
介護老人保健施設	6,588	278,274,600	10,019	432,267,340	8,779	355,046,120
介護療養型医療施設	2,636	125,705,070	4,597	224,962,180	4,926	233,568,450
特定入所者サービス費	10,448	285,440,864	-	-	-	-
審査支払手数料	435,483	39,084,590	390,064	37,056,080	336,550	31,972,250
高額介護サービス費	32,145	247,885,347	22,924	165,718,133	21,547	152,268,941
合計	922,268	23,044,549,258	811,134	21,579,669,500	703,178	19,486,496,614

サービス種類	平成14年度合計		平成13年度合計		平成12年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
訪問介護	54,588	2,950,024,515	41,627	2,206,105,355	27,301	1,278,591,898
訪問入浴介護	3,436	153,379,946	3,629	149,126,557	3,156	113,380,401
訪問看護	14,831	641,194,153	13,732	584,390,407	12,172	501,956,938
訪問リハビリテーション	1,823	29,879,160	1,435	23,084,913	1,069	18,336,769
通所介護	21,938	1,228,367,011	15,610	788,515,327	10,620	455,075,303
通所リハビリテーション	14,948	1,060,265,845	14,671	1,014,435,142	12,547	842,177,123
福祉用具貸与	33,560	437,800,908	19,903	248,910,606	6,701	80,035,914
訪問通所計	145,124	6,500,911,538	110,607	5,014,568,307	73,566	3,289,554,346
短期入所生活介護	6,037	562,673,609	5,366	435,605,032	3,799	257,531,445
短期入所療養介護	1,380	111,449,951	1,196	89,955,624	765	52,213,924
短期入所計	7,417	674,123,560	6,562	525,560,656	4,564	309,745,369
居宅療養管理指導	13,019	97,421,670	13,084	94,224,650	11,954	82,062,529
認知症対応型	977	222,742,738	629	143,203,067	212	46,093,034
特定施設	596	99,982,419	483	78,579,352	233	34,875,703
居宅サービス計画費	84,143	631,396,140	66,812	503,282,200	47,236	357,670,580
その他単品計	98,735	1,051,542,967	81,008	819,289,269	59,635	520,701,846
福祉用具購入費	1,881	49,120,655	1,396	37,260,109	1,029	27,293,181
住宅改修費	1,446	154,730,337	1,144	117,060,389	717	67,625,453
施設サービス費	27,419	8,641,711,896	26,882	8,184,419,841	22,439	7,001,640,360
介護老人福祉施設	14,615	4,405,601,410	14,755	4,293,810,249	11,336	3,380,009,742
介護老人保健施設	8,087	2,368,011,302	7,464	2,123,835,656	6,557	1,884,362,572
介護療養型医療施設	4,717	1,868,099,184	4,663	1,766,773,936	4,546	1,737,268,046
うち食費(再掲)	27,299	1,222,503,240	26,735	1,146,107,770	22,304	964,523,179
介護老人福祉施設	14,545	684,063,260	14,624	648,950,770	11,239	514,622,160
介護老人保健施設	8,035	323,677,630	7,462	289,403,770	6,550	248,892,814
介護療養型医療施設	4,669	214,762,350	4,649	207,753,230	4,515	201,008,205
特定入所者サービス費	-	-	-	-	-	-
審査支払手数料	274,042	32,117,714	218,514	25,609,831	154,525	15,412,315
高額介護サービス費	19,618	133,795,069	14,529	106,609,619	8,737	66,955,256
合計	575,682	17,238,053,736	460,642	14,830,378,021	325,212	11,298,928,126

(2)平成29年度月別支給額及び平成18~28年度支給額

*決算に合致

審査・支出決定月	4月		5月		6月		7月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	43,071	1,686,100,142	41,578	1,611,514,892	42,059	1,698,379,202	41,564	1,664,708,774
(介護給付)	32,922	1,490,026,801	32,765	1,449,214,190	33,447	1,540,625,229	33,465	1,520,071,813
(予防給付)	10,149	196,073,341	8,813	162,300,702	8,612	157,753,973	8,099	144,636,961
訪問通所サービス	34,705	1,406,703,003	33,314	1,340,799,877	33,560	1,417,904,888	33,012	1,389,110,515
(介護給付)	25,134	1,222,317,314	25,083	1,189,941,072	25,568	1,272,015,342	25,523	1,255,805,451
(予防給付)	9,571	184,385,689	8,231	150,858,805	7,992	145,889,546	7,489	133,305,064
訪問介護	10,275	587,939,991	9,775	576,540,924	9,719	609,124,591	9,403	592,329,689
(介護給付)	6,962	522,591,542	6,911	519,075,655	7,060	555,314,844	7,053	544,806,570
(予防給付)	3,313	65,348,449	2,864	57,465,269	2,659	53,809,747	2,350	47,523,119
訪問入浴介護	306	17,315,101	307	16,862,562	307	18,143,987	300	17,337,599
(介護給付)	303	17,264,595	305	16,837,073	305	18,101,144	297	17,242,303
(予防給付)	3	50,506	2	25,489	2	42,843	3	95,296
訪問看護	2,922	111,830,842	2,887	102,332,903	2,965	110,251,804	2,977	113,621,070
(介護給付)	2,526	100,026,525	2,497	91,490,009	2,563	98,721,051	2,580	102,074,637
(予防給付)	396	11,804,317	390	10,842,894	402	11,530,753	397	11,546,433
訪問リハビリテーション	922	31,874,641	943	29,535,878	948	31,333,346	992	34,428,400
(介護給付)	771	27,297,238	794	25,515,499	795	26,896,863	839	29,692,110
(予防給付)	151	4,577,403	149	4,020,379	153	4,436,483	153	4,736,290
通所介護	7,415	410,081,788	6,482	369,596,903	6,521	396,404,360	6,260	378,316,052
(介護給付)	4,780	337,220,133	4,733	321,065,272	4,868	350,259,435	4,842	338,885,337
(予防給付)	2,635	72,861,655	1,749	48,531,631	1,653	46,144,925	1,418	39,430,715
通所リハビリテーション	1,951	125,720,000	1,975	122,607,467	1,992	128,094,569	1,961	128,276,319
(介護給付)	1,494	110,566,905	1,512	107,290,853	1,526	112,628,754	1,512	113,407,062
(予防給付)	457	15,153,095	463	15,316,614	466	15,465,815	449	14,869,257
福祉用具貸与	10,914	121,940,640	10,945	123,323,240	11,108	124,552,231	11,119	124,801,386
(介護給付)	8,298	107,350,376	8,331	108,666,711	8,451	110,093,251	8,400	109,697,432
(予防給付)	2,616	14,590,264	2,614	14,656,529	2,657	14,458,980	2,719	15,103,954
短期入所サービス(小計)	1,361	128,720,821	1,285	122,075,718	1,368	129,589,958	1,335	126,868,824
(介護給付)	1,335	127,769,249	1,264	121,290,885	1,342	127,658,226	1,304	125,660,455
(予防給付)	26	951,572	21	784,833	26	931,732	31	1,208,369
短期入所生活介護	1,235	118,248,167	1,167	112,493,713	1,245	118,614,410	1,222	118,103,792
(介護給付)	1,213	117,428,271	1,149	111,849,500	1,222	117,791,836	1,193	116,988,408
(予防給付)	22	819,896	18	644,213	23	822,574	29	1,115,384
短期入所療養介護	126	10,472,654	118	9,582,005	123	9,975,548	113	8,765,032
(介護給付-老健)	122	10,340,978	114	9,301,152	119	9,750,904	111	8,672,047
(介護給付-病院等)	0	0	1	140,233	1	115,486	0	0
(予防給付-老健)	4	131,676	3	140,620	3	109,158	2	92,985
(予防給付-病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	6,411	49,524,694	6,385	48,356,829	6,535	49,940,773	6,634	51,493,382
(介護給付)	5,955	45,967,965	5,924	44,988,226	6,038	46,206,885	6,148	47,863,073
(予防給付)	456	3,556,729	461	3,368,603	497	3,733,888	486	3,630,309
特定施設入居者生活介護	594	101,151,624	594	100,282,468	596	101,943,583	583	97,236,053
(介護給付)	498	93,972,273	494	92,994,007	499	94,744,776	490	90,742,834
(予防給付)	96	7,179,351	100	7,288,461	97	7,198,807	93	6,493,219
福祉用具購入	219	6,852,125	144	4,700,393	146	3,969,547	165	5,026,182
(介護給付)	155	5,151,472	108	3,854,473	102	2,968,446	118	3,829,219
(予防給付)	64	1,700,653	36	835,920	44	986,101	47	1,196,963
住宅改修費	174	13,724,583	146	12,407,543	145	11,755,461	178	14,637,986
(介護給付)	101	7,833,683	81	6,494,527	85	7,299,955	107	8,678,460
(予防給付)	73	5,890,900	65	5,913,016	60	4,455,506	71	5,959,526
介護予防支援・居宅介護支援	17,943	199,118,074	17,162	194,364,388	17,202	196,930,012	16,956	195,426,060
(居宅介護支援)	11,627	169,322,860	11,575	168,196,455	11,776	171,611,980	11,772	171,159,924
(介護予防支援)	6,316	29,795,214	5,587	26,167,933	5,426	25,318,032	5,184	24,266,136
地域密着型(介護予防)サービス	3,187	359,407,421	3,075	344,160,840	3,146	361,631,882	3,249	360,445,336
(介護給付)	3,165	358,185,786	3,057	343,120,689	3,128	360,556,192	3,229	359,176,986
(予防給付)	22	1,221,635	18	1,039,951	18	1,075,690	20	1,268,350
定期巡回・随時対応訪問介護看護	70	10,910,816	63	10,275,089	65	10,847,987	66	10,884,124
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	243	27,075,493	221	24,549,436	240	27,707,791	247	27,423,360
(介護給付)	241	26,989,470	219	24,479,669	238	27,626,943	246	27,369,030
(予防給付)	2	86,023	2	69,767	1	75,351	1	54,330
小規模多機能型居宅介護	238	44,620,567	233	45,083,601	229	43,916,666	238	44,329,266
(介護給付)	218	43,484,955	217	44,113,417	213	42,921,824	220	43,244,479
(予防給付)	20	1,135,612	16	970,184	16	994,842	18	1,084,787
認知症対応型共同生活介護	437	110,838,984	439	108,624,480	431	110,865,691	443	110,513,577
(介護給付)	437	110,838,984	439	108,624,480	431	110,865,691	442	110,384,344
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	1	129,233
地域密着型特定施設	41	8,445,015	44	8,644,398	42	8,802,668	31	5,963,236
地域密着型介護老人福祉施設	71	19,077,419	71	19,378,395	74	20,314,803	71	18,840,281
複合型サービス	37	6,979,197	37	7,899,186	40	7,908,672	40	9,360,639
地域密着型通所介護	2,050	131,459,930	1,967	119,706,055	2,025	131,267,604	2,113	133,130,853
施設サービス	2,694	700,207,353	2,689	685,001,484	2,681	711,387,671	2,713	696,863,856
介護老人福祉施設	1,615	404,379,986	1,614	398,820,832	1,613	413,663,151	1,648	411,638,107
介護老人保健施設	1,033	278,550,635	1,027	269,368,234	1,022	280,756,613	1,029	272,209,484
介護療養型医療施設	46	17,276,732	48	16,812,418	46	16,967,907	36	13,016,265
特定入所者介護(予防)サービス費	2,682	82,906,507	2,594	79,648,736	2,668	83,166,191	2,645	82,090,325
(介護給付)	2,620	82,808,907	2,586	79,569,366	2,657	83,067,201	2,631	81,984,485
(予防給付)	62	97,600	8	79,370	11	98,990	14	105,840
計	69,970	3,048,316,205	67,388	2,931,798,076	68,047	3,067,219,966	67,470	3,019,198,519
(介護給付)	53,284	2,813,536,862	52,861	2,735,461,174	53,876	2,877,531,674	54,035	2,841,764,743
(予防給付)	16,686	234,779,343	14,527	196,336,892	14,171	189,688,292	13,435	177,433,776
高額介護(予防)サービス費	6,463	71,798,261	5,824	62,977,655	6,840	76,926,560	6,654	73,995,975
高額医療合算介護(予防)サービス費	91	3,873,508	1,286	45,043,158	2,273	75,086,860	343	11,279,003
審査支払手数料	66,544	2,994,480	64,174	2,887,830	64,713	2,912,085	64,118	2,885,310
合計	143,068	3,126,982,454	138,672	3,042,706,719	141,873	3,222,145,471	138,585	3,107,358,807

審査月・支出決定月	8月		9月		10月		11月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	41,437	1,657,422,133	40,738	1,653,366,472	40,166	1,636,615,168	40,346	1,661,545,167
(介護給付)	33,844	1,524,833,763	33,651	1,532,815,283	33,467	1,524,823,102	34,054	1,559,299,950
(予防給付)	7,593	132,588,370	7,087	120,551,189	6,699	111,792,066	6,292	102,245,217
訪問通所サービス	32,616	1,375,912,343	31,969	1,373,159,979	31,583	1,355,275,444	31,635	1,373,831,322
(介護給付)	25,627	1,254,446,496	25,466	1,263,794,555	25,515	1,254,585,549	25,963	1,282,759,627
(予防給付)	6,989	121,465,847	6,503	109,365,424	6,068	100,689,895	5,672	91,071,695
訪問介護	9,093	590,960,907	8,866	591,838,006	8,497	577,337,804	8,372	590,926,960
(介護給付)	7,067	549,961,873	7,119	557,176,720	7,044	548,550,352	7,207	567,621,468
(予防給付)	2,026	40,999,034	1,747	34,661,286	1,453	28,787,452	1,165	23,305,492
訪問入浴介護	289	17,198,073	280	17,093,907	282	16,569,221	294	16,984,219
(介護給付)	288	17,171,486	279	17,076,179	280	16,509,006	292	16,923,648
(予防給付)	1	26,587	1	17,728	2	60,215	2	60,571
訪問看護	2,978	107,380,203	2,922	109,251,001	2,997	109,342,747	3,050	112,187,919
(介護給付)	2,586	96,503,823	2,546	98,378,865	2,610	98,448,495	2,650	100,683,402
(予防給付)	392	10,876,380	376	10,872,136	387	10,894,252	400	11,504,517
訪問リハビリテーション	1,018	33,439,679	1,025	34,492,834	1,026	33,917,249	1,074	36,733,828
(介護給付)	861	28,828,925	869	29,518,371	862	28,987,366	904	31,347,142
(予防給付)	157	4,610,754	156	4,974,463	164	4,929,883	170	5,386,686
通所介護	5,994	369,817,235	5,740	368,314,155	5,673	365,916,694	5,580	363,081,168
(介護給付)	4,801	336,818,846	4,751	340,953,521	4,812	341,526,524	4,889	344,023,424
(予防給付)	1,193	32,998,389	989	27,360,634	861	24,390,170	691	19,057,744
通所リハビリテーション	2,074	131,637,249	1,995	127,276,826	1,978	126,961,171	2,001	127,794,626
(介護給付)	1,552	114,560,899	1,508	111,084,019	1,481	110,346,070	1,509	111,397,642
(予防給付)	522	17,076,350	487	16,192,807	497	16,615,101	492	16,396,984
福祉用具貸与	11,170	125,478,997	11,141	124,893,250	11,130	125,230,558	11,264	126,122,602
(介護給付)	8,472	110,600,644	8,394	109,606,880	8,426	110,217,736	8,512	110,762,901
(予防給付)	2,698	14,878,353	2,747	15,286,370	2,704	15,012,822	2,752	15,359,701
短期入所サービス(小計)	1,612	129,081,723	1,627	127,329,614	1,375	129,027,747	1,472	131,324,368
(介護給付)	1,586	128,094,217	1,593	126,046,988	1,348	128,158,454	1,450	130,612,511
(予防給付)	26	987,506	34	1,282,626	27	869,293	22	711,857
短期入所生活介護	1,502	120,633,159	1,506	118,381,361	1,242	119,400,187	1,348	121,856,025
(介護給付)	1,478	119,726,355	1,474	117,222,873	1,215	118,530,894	1,327	121,162,940
(予防給付)	24	906,804	32	1,158,488	27	869,293	21	693,085
短期入所療養介護	110	8,448,564	121	8,948,253	133	9,627,560	124	9,468,343
(介護給付・老健)	108	8,317,362	119	8,824,115	133	9,627,560	123	9,449,571
(介護給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
(予防給付・老健)	2	80,702	2	124,138	0	0	1	18,772
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	6,598	50,571,784	6,543	50,478,501	6,613	51,242,443	6,639	51,858,159
(介護給付)	6,119	47,248,134	6,083	46,909,570	6,099	47,389,935	6,136	48,148,633
(予防給付)	479	3,323,650	460	3,568,931	514	3,852,508	503	3,709,526
特定施設入居者生活介護	611	101,856,283	599	102,398,378	595	101,069,534	600	104,531,318
(介護給付)	512	95,044,916	509	96,064,170	505	94,689,164	505	97,779,179
(予防給付)	99	6,811,367	90	6,334,208	90	6,380,370	95	6,752,139
福祉用具購入	176	5,542,245	167	5,328,932	151	4,582,209	163	4,692,581
(介護給付)	128	4,351,275	120	3,849,247	99	3,121,307	109	3,404,262
(予防給付)	48	1,190,970	47	1,479,685	52	1,460,902	54	1,288,319
住宅改修費	160	12,929,667	141	11,356,991	108	9,886,990	159	13,101,140
(介護給付)	84	6,697,103	96	7,631,058	68	6,281,594	93	7,141,792
(予防給付)	76	6,232,564	45	3,725,933	40	3,605,396	66	5,959,348
介護予防支援・居宅介護支援	16,721	193,349,254	16,491	192,871,267	16,222	192,265,003	16,293	193,728,200
(居宅介護支援)	11,809	170,477,065	11,796	171,085,663	11,758	171,363,172	12,008	173,677,452
(介護予防支援)	4,912	22,872,189	4,695	21,785,604	4,464	20,901,831	4,285	20,050,748
地域密着型(介護予防)サービス	3,201	363,597,775	3,195	364,726,489	3,195	357,336,830	3,285	367,217,436
(介護給付)	3,176	361,905,261	3,170	362,994,002	3,171	355,608,498	3,261	365,505,244
(予防給付)	25	1,692,514	25	1,732,487	24	1,728,332	24	1,712,192
定期巡回・随時対応訪問介護看護	68	10,825,887	69	11,595,662	85	13,013,202	91	14,918,924
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	248	27,930,783	256	28,932,208	260	28,983,741	252	28,985,016
(介護給付)	246	27,849,270	255	28,868,697	259	28,912,188	251	28,921,505
(予防給付)	2	81,513	1	63,511	1	71,553	1	63,511
小規模多機能型居宅介護	248	46,255,670	231	43,941,948	236	44,998,742	255	43,973,580
(介護給付)	226	44,889,725	208	42,513,645	214	43,574,867	233	42,565,572
(予防給付)	22	1,365,945	23	1,428,303	22	1,423,875	22	1,408,008
認知症対応型共同生活介護	439	112,168,149	427	109,984,107	433	106,728,695	443	110,217,091
(介護給付)	438	111,923,093	426	109,743,434	432	106,495,791	442	109,976,418
(予防給付)	1	245,056	1	240,673	1	232,904	1	240,673
地域密着型特定施設	52	10,365,560	44	8,987,192	42	8,643,627	42	8,535,240
地域密着型介護老人福祉施設	72	19,844,182	76	21,056,823	74	20,123,547	74	20,604,217
複合型サービス	38	8,006,205	46	10,105,516	39	8,853,297	48	9,207,970
地域密着型通所介護	2,036	128,201,339	2,046	130,123,033	2,026	125,991,979	2,080	130,775,398
施設サービス	2,728	716,565,115	2,769	723,446,048	2,725	701,814,530	2,866	748,699,522
介護老人福祉施設	1,622	416,951,510	1,651	413,752,503	1,602	397,835,982	1,744	438,008,937
介護老人保健施設	1,067	284,660,984	1,067	291,763,172	1,082	289,475,273	1,082	295,928,987
介護療養型医療施設	39	14,952,621	51	17,930,373	41	14,503,275	40	14,761,598
特定入所者介護(予防)サービス費	2,838	83,966,285	2,795	82,401,413	2,760	80,579,202	2,799	86,548,668
(介護給付)	2,826	83,868,075	2,783	82,302,373	2,750	80,509,652	2,796	86,527,858
(予防給付)	12	98,210	12	99,040	10	69,550	3	20,810
計	67,261	3,033,372,474	66,296	3,033,497,612	65,327	2,983,079,932	65,911	3,075,532,714
(介護給付)	54,595	2,868,697,657	54,385	2,884,123,674	54,038	2,843,521,855	55,187	2,944,256,080
(予防給付)	12,666	164,674,817	11,911	149,373,938	11,289	139,558,077	10,724	131,276,634
高額介護(予防)サービス費	6,934	79,205,466	6,784	75,916,866	7,064	79,563,443	6,841	78,952,227
高額医療合算介護(予防)サービス費	200	6,108,815	66	1,923,062	38	1,267,893	30	814,853
審査支払手数料	63,087	2,838,915	62,203	2,799,135	61,970	2,788,650	62,073	2,793,285
合計	137,482	3,121,525,670	135,349	3,114,136,675	134,399	3,066,699,918	134,855	3,158,093,079

審査月・支出決定月	12月		1月		2月		3月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	39,897	1,616,868,547	39,529	1,620,154,565	38,665	1,540,838,987	37,302	1,488,091,681
(介護給付)	34,010	1,525,325,928	34,000	1,537,103,138	33,507	1,466,893,344	32,876	1,421,338,394
(予防給付)	5,887	91,542,619	5,529	83,051,427	5,158	73,945,643	4,426	66,753,287
訪問通所サービス	31,180	1,335,492,373	30,700	1,332,178,676	29,988	1,254,628,441	29,181	1,222,012,558
(介護給付)	25,901	1,254,600,690	25,770	1,260,258,631	25,413	1,191,171,927	25,284	1,165,529,267
(予防給付)	5,279	80,891,683	4,930	71,920,045	4,575	63,456,514	3,897	56,483,291
訪問介護	7,987	566,970,931	7,713	571,797,655	7,365	549,855,966	7,031	520,533,296
(介護給付)	7,090	549,546,946	7,055	559,152,392	6,928	541,420,224	6,942	517,126,161
(予防給付)	897	17,423,985	658	12,645,263	437	8,435,742	89	3,395,986
訪問入浴介護	283	16,356,929	296	17,055,782	306	16,989,528	293	15,902,479
(介護給付)	281	16,305,217	295	17,038,054	303	16,895,329	292	15,850,034
(予防給付)	2	51,712	1	17,728	3	94,199	1	52,445
訪問看護	3,031	111,173,027	3,031	110,047,826	2,989	105,738,834	2,954	104,405,984
(介護給付)	2,623	99,847,065	2,624	98,472,524	2,596	94,851,221	2,582	93,988,234
(予防給付)	408	11,325,962	407	11,575,302	393	10,887,613	372	10,417,750
訪問リハビリテーション	1,063	35,430,107	983	33,877,179	1,029	32,162,982	1,006	31,734,315
(介護給付)	897	30,491,144	818	28,962,700	865	27,424,295	855	27,008,173
(予防給付)	166	4,938,963	165	4,914,479	164	4,738,687	151	4,726,142
通所介護	5,399	351,673,448	5,278	348,174,547	4,992	308,115,304	4,660	307,297,452
(介護給付)	4,861	336,335,735	4,870	337,049,988	4,709	300,242,559	4,635	304,804,027
(予防給付)	538	15,337,713	408	11,124,559	283	7,872,745	25	2,493,425
通所リハビリテーション	2,010	124,491,228	1,974	122,545,277	1,956	114,153,895	1,943	113,237,558
(介護給付)	1,514	108,194,330	1,490	106,602,612	1,472	98,325,349	1,451	97,116,104
(予防給付)	496	16,296,898	484	15,942,664	484	15,828,546	487	16,121,454
福祉用具貸与	11,407	129,396,703	11,425	128,680,410	11,351	127,611,932	11,294	128,901,474
(介護給付)	8,635	113,880,253	8,618	112,980,360	8,540	112,012,950	8,522	113,015,357
(予防給付)	2,772	15,516,450	2,807	15,700,050	2,811	15,598,982	2,772	15,886,117
短期入所サービス(小計)	1,341	125,882,729	1,366	127,639,778	1,364	128,826,008	670	117,406,371
(介護給付)	1,326	125,341,531	1,342	126,898,743	1,343	128,059,056	657	116,666,101
(予防給付)	15	541,198	24	741,035	21	766,952	13	740,270
短期入所生活介護	1,213	115,065,291	1,234	117,634,011	1,243	119,266,988	563	109,092,208
(介護給付)	1,199	114,612,391	1,211	116,900,915	1,225	118,709,467	550	108,492,719
(予防給付)	14	452,900	23	733,096	18	557,521	13	649,989
短期入所療養介護	128	10,817,438	132	10,005,767	121	9,559,020	107	8,314,163
(介護給付・老健)	127	10,729,140	131	9,997,828	118	9,349,589	107	8,434,119
(介護給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
(予防給付・老健)	1	88,298	1	7,939	3	89,475	0	0
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	6,763	52,528,526	6,859	53,882,865	6,714	51,100,726	6,864	53,265,269
(介護給付)	6,262	48,823,093	6,376	50,325,310	6,239	47,690,655	6,434	50,068,991
(予防給付)	501	3,705,433	483	3,557,555	475	3,410,071	430	3,207,427
特定施設入居者生活介護	613	102,964,919	604	106,453,246	599	106,283,812	587	95,407,483
(介護給付)	521	96,560,614	512	99,620,454	512	99,971,706	501	89,412,337
(予防給付)	92	6,404,305	92	6,832,792	87	6,312,106	86	5,995,146
福祉用具購入	151	4,636,621	175	5,325,862	127	3,993,201	160	5,153,037
(介護給付)	101	3,332,470	117	3,953,643	83	2,696,747	106	3,379,957
(予防給付)	50	1,304,151	58	1,372,219	44	1,296,454	54	1,773,080
住宅改修費	131	12,148,455	165	13,354,376	135	10,499,262	134	12,311,320
(介護給付)	76	6,516,583	91	7,860,658	74	5,923,993	73	6,564,217
(予防給付)	55	5,631,872	74	5,493,718	61	4,575,269	61	5,747,103
介護予防支援・居宅介護支援	16,001	191,787,223	15,750	190,212,566	15,471	187,885,230	15,077	187,453,241
(居宅介護支援)	11,922	172,644,058	11,842	171,833,086	11,720	170,304,835	11,582	170,794,988
(介護予防支援)	4,079	19,143,165	3,908	18,379,480	3,751	17,580,395	3,495	16,658,253
地域密着型(介護予防)サービス	3,233	361,870,639	3,224	366,674,918	3,212	356,508,707	3,193	350,719,326
(介護給付)	3,210	360,461,792	3,203	365,507,308	3,187	354,941,846	3,173	349,244,596
(予防給付)	23	1,408,847	21	1,167,610	25	1,566,861	20	1,474,730
定期巡回・随時対応訪問介護看護	83	13,899,184	89	14,131,075	81	13,448,700	86	13,993,323
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	236	27,472,922	254	28,417,179	239	25,794,290	232	23,930,846
(介護給付)	235	27,445,558	253	28,380,890	238	25,728,329	231	23,892,012
(予防給付)	1	27,364	1	36,289	1	65,961	1	44,331
小規模多機能型居宅介護	246	45,301,202	249	46,244,286	245	45,370,639	246	48,775,986
(介護給付)	224	43,919,719	229	45,112,965	221	43,869,739	228	47,627,970
(予防給付)	22	1,381,483	20	1,131,321	24	1,500,900	18	1,148,016
認知症対応型共同生活介護	431	107,298,794	423	108,290,424	437	111,751,826	430	101,546,128
(介護給付)	431	107,298,794	423	108,290,424	437	111,751,826	429	101,334,319
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	1	211,809
地域密着型特定施設	38	7,803,541	38	7,920,318	38	7,821,207	38	7,334,800
地域密着型介護老人福祉施設	73	19,372,278	73	20,681,077	72	20,083,325	76	18,353,504
複合型サービス	50	11,323,945	56	13,195,043	58	13,944,095	56	15,511,641
地域密着型通所介護	2,076	129,398,773	2,042	127,795,516	2,042	118,294,625	2,029	121,273,098
施設サービス	2,773	714,578,459	2,767	737,726,419	2,772	737,627,386	2,365	573,375,131
介護老人福祉施設	1,638	410,207,960	1,650	426,924,879	1,652	426,568,460	1,426	330,614,547
介護老人保健施設	1,098	290,654,065	1,079	296,767,390	1,082	297,263,104	910	232,265,779
介護療養型医療施設	37	13,716,434	38	14,034,150	38	13,795,822	29	10,494,805
特定入所者介護(予防)サービス費	2,653	82,293,564	2,670	84,671,625	2,664	85,273,797	2,610	77,214,469
(介護給付)	2,648	82,258,454	2,663	84,612,445	2,659	85,244,607	2,603	77,149,749
(予防給付)	5	35,110	7	59,180	5	29,190	7	64,720
計	64,839	2,984,183,508	64,280	3,018,120,331	63,046	2,922,626,570	60,841	2,694,318,205
(介護給付)	54,740	2,865,117,744	54,683	2,908,596,697	54,002	2,823,632,758	52,778	2,601,847,032
(予防給付)	10,099	119,065,764	9,597	109,523,634	9,044	98,993,812	8,063	92,471,173
高額介護(予防)サービス費	6,876	73,754,066	7,019	77,806,238	6,685	73,311,833	6,864	75,638,331
高額医療合算介護(予防)サービス費	12	192,526	13	305,986	9	387,592	1,667	54,788,861
審査支払手数料	61,562	2,770,290	60,944	2,742,480	59,791	2,690,595	59,543	2,679,435
合計	133,289	3,060,900,390	132,256	3,098,975,035	129,531	2,999,016,590	128,915	2,827,424,832

	平成29年度合計 A		平成28年度合計 B		前年度比A/B	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	486,354	19,535,605,730	504,427	19,449,351,346	96.4%	100.4%
(介護給付)	402,030	18,096,926,341	384,962	17,130,292,108	104.4%	105.6%
(予防給付)	84,324	1,438,679,389	119,465	2,319,059,238	70.6%	62.0%
訪問通所サービス	383,443	16,176,998,270	408,313	16,255,974,901	93.9%	99.5%
(介護給付)	306,247	14,870,604,744	295,279	14,058,588,494	103.7%	105.8%
(予防給付)	77,196	1,306,393,526	113,034	2,197,386,407	68.3%	59.5%
訪問介護	104,096	6,926,145,571	122,168	6,798,678,219	85.2%	101.9%
(介護給付)	84,438	6,532,344,747	81,983	6,004,496,810	103.0%	108.8%
(予防給付)	19,658	393,800,824	40,185	794,181,409	48.9%	49.6%
訪問入浴介護	3,543	203,809,387	3,451	198,490,872	102.7%	102.7%
(介護給付)	3,520	203,214,068	3,408	197,170,334	103.3%	103.1%
(予防給付)	23	595,319	43	1,320,538	53.5%	45.1%
訪問看護	35,703	1,307,564,160	33,539	1,243,397,368	106.5%	105.2%
(介護給付)	30,983	1,173,485,851	28,981	1,110,719,928	106.9%	105.7%
(予防給付)	4,720	134,078,309	4,558	132,677,440	103.6%	101.1%
訪問リハビリテーション	12,029	398,960,438	10,398	334,233,169	115.7%	119.4%
(介護給付)	10,130	341,969,826	8,734	285,416,419	116.0%	119.8%
(予防給付)	1,899	56,990,612	1,664	48,816,750	114.1%	116.7%
通所介護	69,994	4,336,789,106	90,508	4,861,966,242	77.3%	89.2%
(介護給付)	57,551	3,989,184,801	58,423	3,971,109,452	98.5%	100.5%
(予防給付)	12,443	347,604,305	32,085	890,856,790	38.8%	39.0%
通所リハビリテーション	23,810	1,492,796,185	21,838	1,400,251,138	109.0%	106.6%
(介護給付)	18,026	1,301,520,600	16,906	1,237,077,702	106.6%	105.2%
(予防給付)	5,784	191,275,585	4,932	163,173,436	117.3%	117.2%
福祉用具貸与	134,268	1,510,933,423	126,411	1,418,957,893	106.2%	106.5%
(介護給付)	101,599	1,328,884,851	96,844	1,252,597,849	104.9%	106.1%
(予防給付)	32,669	182,048,572	29,567	166,360,044	110.5%	109.4%
短期入所サービス(小計)	16,178	1,522,773,659	16,015	1,499,597,680	101.0%	101.5%
(介護給付)	15,912	1,513,094,697	15,765	1,492,003,390	100.9%	101.4%
(予防給付)	266	9,678,962	250	7,594,290	106.4%	127.5%
短期入所生活介護	14,720	1,408,839,812	14,626	1,384,096,934	100.6%	101.8%
(介護給付)	14,456	1,399,416,569	14,393	1,377,029,506	100.4%	101.6%
(予防給付)	264	9,423,243	233	7,067,428	113.3%	133.3%
短期入所療養介護	1,456	113,933,847	1,389	115,500,746	104.8%	98.6%
(介護給付・老健)	1,432	112,794,385	1,372	114,973,884	104.4%	98.1%
(介護給付・病院等)	2	255,719	0	0	-	-
(予防給付・老健)	22	883,763	17	526,862	129.4%	167.7%
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	-	-
居宅療養管理指導	79,558	614,255,100	73,386	557,304,953	108.4%	110.2%
(介護給付)	73,813	571,630,470	68,251	518,912,365	108.1%	110.2%
(予防給付)	5,745	42,624,630	5,135	38,392,588	111.9%	111.0%
特定施設入居者生活介護	7,175	1,221,578,701	6,713	1,136,473,812	106.9%	107.5%
(介護給付)	6,058	1,141,596,430	5,667	1,060,787,859	106.9%	107.6%
(予防給付)	1,117	79,982,271	1,046	75,685,953	106.8%	105.7%
福祉用具購入	1,944	59,802,935	2,030	59,587,353	95.8%	100.4%
(介護給付)	1,346	43,917,518	1,406	43,125,238	95.7%	101.8%
(予防給付)	598	15,885,417	624	16,462,115	95.8%	96.5%
住宅改修費	1,776	148,113,774	1,805	148,082,842	98.4%	100.0%
(介護給付)	1,029	84,923,623	1,042	84,476,162	98.8%	100.5%
(予防給付)	747	63,190,151	763	63,606,680	97.9%	99.3%
介護予防支援・居宅介護支援	197,269	2,315,390,518	211,743	2,351,762,363	93.2%	98.5%
(居宅介護支援)	141,187	2,052,471,538	136,916	1,999,564,742	103.1%	102.6%
(介護予防支援)	56,102	262,918,980	74,827	352,197,621	75.0%	74.7%
地域密着型(介護予防)サービス	38,394	4,314,297,399	34,681	3,880,322,463	110.7%	111.2%
(介護給付)	38,130	4,297,284,271	34,485	3,867,764,226	110.6%	111.1%
(予防給付)	264	17,013,128	196	12,558,237	134.7%	135.5%
定期巡回・随時対応訪問介護看護	916	148,743,973	924	143,549,423	99.1%	103.6%
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	-	-
認知症対応型通所介護	2,927	327,203,065	2,881	312,716,150	101.6%	104.6%
(介護給付)	2,912	326,463,561	2,862	312,293,191	101.7%	104.5%
(予防給付)	15	739,504	19	422,959	-	-
小規模多機能型居宅介護	2,894	542,812,153	2,486	465,430,415	116.4%	116.6%
(介護給付)	2,651	527,838,877	2,312	454,708,035	114.7%	116.1%
(予防給付)	243	14,973,276	174	10,722,380	139.7%	139.6%
認知症対応型共同生活介護	5,213	1,308,827,946	4,975	1,232,521,392	104.8%	106.2%
(介護給付)	5,207	1,307,527,598	4,969	1,231,108,494	104.8%	106.2%
(予防給付)	6	1,300,348	6	1,412,898	-	-
地域密着型特定施設	490	99,266,802	495	95,849,275	99.0%	103.6%
地域密着型介護老人福祉施設	877	237,729,851	851	226,864,756	103.1%	104.8%
複合型サービス	545	122,295,406	186	41,180,896	-	-
地域密着型通所介護	24,532	1,527,418,203	21,886	1,362,210,156	-	-
施設サービス	32,542	8,447,292,974	32,158	8,298,981,685	101.2%	101.8%
介護老人福祉施設	19,475	4,889,366,854	18,896	4,651,787,315	103.1%	105.1%
介護老人保健施設	12,578	3,379,663,720	12,336	3,298,176,045	102.0%	102.5%
介護療養型医療施設	489	178,262,400	926	349,018,325	52.8%	51.1%
特定入所者介護(予防)サービス費	32,378	990,760,782	31,689	1,030,431,975	102.2%	96.2%
(介護給付)	32,222	989,903,172	31,597	1,029,822,905	102.0%	96.1%
(予防給付)	156	857,610	92	609,070	169.6%	140.8%
計	790,677	35,811,264,112	818,533	35,218,520,027	96.6%	101.7%
(介護給付)	648,486	34,012,719,437	622,566	32,454,027,066	104.2%	104.8%
(予防給付)	142,191	1,798,544,675	195,967	2,764,492,961	72.6%	65.1%
高額介護(予防)サービス費	80,848	899,846,921	79,881	858,070,076	101.2%	104.9%
高額医療合算介護(予防)サービス費	6,028	201,072,117	2,411	74,974,904	250.0%	268.2%
審査支払手数料	750,722	33,782,490	779,071	35,058,195	96.4%	96.4%
合計	1,628,275	36,945,965,640	1,679,896	36,186,623,202	96.9%	102.1%

	平成27年度合計		平成26年度合計		平成25年度合計		平成24年度合計		平成23年度合計	
	件数	支給額								
居宅サービス	497,446	19,976,682,827	466,019	19,254,077,139	440,980	18,157,466,265	407,929	16,845,052,262	380,516	15,828,764,552
（介護給付）	383,896	17,719,954,862	358,702	16,864,776,002	341,397	15,945,019,685	320,112	14,894,898,485	305,966	14,161,361,698
（予防給付）	113,550	2,259,727,965	107,317	2,389,301,137	99,583	2,212,446,580	87,817	1,950,153,777	74,550	1,667,402,854
訪問通所サービス	406,778	16,833,609,226	385,137	16,270,247,289	364,517	15,389,103,444	338,820	14,344,521,493	319,051	13,463,010,029
（介護給付）	299,139	14,687,684,748	283,645	14,021,999,693	270,505	13,315,160,577	255,786	12,513,929,044	248,264	11,901,564,059
（予防給付）	107,639	2,145,924,478	101,492	2,248,247,596	94,012	2,073,942,867	83,034	1,830,592,449	70,787	1,561,445,970
訪問介護	119,934	6,622,297,518	117,536	6,321,857,829	115,315	6,076,621,329	110,995	5,740,592,448	107,339	5,441,127,737
（介護給付）	79,409	5,811,009,128	76,850	5,476,881,666	75,069	5,240,007,744	72,572	4,949,179,849	72,074	4,743,419,314
（予防給付）	40,525	811,288,390	40,686	844,976,163	40,246	836,613,585	38,423	791,412,599	35,265	697,708,423
訪問入浴介護	3,465	196,945,509	3,668	203,340,332	3,751	204,501,924	3,857	212,861,492	3,896	212,418,655
（介護給付）	3,438	196,010,327	3,638	202,170,729	3,723	203,359,460	3,838	212,010,311	3,882	211,966,114
（予防給付）	27	935,182	30	1,169,603	28	1,142,464	19	851,181	14	452,541
訪問看護	31,258	1,170,317,303	29,614	1,127,628,053	28,544	1,090,579,258	26,184	1,006,911,413	24,750	927,810,468
（介護給付）	27,024	1,049,468,733	25,925	1,020,807,474	25,200	995,524,085	23,286	928,549,683	22,028	855,568,719
（予防給付）	4,234	120,848,570	3,689	106,820,579	3,344	95,055,173	2,898	78,361,730	2,722	72,241,749
訪問リハビリテーション	8,876	270,956,857	8,663	258,318,596	8,148	234,926,057	7,125	195,329,529	7,129	188,358,942
（介護給付）	7,423	228,366,727	7,219	217,277,341	6,936	202,089,193	6,097	169,230,540	6,288	168,841,026
（予防給付）	1,453	42,590,130	1,444	41,041,255	1,212	32,836,864	1,028	26,098,989	841	20,517,916
通所介護	105,736	5,921,666,907	97,152	5,729,652,558	88,592	5,286,043,251	79,316	4,786,956,951	72,219	4,394,230,170
（介護給付）	75,000	5,046,505,101	69,051	4,784,121,628	63,745	4,459,932,246	58,528	4,090,799,203	55,598	3,816,620,224
（予防給付）	30,736	875,161,806	28,101	945,530,930	24,847	826,111,005	20,788	696,157,748	16,621	577,609,946
通所リハビリテーション	20,022	1,315,411,156	19,857	1,367,171,604	18,791	1,312,433,482	17,945	1,297,218,776	17,151	1,262,138,282
（介護給付）	15,672	1,168,243,457	15,798	1,196,131,785	15,076	1,156,683,004	14,889	1,165,449,384	14,533	1,150,116,082
（予防給付）	4,350	147,167,699	4,059	171,039,819	3,715	155,750,481	3,056	131,769,392	2,618	112,022,200
福祉用具貸与	117,487	1,336,013,976	108,647	1,262,278,317	101,376	1,183,998,143	93,998	1,104,650,884	86,567	1,035,925,775
（介護給付）	91,173	1,186,081,275	85,164	1,124,809,068	80,756	1,057,564,848	76,576	998,910,074	73,861	955,032,580
（予防給付）	26,314	149,932,701	23,483	137,669,251	20,620	126,433,295	16,822	106,340,810	12,706	80,893,195
短期入所サービス(小計)	16,236	1,541,352,493	15,663	1,463,803,755	15,285	1,329,042,055	13,979	1,120,750,569	13,744	1,042,374,656
（介護給付）	15,948	1,531,145,622	15,333	1,451,549,358	14,979	1,317,907,240	13,785	1,115,003,102	13,528	1,036,044,894
（予防給付）	288	10,206,871	330	12,254,397	306	11,134,815	194	5,747,467	216	6,329,762
短期入所生活介護	14,801	1,418,771,093	14,258	1,352,981,124	13,739	1,208,729,660	11,905	973,721,750	11,684	904,307,270
（介護給付）	14,528	1,409,031,856	13,942	1,341,161,318	13,444	1,197,941,615	11,738	969,000,019	11,528	900,276,527
（予防給付）	273	9,739,237	316	11,819,806	295	10,788,045	167	4,721,731	156	4,030,743
短期入所療養介護	1,435	122,581,400	1,405	110,822,631	1,546	120,312,395	2,074	147,028,819	2,060	138,067,386
（介護給付-老健）	1,420	122,113,766	1,391	110,388,040	1,535	119,965,625	2,047	146,003,083	2,000	135,768,367
（介護給付-病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
（予防給付-老健）	15	467,634	14	434,591	11	346,770	27	1,025,736	60	2,299,019
（予防給付-病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	68,201	518,752,900	59,173	454,519,851	55,273	428,301,762	49,433	387,909,178	42,142	343,996,035
（介護給付）	63,489	483,626,479	54,718	421,663,218	51,111	397,205,126	45,795	360,181,800	39,389	321,543,215
（予防給付）	4,712	35,126,421	4,455	32,856,633	4,162	31,096,636	3,638	27,727,298	2,753	22,452,820
特定施設入居者生活介護	6,231	1,082,968,208	6,046	1,065,506,244	5,905	1,011,019,004	5,697	991,871,022	5,579	979,383,832
（介護給付）	5,320	1,014,498,013	5,006	963,663,733	4,802	914,746,742	4,746	906,184,459	4,785	902,208,530
（予防給付）	911	68,470,195	1,040	95,942,511	1,103	96,272,262	951	85,686,563	794	77,174,302
福祉用具購入	2,020	61,068,960	2,105	61,441,859	2,210	66,414,035	2,129	65,049,487	2,227	68,596,006
（介護給付）	1,374	42,993,396	1,411	44,557,973	1,510	47,581,646	1,504	47,987,456	1,610	52,506,640
（予防給付）	646	18,075,564	694	16,883,886	700	18,832,389	625	17,062,031	617	16,089,366
住宅改修費	1,825	159,525,920	1,833	159,066,166	1,795	167,510,213	1,858	167,499,233	1,742	163,952,571
（介護給付）	1,056	93,336,547	1,063	90,526,865	997	90,307,990	1,074	92,995,587	1,089	99,917,198
（予防給付）	769	66,189,373	770	68,539,301	798	77,202,223	784	74,503,646	653	64,035,373
介護予防支援・居宅介護支援	203,000	2,278,238,331	192,901	2,161,761,693	183,016	2,039,846,687	168,430	1,919,743,527	162,886	1,852,306,237
（居宅介護支援）	130,492	1,937,327,477	123,591	1,847,286,613	117,589	1,743,765,365	109,743	1,653,402,653	110,965	1,616,736,157
（介護予防支援）	72,508	340,910,854	69,310	314,475,080	65,427	296,081,322	58,687	266,340,874	51,921	235,570,080
地域密着型（介護予防）サービス	11,969	2,334,848,786	9,576	1,938,241,934	8,928	1,789,658,656	8,990	1,763,903,007	8,688	1,661,506,682
（介護給付）	11,835	2,327,966,446	9,507	1,934,371,541	8,877	1,785,130,714	8,921	1,761,837,055	8,659	1,659,598,081
（予防給付）	134	6,882,340	69	3,870,393	51	4,527,942	39	2,065,952	29	1,908,601
定期巡回・随時対応訪問介護看護	880	141,668,449	343	52,196,007	32	3,280,974	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	3,017	312,187,348	2,668	283,387,195	2,729	286,377,390	2,866	296,212,614	3,035	296,567,997
（介護給付）	3,003	311,747,924	2,668	283,387,195	2,724	286,249,373	2,870	295,849,170	3,029	296,447,368
（予防給付）	14	439,424	0	0	5	128,017	16	563,444	6	120,629
小規模多機能型居宅介護	1,825	339,736,047	1,021	203,482,325	839	163,500,055	812	161,366,175	859	174,785,559
（介護給付）	1,706	333,308,874	953	199,767,622	803	161,456,186	789	159,663,667	836	172,997,587
（予防給付）	119	6,427,173	68	3,714,703	36	2,043,869	23	1,502,508	23	1,787,972
認知症対応型共同生活介護	4,974	1,244,663,771	4,661	1,189,104,095	4,460	1,132,488,319	4,392	1,102,604,296	3,927	985,786,083
（介護給付）	4,973	1,244,648,028	4,660	1,188,948,405	4,450	1,130,132,263	4,392	1,102,604,296	3,927	985,786,083
（予防給付）	1	15,743	1	155,690	10	2,356,056	0	0	0	0
地域密着型特定施設	456	86,573,162	349	70,476,807	344	70,159,104	342	69,405,343	341	67,351,243
地域密着型介護老人福祉施設	791	204,962,329	534	139,595,505	524	133,852,814	528	134,314,579	526	137,015,800
複合型サービス	26	5,057,680								
地域密着型通所介護										
施設サービス	31,602	8,209,255,868	31,712	8,381,195,164	31,438	8,235,978,040	30,467	8,005,546,642	30,019	7,903,593,365
介護老人福祉施設	18,259	4,557,556,698	17,955	4,555,574,984	17,241	4,339,331,045	16,016	4,017,184,500	15,231	3,805,889,300
介護老人保健施設	12,283	3,255,934,282	12,529	3,355,527,540	12,799	3,366,712,372	12,850	3,394,480,116	13,088	3,466,765,980
介護療養型医療施設	1,060	395,764,888	1,228	470,092,640	1,398	529,934,623	1,601	593,882,026	1,700	630,938,085
特定入所者介護(予防)サービス費	32,972	1,113,049,666	34,527	1,114,273,174	33,852	1,055,867,801	31,359	960,682,474	30,641	898,521,815
（介護給付）	32,815	1,111,740,191	34,307	1,112,947,874	33,665	1,053,993,896	31,266	960,083,274	30,509	897,918,235
（予防給付）	157	1,308,875	220	1,225,300	187	1,873,905	93	599,200	132	603,580
計	780,834	34,132,669,758	738,673	33,070,057,129	702,219	3				

	平成22年度合計		平成21年度合計		平成20年度合計		平成19年度合計		平成18年度合計	
	件数	支給額								
居宅サービス	350,569	14,831,072,572	323,460	13,721,418,325	306,356	12,712,199,940	296,431	12,537,293,413	287,879	11,978,571,466
(介護給付)	287,511	13,389,254,590	263,080	12,307,772,616	247,674	11,322,978,556	254,615	11,579,606,445	268,578	11,571,435,840
(予防給付)	63,058	1,441,817,982	60,380	1,413,645,709	58,682	1,389,221,384	41,816	957,686,968	19,301	407,135,626
訪問通所サービス	295,811	12,571,505,776	274,673	11,602,550,597	261,827	10,809,713,342	256,449	10,775,774,869	251,362	10,472,516,459
(介護給付)	236,148	11,238,776,338	217,878	10,319,339,822	206,749	9,559,552,914	216,757	9,903,067,367	232,712	10,088,901,711
(予防給付)	59,663	1,332,729,438	56,795	1,283,210,775	55,078	1,250,160,428	39,692	872,707,502	18,650	383,614,748
訪問介護	102,876	5,174,632,696	98,491	4,857,508,907	97,442	4,581,722,562	100,495	4,835,864,196	98,412	4,824,462,398
(介護給付)	70,503	4,534,433,343	66,566	4,229,109,890	65,324	3,948,954,224	75,107	4,347,239,132	86,392	4,599,143,873
(予防給付)	32,373	640,199,353	31,925	628,399,017	32,118	632,768,338	25,388	488,625,064	12,020	225,318,525
訪問入浴介護	3,604	193,519,284	3,335	182,670,096	3,470	181,033,676	3,582	188,864,943	3,530	188,249,081
(介護給付)	3,600	193,371,254	3,332	182,620,755	3,469	181,025,530	3,581	188,848,651	3,528	188,189,456
(予防給付)	4	148,030	3	49,341	1	8,146	1	16,292	2	59,625
訪問看護	23,467	876,901,239	21,865	809,036,698	20,697	767,819,108	20,432	793,721,446	19,286	795,286,472
(介護給付)	21,293	819,560,106	19,636	752,081,788	18,610	714,810,860	19,238	764,985,720	18,757	781,806,430
(予防給付)	2,174	57,341,133	2,229	56,954,910	2,087	53,008,248	1,194	28,735,726	529	13,480,042
訪問リハビリテーション	6,483	169,656,594	5,570	132,942,681	4,461	93,301,066	3,792	78,511,760	2,789	51,483,681
(介護給付)	5,806	153,651,667	5,099	122,774,643	4,100	86,352,761	3,549	73,469,146	2,708	50,000,723
(予防給付)	677	16,004,927	471	10,168,038	361	6,948,305	243	5,042,614	81	1,482,958
通所介護	63,993	3,972,402,910	57,522	3,549,737,565	52,036	3,242,878,142	48,704	3,048,413,102	44,965	2,756,580,124
(介護給付)	50,677	3,496,787,045	44,965	3,100,093,836	40,582	2,923,659,148	41,319	2,786,054,142	42,019	2,660,393,973
(予防給付)	13,316	475,615,865	12,557	449,643,729	11,454	49,218,994	7,385	262,358,960	2,946	96,186,151
通所リハビリテーション	15,991	1,227,364,967	15,812	1,188,222,764	15,708	1,118,818,681	15,322	1,074,309,045	15,799	1,075,626,139
(介護給付)	14,027	1,141,925,233	13,796	1,098,640,938	13,492	1,023,433,605	13,830	1,012,370,917	15,148	1,050,736,765
(予防給付)	1,964	85,439,734	2,016	89,582,126	2,216	95,385,076	1,492	61,938,128	651	24,889,370
福祉用具貸与	79,397	957,028,686	72,078	882,431,886	68,013	824,140,107	64,122	756,090,377	66,581	780,828,564
(介護給付)	70,242	899,047,890	64,484	834,018,272	61,172	781,311,786	60,139	730,089,859	64,160	758,630,487
(予防給付)	9,155	57,980,396	7,594	48,413,614	6,841	42,828,321	3,989	25,990,718	2,421	22,198,077
短期入所サービス(小計)	13,066	999,156,929	12,278	932,438,085	11,248	802,129,168	10,846	775,028,938	10,223	734,012,174
(介護給付)	12,859	992,935,628	12,062	925,365,333	10,965	793,750,710	10,710	771,002,290	10,172	732,672,897
(予防給付)	207	6,221,301	216	7,072,752	283	8,378,458	136	4,026,648	51	1,339,277
短期入所生活介護	11,022	866,192,859	10,245	792,025,153	9,119	663,528,051	8,357	600,841,374	7,568	548,561,530
(介護給付)	10,867	861,953,110	10,084	787,069,383	8,900	657,299,188	8,269	598,164,958	7,527	547,526,791
(予防給付)	155	4,239,749	161	4,955,770	219	6,228,863	88	2,676,416	41	1,034,739
短期入所療養介護	2,044	132,964,070	2,033	140,412,932	2,129	138,601,117	2,489	174,187,564	2,655	185,450,644
(介護給付-老健)	1,992	130,982,518	1,978	138,295,950	2,065	136,451,522	2,438	172,531,565	2,635	184,145,979
(介護給付-病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(予防給付-老健)	52	1,981,552	55	2,116,982	64	2,149,595	48	1,350,232	10	304,538
(予防給付-病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
居宅療養管理指導	36,136	301,168,205	31,076	263,007,435	27,972	217,755,940	24,371	189,217,700	22,827	176,558,039
(介護給付)	33,768	281,609,545	28,730	244,192,065	25,713	200,058,990	23,082	178,829,540	22,425	173,619,539
(予防給付)	2,368	19,468,660	2,346	18,815,370	2,259	17,696,950	1,289	10,388,160	402	2,938,500
特定施設入居者生活介護	5,556	959,241,662	5,433	923,422,208	5,309	882,601,490	4,765	797,271,906	3,467	595,484,794
(介護給付)	4,736	875,843,079	4,410	818,875,398	4,247	769,615,942	4,066	726,707,248	3,269	576,241,683
(予防給付)	820	83,398,583	1,023	104,546,812	1,062	112,985,548	699	70,564,658	198	19,243,101
福祉用具購入	2,231	67,991,389	2,157	65,521,217	2,091	60,580,839	2,083	58,059,816	1,890	51,569,040
(介護給付)	1,681	53,350,020	1,588	50,401,731	1,586	47,565,060	1,663	47,311,511	1,696	46,152,891
(予防給付)	550	14,641,369	569	15,119,486	505	13,015,779	420	10,748,305	194	5,416,149
住宅改修費	1,552	144,330,967	1,582	149,808,517	1,518	137,478,021	1,387	128,205,500	1,521	142,620,481
(介護給付)	1,066	98,608,664	1,044	97,388,871	1,008	90,558,000	1,014	91,526,167	1,283	116,837,194
(予防給付)	486	45,722,303	538	52,419,646	510	46,920,021	373	36,679,333	238	25,783,287
介護予防支援・居宅介護支援	153,050	1,747,975,481	143,201	1,570,561,421	135,441	1,315,901,256	134,070	1,348,129,394	135,037	1,404,350,047
(居宅介護支援)	107,512	1,541,319,730	99,312	1,373,281,775	93,998	1,135,984,973	103,133	1,211,580,135	120,236	1,327,198,738
(介護予防支援)	45,538	206,655,751	43,889	197,279,646	41,443	179,916,283	30,937	136,549,259	14,801	77,151,308
地域密着型(介護予防)サービス	8,793	1,595,329,822	7,702	1,400,140,643	7,005	1,212,835,267	6,071	982,287,414	5,340	890,673,226
(介護給付)	8,745	1,592,462,238	7,671	1,398,534,314	6,946	1,210,703,843	6,016	980,955,935	5,324	890,314,505
(予防給付)	48	2,867,584	31	1,606,329	59	2,131,424	55	1,331,479	16	358,721
定期巡回・随時対応訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	3	64,701	4	94,176	0	0
認知症対応型通所介護	3,095	305,639,815	3,220	316,952,879	3,385	344,478,173	3,312	316,726,567	2,720	246,490,945
(介護給付)	3,076	305,078,866	3,193	316,178,009	3,329	342,814,484	3,257	315,395,069	2,704	246,132,224
(予防給付)	19	560,949	27	773,870	57	1,663,689	55	1,331,479	16	358,721
小規模多機能型居宅介護	787	154,799,650	611	123,008,825	508	100,908,291	262	52,105,908	22	3,779,902
(介護給付)	758	152,497,985	611	123,008,825	508	100,908,291	262	52,105,908	22	3,779,902
(予防給付)	29	2,301,665	0	0	0	0	0	0	0	
認知症対応型共同生活介護	4,063	936,475,590	3,384	838,223,662	2,766	690,123,258	2,475	610,700,544	2,598	640,402,379
(介護給付)	4,063	936,475,590	3,380	837,391,203	2,764	689,655,523	2,475	610,700,544	2,598	640,402,379
(予防給付)	0	0	4	832,459	2	467,735	0	0	0	
地域密着型特定施設	306	58,028,403	9	1,307,905	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	542	140,385,364	478	120,647,372	343	77,260,844	18	2,660,219	0	0
複合型サービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
施設サービス	30,813	8,155,016,345	31,396	8,364,743,391	32,513	8,455,280,319	31,591	8,355,488,225	31,240	8,021,870,411
介護老人福祉施設	15,568	3,895,035,105	15,944	4,013,153,511	16,223	3,920,757,231	15,227	3,770,692,466	15,418	3,697,786,643
介護老人保健施設	13,320	3,543,412,731	12,946	3,440,815,831	12,727	3,204,228,412	12,297	3,079,089,658	11,815	2,925,692,965
介護療養型医療施設	1,925	716,568,509	2,506	910,774,049	3,563	1,330,294,676	4,067	1,505,706,101	4,007	1,398,390,983
特定入所者介護(予防)サービス費	30,121	904,414,593	28,942	880,887,833	28,146	848,548,751	26,305	775,712,840	25,487	732,404,240
(介護給付)	29,998	903,652,353	28,816	880,027,183	27,986	847,460,751	26,236	775,198,870	25,454	732,215,860
(予防給付)	123	762,240	126	860,650	160	1,088,000	69	513,970	33	188,880
計	577,129	27,446,131,169	538,440	26,153,081,347	513,070	24,742,824,393	497,938	24,185,176,602	488,394	23,222,058,911
(介護給付)	467,326	25,733,663,940	432,907	24,472,149,881	411,711	23,110,531,002	424,268	23,041,667,288	453,811	22,706,025,139

(単位:千円)

保険給付費 月別推移



(審査月)

(単位:千円)

保険給付費合計 年度別推移



4 負担割合証交付状況 (各年度 3月31日現在) (単位:人)

	1割	2割	合計
27年度	24,453	2,379	26,832
28年度A	24,691	2,334	27,025
29年度B	25,040	2,254	27,294
前年度比B/A	101.4%	96.6%	101.0%

※平成27年度の制度改正により、新設

5 減免認定状況

(1) 食費・居住費に係る負担額限度額認定

(単位:件)

		介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	地域密着型 サービス	その他	合計	前年度比 B/A
		27年度	第1段階	104	116	13	0	391
	第2段階	607	360	23	17	1,150	2,157	
	第3段階	247	157	5	5	593	1,007	
	小計	958	633	41	22	2,134	3,788	
28年度A	第1段階	135	133	11	0	397	676	108.3%
	第2段階	258	156	11	7	430	862	40.0%
	第3段階	730	438	22	40	1,368	2,598	258.0%
	小計	1,123	727	44	47	2,195	4,136	109.2%
29年度B	第1段階	163	146	9	0	494	812	120.1%
	第2段階	251	151	9	6	462	879	102.0%
	第3段階	798	421	20	44	1,645	2,928	112.7%
	小計	1,212	718	38	50	2,601	4,619	111.7%

※平成28年8月の制度改正により、非課税年金収入も含まれるため2段階から3段階へ多数移行している。

(2) 利用者負担減額・免除認定

(単位:件)

	法定	災害	合計
27年度	2	0	2
28年度	1	1	2
29年度	0	0	-

(3) 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定

(単位:件)

	特定標準負担		合計	前年度比 B/A
	27年度	第1段階		
	第2段階	17		
	第3段階	3		
	課税	3		
28年度A	第1段階	1	16	66.7%
	第2段階	10		
	第3段階	3		
	課税	2		
29年度B	第1段階	0	14	87.5%
	第2段階	10		
	第3段階	3		
	課税	1		

(単位:件)

	減免 (本人負担 3~10%)	免除 (本人負担 0%)	合計
27年度	20	4	24
28年度	13	3	16
29年度	12	2	14

※ 旧措置入所者は課税対象者も認定者として含まれる。

6 高額介護(予防)サービス費支給状況

			世帯合算	その他	合計	前年度比
27 年度	第1段階 (上限額: 15,000円)	件数(件)	0	16,588	16,588	
		支給額(円)	0	163,277,944	163,277,944	
	第2段階 (上限額: 15,000円)	件数(件)	1,755	34,785	36,540	
		支給額(円)	16,194,505	419,418,495	435,613,000	
	第3段階 (上限額: 24,600円)	件数(件)	1,840	10,304	12,144	
		支給額(円)	13,984,774	65,351,780	79,336,554	
	第4段階 (上限額: 37,200円)	件数(件)	3,947	2,467	6,414	
		支給額(円)	32,773,082	27,839,881	60,612,963	
	第5段階 (上限額: 44,400円)	件数(件)	300	649	949	
		支給額(円)	4,816,312	10,579,287	15,395,599	
	小計	件数(件)	7,842	64,793	72,635	
		支給額(円)	67,768,673	686,467,387	754,236,060	
28 年度	第1段階 (上限額: 15,000円)	件数(件)	2	18,126	18,128	109.3%
		支給額(円)	37,556	176,302,288	176,339,844	108.0%
	第2段階 (上限額: 15,000円)	件数(件)	1,772	35,815	37,587	102.9%
		支給額(円)	15,835,855	434,221,530	450,057,385	103.3%
	第3段階 (上限額: 24,600円)	件数(件)	2,074	10,974	13,048	107.4%
		支給額(円)	14,674,861	69,964,612	84,639,473	106.7%
	第4段階 (上限額: 37,200円)	件数(件)	4,510	4,472	8,982	140.0%
		支給額(円)	44,853,641	68,582,608	113,436,249	187.1%
	第5段階 (上限額: 44,400円)	件数(件)	576	1,560	2,136	
		支給額(円)	8,137,129	25,459,996	33,597,125	
	小計	件数(件)	8,934	70,947	79,881	110.0%
		支給額(円)	83,539,042	774,531,034	858,070,076	113.8%
29 年度	第1段階 (上限額: 15,000円)	件数(件)	0	18,353	18,353	101.2%
		支給額(円)	0	198,258,425	198,258,425	112.4%
	第2段階 (上限額: 15,000円)	件数(件)	1,844	36,648	38,492	102.4%
		支給額(円)	17,209,053	451,099,347	468,308,400	104.1%
	第3段階 (上限額: 24,600円)	件数(件)	2,090	11,920	14,010	107.4%
		支給額(円)	15,702,103	81,843,022	97,545,125	115.2%
	第4段階 (上限額: 44,400円)	件数(件)	4,324	5,669	9,993	111.3%
		支給額(円)	47,858,812	87,876,159	135,734,971	119.7%
	第5段階 (上限額: 44,400円)	件数(件)	※平成29年8月の制度改正により、第4段階と第5段階の 上限額が同額となったため、第4段階に合算している。			
		支給額(円)				
	小計	件数(件)	8,258	72,590	80,848	101.2%
		支給額(円)	80,769,968	819,076,953	899,846,921	104.9%

7 高額医療合算介護(予防)サービス費支給状況

		国民健康保険 加入者	後期高齢者医療 加入者	その他医療保険 加入者	合計	前年度比
27 年度	件数(件)	93	3,823	0	3,916	122.8%
	支給額(円)	4,197,195	118,969,790	0	123,166,985	120.3%
28 年度	件数(件)	103	2,308	0	2,411	61.6%
	支給額(円)	3,914,707	71,060,197	0	74,974,904	60.9%
29 年度	件数(件)	149	5,887	0	6,036	250.4%
	支給額(円)	6,403,392	194,751,474	0	201,154,866	268.3%

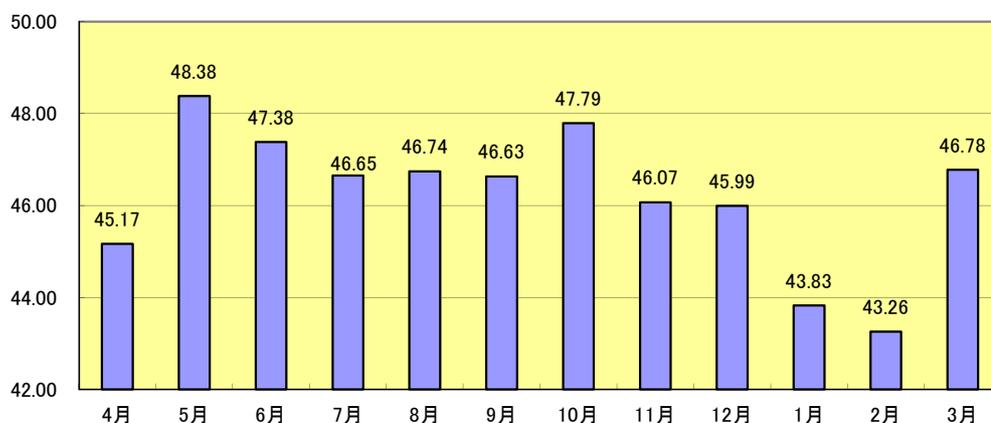
8 居宅サービス利用者の支給限度額に対するサービス利用率

	支給限度額 (単位)	4月			5月			6月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	5,003	2,802	4,616,916	32.93	2,463	4,461,269	36.20	2,349	4,095,786	34.85
要支援2	10,473	3,612	11,479,958	30.35	3,289	11,130,881	32.31	3,192	10,161,077	30.40
要介護1	16,692	3,631	21,047,811	34.73	3,591	22,965,028	38.31	3,651	22,703,424	37.25
要介護2	19,616	3,886	35,243,007	46.23	3,888	37,560,702	49.25	3,929	37,275,172	48.36
要介護3	26,931	2,289	29,648,971	48.10	2,271	31,188,654	50.99	2,293	31,536,398	51.07
要介護4	30,806	1,669	27,311,645	53.12	1,685	29,332,427	56.51	1,677	27,903,329	54.01
要介護5	36,065	1,167	25,970,672	61.71	1,199	27,524,740	63.65	1,192	27,218,608	63.31
計(平均)	-	19,056	155,318,980	45.17	18,386	164,163,701	48.38	18,283	160,893,794	47.38

	支給限度額 (単位)	7月			8月			9月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	5,003	2,260	3,699,802	32.72	2,125	3,261,971	30.68	1,993	2,941,875	29.50
要支援2	10,473	3,090	9,296,482	28.73	2,991	8,511,958	27.17	2,877	7,879,040	26.15
要介護1	16,692	3,708	22,790,418	36.82	3,735	23,374,713	37.49	3,737	22,981,880	36.84
要介護2	19,616	3,984	37,266,028	47.69	3,976	37,204,124	47.70	3,961	37,542,220	48.32
要介護3	26,931	2,337	31,044,943	49.33	2,325	31,882,109	50.92	2,339	31,866,916	50.59
要介護4	30,806	1,709	27,747,307	52.70	1,678	27,305,639	52.82	1,648	27,085,096	53.35
要介護5	36,065	1,197	27,924,849	64.69	1,219	27,628,927	62.85	1,221	27,299,443	61.99
計(平均)	-	18,285	159,769,829	46.65	18,049	159,169,441	46.74	17,776	157,596,470	46.63

(単位: %)

サービス利用率月別推移



* 利用月ベース (単位:利用者数(人))

10月			11月			12月			1月		
利用者数	単位数	利用率(%)									
1,884	2,565,713	27.22	1,784	2,313,049	25.92	1,705	2,045,170	23.98	1,628	1,775,190	21.80
2,799	7,211,436	24.60	2,718	6,385,997	22.43	2,622	5,726,554	20.85	2,565	5,097,254	18.97
3,731	23,584,116	37.87	3,800	23,096,525	36.41	3,814	22,917,780	36.00	3,800	21,398,053	33.74
3,946	37,484,566	48.43	4,001	37,477,645	47.75	4,028	37,560,242	47.54	4,022	35,183,968	44.60
2,312	32,663,068	52.46	2,335	31,477,586	50.06	2,348	32,246,020	50.99	2,349	30,603,159	48.38
1,625	28,384,083	56.70	1,639	27,251,594	53.97	1,647	27,588,871	54.38	1,650	26,455,094	52.05
1,205	27,828,700	64.04	1,222	27,136,686	61.57	1,228	26,871,342	60.67	1,209	26,337,209	60.40
17,502	159,721,682	47.79	17,499	155,139,082	46.07	17,392	154,955,979	45.99	17,223	146,849,927	43.83

2月			3月			年平均		
利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
1,534	1,561,621	20.35	1,440	1,291,539	17.93	1,997	2,885,825	28.88
2,436	4,576,124	17.94	2,368	4,215,276	17.00	2,880	7,639,336	25.33
3,759	21,535,725	34.32	3,756	23,561,869	37.58	3,726	22,663,112	36.44
3,960	34,343,079	44.21	3,901	36,919,792	48.25	3,957	36,755,045	47.35
2,301	28,894,483	46.63	2,267	31,083,737	50.91	2,314	31,178,004	50.03
1,616	25,340,437	50.90	1,615	27,585,107	55.45	1,655	27,440,886	53.82
1,193	25,822,019	60.02	1,222	27,893,128	63.29	1,206	27,121,360	62.36
16,799	142,073,488	43.26	16,569	152,550,448	46.78	17,735	155,683,568	46.23

年間累計	
利用者数	単位数
23,967	34,629,901
34,559	91,672,037
44,713	271,957,342
47,482	441,060,545
27,766	374,136,044
19,858	329,290,629
14,474	325,456,323
212,819	1,868,202,821

(単位:%)

年平均 介護度別サービス利用率



9 一般施策

(1) 社会福祉法人による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業

低所得者で特に生計が困難である者に対して、社会福祉法人が利用者負担の軽減(10%の100分の25)を行なう場合、軽減分の2分の1を助成し、低所得者の経済的負担を軽減する。

	27年度	28年度	29年度
支給件数	5	6	16
支給額(円)	303,410	313,045	726,173

(2) 障害者ホームヘルプ利用者に対する支援措置事業

制度移行措置
対象者なし

障害者総合支援法によるホームヘルプサービス利用の際に境界層該当として定率負担額が0円となっていた者であって、平成18年4月1日以降に介護保険の対象となったものについて、当該サービスの利用者負担を0%とし、経済的負担の軽減を図る。

VI 地域支援事業 1

1 総合事業

(1)介護予防・生活支援サービス事業

平成29年度月別支給額(総合事業費)

*決算に合致

審査月・支出決定月	4月		5月		6月		7月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	2	26,542	1,526	23,130,400	2,655	41,623,197	3,438	55,256,351
訪問型サービス事業	1	11,394	211	3,464,480	584	10,468,754	871	16,932,154
通所型サービス事業	1	15,148	724	16,744,466	1,124	26,437,358	1,355	32,368,858
介護予防ケアマネジメント事業	0	0	591	2,921,454	947	4,717,085	1,212	5,955,339
高額介護予防サービス費等相当事業	0	0	0	0	0	0	8	24,538
高額介護(予防)サービス費	0	0	0	0	0	0	8	24,538
高額医療合算介護(予防)サービス費	0	0	0	0	0	0	0	0
審査支払手数料	2	90	1,523	68,535	2,652	119,340	3,432	154,440
合計	4	26,632	3,049	23,198,935	5,307	41,742,537	6,878	55,435,329

審査月・支出決定月	8月		9月		10月		11月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	4,056	67,007,040	4,929	78,106,847	5,662	91,415,624	6,307	103,596,524
訪問型サービス事業	1,153	22,245,264	1,464	28,719,120	1,763	34,892,635	2,057	41,433,783
通所型サービス事業	1,566	38,391,812	1,668	40,760,063	1,931	47,050,714	2,088	51,955,342
介護予防ケアマネジメント事業	1,337	6,369,964	1,797	8,627,664	1,968	9,472,275	2,162	10,207,399
高額介護予防サービス費等相当事業	13	56,271	17	64,179	38	89,013	39	88,004
高額介護(予防)サービス費	13	56,271	17	64,179	38	89,013	39	88,004
高額医療合算介護(予防)サービス費	0	0	0	0	0	0	0	0
審査支払手数料	4,051	182,295	4,924	221,580	5,657	254,565	6,301	283,545
小計	8,120	67,245,606	9,870	78,392,606	11,357	91,759,202	12,647	103,968,073

審査月・支出決定月	12月		1月		2月		3月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	6,865	112,471,726	7,439	121,833,936	7,439	121,833,936	8,592	138,638,367
訪問型サービス事業	2,242	45,341,761	2,487	50,025,419	2,487	50,025,419	2,883	57,773,621
通所型サービス事業	2,262	55,929,747	2,394	59,692,452	2,394	59,692,452	2,633	66,394,373
介護予防ケアマネジメント事業	2,361	11,200,218	2,558	12,116,065	2,558	12,116,065	3,076	14,470,373
高額介護予防サービス費等相当事業	40	105,916	46	99,629	46	99,629	85	147,237
高額介護(予防)サービス費	40	105,916	46	99,629	46	99,629	85	147,237
高額医療合算介護(予防)サービス費	0	0	0	0	0	0	0	0
審査支払手数料	6,858	308,610	7,433	334,485	7,576	340,920	8,583	386,235
合計	13,763	112,886,252	14,918	122,268,050	15,163	127,657,158	17,260	139,171,839

	平成29年度合計 A		平成28年度合計 B		前年度比A/B	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	59,058	960,422,792				
訪問型サービス事業	18,443	365,698,570				
通所型サービス事業	20,189	497,280,035				
介護予防ケアマネジメント事業	20,426	97,444,187				
高額介護予防サービス費等相当事業	286	674,787				
高額介護(予防)サービス費	286	674,787				
高額医療合算介護(予防)サービス費	0	0				
審査支払手数料	58,992	2,654,640				
小計	118,336	963,752,219				

※ 総合事業の開始が29年度からのため、28年度以前のデータなし

(2) 生活支援サポーター養成研修

日常生活支援総合事業において、比較的軽度な状態にある要支援者等に対する支援者としての生活支援サポーターを養成する。

平成29年度 尼崎市生活支援サポーター養成研修修了者年代別一覧表

	修了者数	平均年齢	最高(最少)	年 代							
				10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
男	54	58.5歳	80歳(19歳)	2	4	2	3	7	15	20	1
女	261	55.4歳	88歳(16歳)	1	16	7	18	39	98	78	4
計	315	57歳	88歳(16歳)	3	20	9	21	46	113	98	5

2 任意事業

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができること及び介護保険事業の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。

(1) 住宅改修支援事業

福祉住環境コーディネーター等が行う住宅改修費申請に必要な理由書の作成業務に対し助成する。(1件2,000円)

(単位:件)

年度	27年度	28年度	29年度
支給件数	98	87	47
支給額(円)	196,000	174,000	94,000

(2) 介護相談員派遣事業

介護サービスの適正化と質的な向上を図るため、介護保険施設入所者等を対象として介護相談員の派遣を行う。

ア 介護相談員数 (平成30年3月31日現在) 11人

イ 派遣先 (平成30年3月31日現在)

介護老人福祉施設 19施設 介護老人保健施設 5施設

認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 20施設

(単位:件)

	活動件数 合計	活動内容					各年度末	
		面接	声かけ	気づき	相談	その他	相談員数	派遣先
27年度	32,550	13,369	18,899	282	0	0	13人	43箇所
28年度	27,663	11,694	15,835	89	13	32	12人	44箇所
29年度	26,755	10,382	16,315	46	1	11	11人	44箇所

(3) 介護給付適正化事業

利用者の自立支援に必要な介護サービスが適正に提供されること等を目指し、ケアプランのチェック・介護保険と医療情報の点検等を行う。

平成19年度より地域支援事業で実施。

(単位:件)

項目	説明	単位	27年度	28年度	29年度
給付費通知の発送	利用実績に係る給付費の通知を発送(年1回)	通知件数	20,179	20,876	21,359
ケアプランチェック	適正なケアプランが作成されているか点検する	点検件数	2,105	2,260	1,987
		不適切事例	263	276	188
縦覧点検	請求内容が適正かどうか点検する	点検件数	34	10	30
		不適切事例	33	5	27
医療情報との突合	医療保険と介護保険を突合して点検する	点検件数	156	96	28
		不適切事例	91	58	18

※1 ケアプランチェックには認知症加算点検件数を含む。

※2 縦覧点検には居宅療養管理指導(26年度から実施)点検件数を含む。

※3 医療情報との突合には居宅療養管理指導(26年度から実施)点検件数を含む。

VII 地域支援事業 2

1 介護予防事業

一般高齢者施策

第1号被保険者全てを対象とした、介護予防に資する自発的な活動への支援、健康教育、健康相談等の取り組みを行う。

① いきいき健康づくり事業

介護が必要となる状態を予防するため、ウォーキングを奨励し、健康に対する意識啓発を行う。
(委託先: 社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

ア 申込者数

(ア) 男女別内訳

	申込者数(人)	構成比
男	2,973	41.1%
女	4,267	58.9%
合計	7,240	100.0%

※平成16年からの申込者総数8,555人(死亡・転出を含)

(イ) 年度別申込者数

(単位:人)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	累計
男	173	120	98	149	176	181	168	102	76	1,243
女	229	142	156	170	191	216	278	145	147	1,674
合計	402	262	254	319	367	397	446	247	223	2,917

(ウ) 月別内訳(平成29年度)

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
男	2	2	31	7	3	6	6	7	3	1	4	4	76
女	2	3	33	7	3	45	17	6	7	3	15	6	147
合計	4	5	64	14	6	51	23	13	10	4	19	10	223

(エ) 年代別内訳

(単位:人)

	男	女	合計	構成比
90歳以上	156	272	428	5.9%
80~89歳	1,301	1,755	3,056	42.2%
70~79歳	1,320	1,973	3,293	45.5%
65~69歳	195	268	463	6.4%
合計	2,972	4,268	7,240	100.0%
構成比	41.0%	59.0%	100.0%	-

イ 達成者数

(単位:人)

		男女		合計	構成比
		男	女		
100万歩 達成者 (記念品: 帽子)	90歳以上	92	124	216	5.6%
	80~89歳	803	806	1,609	41.5%
	70~79歳	884	962	1,846	47.6%
	65~69歳	114	94	208	5.4%
	合計	1,893	1,986	3,879	100.0%
構成比	48.8%	51.2%	100.0%	-	

(単位:人)

		男女		合計	構成比
		男	女		
200万歩 達成者 (記念品: ウインド ブレー カー)	90歳以上	79	88	167	5.1%
	80~89歳	687	638	1,325	40.8%
	70~79歳	776	806	1,582	48.8%
	65~69歳	97	74	171	5.3%
	合計	1,639	1,606	3,245	100.0%
構成比	50.5%	49.5%	100.0%	-	

(単位:人)

		男女		合計	構成比
		男	女		
500万歩 達成者 (記念品: ウエスト ポーチ)	90歳以上	46	47	93	4.2%
	80~89歳	506	387	893	40.1%
	70~79歳	592	552	1,144	51.4%
	65~69歳	61	36	97	4.4%
	合計	1,205	1,022	2,227	100.0%
構成比	54.1%	45.9%	100.0%	-	

(単位:人)

		男女		合計	構成比
		男	女		
1000万歩 達成者 (記念品: リュック サック)	90歳以上	36	25	61	3.9%
	80~89歳	401	265	666	43.1%
	70~79歳	448	347	795	51.4%
	65~69歳	15	9	24	1.6%
	合計	900	646	1,546	100.0%
構成比	58.2%	41.8%	100.0%	-	

(年齢はH29年度末時点。なお死亡、転出者は除く)

② 栄養・口腔機能低下予防事業

地域活動に協力してくれる在宅の「管理栄養士・栄養士」「歯科衛生士」や「健康づくり推進員」等を「担い手」として育成し、65歳以上の高齢者を対象に、「低栄養」「口腔機能の低下」予防をテーマとした介護予防教室（講話、お口の体操、調理実習等）を実施する。

（単位：回数（回）、人数（人））

		29年度				
研修会（管理栄養士・栄養士、歯科衛生士、健康づくり推進員等）	開催回数	16				
	延参加者数	315				
介護予防教室 「おいしく食べよう健口教室」	定期講座	開催回数	18			
		延参加者数	281			
	出前講座	開催回数	64			
		延参加者数	1,422			

※H13～H28年度までは「高齢者食生活改善事業」として実施。

【H28実績（参照）】①健康づくり推進員及び在宅栄養士の研修（18回、414人）

②介護予防及び健康づくりのための食生活を普及啓発する講習会（27回、678人）

③ 介護予防普及啓発事業

介護予防の意識啓発に資するため、広報紙を発行し、配布する。

		27年度	28年度	29年度
広報紙：介護保険だより（介護予防版）	発行部数	229,000	229,000	229,000
	発行時期	1月	1月	12月

④ 介護予防対策事業

高齢者がより身近な地域で気軽に参加できる地域ぐるみの自主的な取組に支援を行い、介護予防体制を構築していく。

ア 住民団体による「いきいき百歳体操」の取組

（単位：団体数（団体）、人数（人））

		27年度	28年度	29年度
いきいき百歳体操の登録団体数等	登録団体数	48	80	115
	登録者数	979	1654	2,385

イ いきいき百歳体操交流会の実施

体力測定者講習会

1回目：10月31日（火） 武庫地区会館 参加者 8人

2回目：11月21日（月） 中小企業会館 参加者 26人

交流会

1回目：10月31日（火） 武庫地区会館 参加者 86人

2回目：11月21日（月） 中小企業会館 参加者 183人

⑤ 高齢者ふれあいサロン運営費補助事業

身近な地域の集いの場での高齢者等の住民同士の交流を通して、見守りや安否確認、参加者間の支え合い、体操等の取組を通じた介護予防の充実を図る。

		29年度
週一回以上の定期的な活動を行う 高齢者ふれあいサロン	サロン数	70
	登録者数	1,510

2 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターの設置状況

尼崎市役所支所設置条例に定める支所の対象地区を日常生活圏域とし、6か所の日常生活圏域ごとに2か所ずつ、合計12か所の地域包括支援センターを設置している。

日常生活圏域	上段: 名称 下段: 運営法人名	上段: 住所(尼崎市) 下段: 職員の定数及び職種
中央	尼崎市「中央東」地域包括支援センター (福)ほがらか会	東本町4-103-11 特別養護老人ホーム ほがらか苑 内 定数4名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
	尼崎市「中央西」地域包括支援センター 尼崎医療生活協同組合	神田中通9-291 ナニワ診療所 内 定数4名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
小田	尼崎市「小田南」地域包括支援センター (福)きらくえん	金楽寺町2-7-7 喜楽苑地域ケアセンターあんしん24内 定数5名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
	尼崎市「小田北」地域包括支援センター (医)中央会	潮江1-15-2-120 尼崎中央病院 北東 定数7名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
大庄	尼崎市「大庄南」地域包括支援センター (福)サンシャイン	大庄西町4-3-9 老人保健施設サンプラザ平成 内 定数5名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
	尼崎市「大庄北」地域包括支援センター (福)平成会	浜田町4-5 ショッピングセンター 2F 定数5名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
立花	尼崎市「立花南」地域包括支援センター (福)あかね	大西町3-17-18 ~あなたの街の相談室~介護と医療の窓口内 定数8名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
	尼崎市「立花北」地域包括支援センター (福)みなみの	富松町3-3-6 デイサービスセンター 南野の庭 内 定数7名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
武庫	尼崎市「武庫東」地域包括支援センター (福)きらくえん	武庫之荘1-9-4 阪急武庫之荘駅 北東 定数4名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
	尼崎市「武庫西」地域包括支援センター (福)真澄会	武庫元町1-26-3 武庫支所南 定数6名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
園田	尼崎市「園田南」地域包括支援センター (福)阪神共同福祉会	小中島2-10-20 特別養護老人ホーム 園田苑 南西 定数7名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
	尼崎市「園田北」地域包括支援センター (福)田能老人福祉会	田能5-10-25 特別養護老人ホーム 春日苑 内 定数6名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)

※保健師等の等は、地域活動経験のある看護師

※平成30年4月1日現在

(2) 総合相談支援、権利擁護業務(地域包括支援センター)

地域の高齢者に対して、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、実態の把握、相談業務を行い、適切な保健・医療・福祉等のサービス利用への支援及び権利擁護のための支援を行う。

相談件数等

(単位:件)

地域包括支援センター名	中央東	中央西	小田南	小田北	大庄南	大庄北
介護保険その他の保健福祉サービスに関すること	1,104	703	1,422	2,275	1,709	1,042
権利擁護(成年後見制度等)に関すること	8	62	416	169	204	419
高齢者虐待に関すること	128	39	239	146	115	235
合計	1,240	804	2,077	2,590	2,028	1,696

地域包括支援センター名	立花南	立花北	武庫東	武庫西	園田南	園田北	合計
介護保険その他の保健福祉サービスに関すること	2,550	3,504	953	2,319	2,418	4,205	24,204
権利擁護(成年後見制度等)に関すること	300	229	111	212	111	122	2,363
高齢者虐待に関すること	165	328	120	219	65	42	1,841
合計	3,015	4,061	1,184	2,750	2,594	4,369	28,408

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(地域包括支援センター)

地域の高齢者が安心して暮らせるように、介護支援専門員・主治医・関係機関等の職種相互の連携を構築し、状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援を行う。

① 包括的・継続的ケアマネジメント

介護保険以外の関わりも含め包括的・継続的ケアマネジメントを可能にする体制を作り、その体制のもとで、主任介護支援専門員が地域の介護支援専門員を支援して、個々の介護支援専門員が他職種・他機関と連携をとりながら高齢者を支える活動ができるような取り組みとして、主に次の業務を行った。

- ア 行政機関(担当課、保健所、福祉事務所等)、病院等関係機関と連携
社会福祉協議会との連携強化、日常生活圏域ごとの地域資源情報の共有及び市ホームページでの公開
- イ 地域の保健・医療・福祉サービス等に関する情報の収集及び提供
- ウ 介護保険以外のサービス提供が必要な高齢者を対象とする効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整、地域包括ケアの総合的な活動推進
- エ ボランティア活動、NPO等によるサービス提供、地域の助け合いなどインフォーマルサービスと連携できる体制づくりと、地域におけるインフォーマルサービスの開発やネットワーク化などインフォーマルサポート機能の強化

② 介護支援専門員に対する個別支援

担当地域の介護支援専門員を支援して、そのケアマネジメント力を高めるために、主に次の業務を行った。

- ア 担当地域の介護支援専門員や居宅介護支援事業所の把握や必要に応じた援助
- イ 施設・病院と在宅との連携、他制度を円滑に利用するための関係機関との連携体制の構築(関係機関がサービス担当者会議に参加できるような環境づくり)
- ウ 介護支援介護専門員に対し、相談窓口の開設・研修の実施や地域資源の情報提供
- エ 支援困難事例に対する事例検討会議開催など
- オ 介護支援専門員同士のネットワーク組織の育成
- カ 個別のケアプランの作成指導

③ 地域ケア会議の開催

ア 個別ケア会議の開催

- ・ 開催回数 119回
- ・ 内容 地域の介護支援専門員等から寄せられた支援困難事例の検討。関係機関や地域住民を交え、課題への対応策を図るとともに、事例に関係する関係者間のネットワークを強化した。

イ 代表者会の開催

- ・ 開催回数 3回
- ・ 内容 個別ケア会議で検討した事例の中から、地域課題を含むものを抽出し、地域の関係機関の代表が集まって、個別事例の対応方法を検討するとともに、地域課題の発見や地域に必要な資源開発や地域づくりを検討した。

(4) 生活支援サービス体制整備

生活支援コーディネーターを配置するなどにより、多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、地域の支え合い体制の推進を図る。

- ① 配置人数 6人
- ② 配置先 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会
- ③ 活動実績

・市民に対する地域福祉活動の理解促進に向けた啓発 ・担い手の確保・育成及び担い手と地域福祉活動を結びつける事業	開催回数	176
	参加者数	10,993
	訪問型見守り活動	57
・地域福祉活動(見守り活動を含む)の立ち上げ支援 ・地域福祉活動グループの組織化及び活動支援	集いの場・介護予防	78
	生活支援活動	26
	その他	106
・地域福祉のネットワーク形成に向けた支援	開催回数	132
	参加団体・者数	2,450

- ④ 地域における定期的な情報共有及び連携強化の場(協議体)の設置及び運営
 - ・生活支援コーディネーターと地域包括支援センターが連携し、介護保険制度に規定された各地区の協議体を6地区すべてで設置した。

(5) 医療・介護連携推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な医療・介護を提供するための連携体制の構築を図る。

医療・介護連携会議における取組

- ① 連携体制構築グループ 9回(内1回は合同開催)
 - ・各団体研修・交流会スケジュールの公表
 - ・多職種連携ファイルの作成
 - ・尼崎市医療・介護連携支援センターの設立
- ② 研修・啓発・広報グループ 8回(内1回は合同開催)
 - ・尼崎市在宅療養ハンドブックの作成・配布
 - ・在宅医療介護塾の開催
 - ・事例検討会(研修会)の開催

(6) 認知症総合支援事業

高齢化の進展に伴い、認知症の人は更に増加が見込まれていることから、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域包括ケアを実現する。

- ① 認知症施策推進会議の設置

本市が取り組むべき課題及び認知症施策の推進方策について関係機関と連携を図るとともに、広く意見を求めることを目的として設置する。

ア 設置年月日 平成26年8月4日

イ 組織

- ・構成員数 11人以内（平成30年3月31日現在 10人）
- ・任期 3年
- ・構成 学識経験者、認知症に係る保健医療関係者、認知症の人の家族の代表者、介護サービス等に関する事業者及び職能団体、地域における福祉関係者のうちから市長が委嘱する。

ウ 平成29年度開催回数 3回（6月9日、10月24日、1月31日）

② 認知症地域支援推進員の配置

地域包括支援センター（12ヶ所）に認知症地域支援推進員を配置し認知症相談センターの機能と医療・介護と地域の連携に向けた取り組みを開始。認知症相談 3,389件（平成29年度）

③ 認知症ケアネット作成

ア 各地域包括支援センターと社会福祉協議会各支部で日常生活圏域ごとに地域資源情報を共有し、認知症の状態に応じて利用できる資源情報を相談時に活用できるように整理。尼崎市版として市ホームページで公開。

イ 早期発見と支援につなぐため「もの忘れ気づきのチェックシート（相談窓口も掲載）」を作成し配布

ウ 認知症に関する不安や心配を抱える市民対象に認知症に関する地域のさまざまな情報を盛り込んだ「尼崎市認知症あんしんガイド」を発行。

④ 認知症高齢者介護者支援事業

認知症高齢者を介護する家族等を支援するため、専門医による相談窓口の設置及び認知症基礎講座を実施するとともに、認知症に関する啓発事業、地域包括支援センター職員等への技術支援、認知症サポーター養成講座を行う。

ア 高齢者こころの相談

（単位：人）

年度	27年度	28年度	29年度
相談人数	10	10	22

イ 家族のための認知症基礎講座

（単位：回数(回)、人数(人)）

年度	27年度	28年度	29年度
開催回数	6	6	6
参加者数	35	32	38

エ 認知症サポーター養成講座

地域や職域、学校などで認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る応援者サポーターとして、身近なところで何ができるかなどを学ぶ講座。

（単位：人）

年度	27年度	28年度	29年度
受講者数	3,251	2,492	2,741
開催回数	100回	104回	115回

延受講者数 16,519人（29年度末）

⑤ キャラバンメイト交流会

平成30年3月22日開催

認知症サポーター養成講座の講師を務めるキャラバンメイトの活動が更に充実し活かせるよう、キャラバンメイト同士のつながりと情報交換を目的に開催。

⑥ 認知症みんなで支えるSOSネットワーク事業

認知症の人が、もし行方不明になった場合に備えて、警察や協力機関と連携して早期発見・保護につなげる仕組み。行方不明が心配な人の事前登録や発見協力機関を随時拡大。

（SOSネットワーク登録者数 214人 H29年度）

3 任意事業

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができること及び介護保険事業の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。

(1) 家族介護慰労事業

要介護4又は5に相当する市県民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった者を現に介護している家族に、家族介護慰労金を支給する。(年額10万円)

(単位:人)

年度	27年度	28年度	29年度
人数	1	0	0

(2) シルバーハウジング生活援助員派遣事業

災害復興公営住宅等のシルバーハウジングに生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認等を行い、在宅生活を支援する。

(市営団地7か所、県営団地2か所※)

(単位:件)

団地名	実施戸数	派遣人数	委託先	生活相談 A	安否確認 B	合計 (A+B)
神崎北	30	1	(福)阪神共同福祉会	147	1,706	1,853
久々知	22			146	1,560	1,706
水堂※	270	5	(福)長生福祉会	805	24,522	25,327
西長洲北	30	3	(福)きらくえん	199	1,867	2,066
今福	30			373	2,227	2,600
金楽寺※	32			460	2,629	3,089
潮江	60			517	3,023	3,540
道意	30	1	(福)サンシャイン	2,019	4,462	6,481
築地北	30	1	(福)ほがらか会	1,360	3,390	4,750
合計	534	11		6,026	45,386	51,412

(3) 徘徊高齢者家族支援サービス事業

在宅の認知症高齢者(若年性認知症により要介護認定を受けている者を含む。)が屋外で徘徊したときに、早期に発見する位置情報検索システムを活用し、事故防止など家族の介護負担の軽減を図る。(端末機利用登録手数料:1台7,560円を市が負担)(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

(単位:人)

年度	27年度	28年度	29年度
人数	36	38	26

(4) 高齢者向けグループハウス運営事業

要支援2、要介護1または2の認定を受けている65歳以上の在宅独居高齢者に対し、24時間見守り等のケアを行い自立した生活が営めるよう支援する。(委託先:社会福祉法人 阪神共同福祉会)

(単位:人)

年度	27年度	28年度	29年度
年度末入居者数	14	10	13

(5) 高齢者自立支援型食事サービス事業

食事サービスを提供することにより、ひとり暮らし高齢者等の生活をサポートするとともに、安否の確認や孤独の解消を図り、在宅生活を支援する。(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

年度	27年度	28年度	29年度
延べ利用者数(件)	1,971	1,765	1,430
配食総数(食)	29,825	25,939	20,941

(6) 住宅改造相談事業

要支援1以上の認定を受けている者の日常生活を支援するため、その身体状況に応じた住宅改造を行う場合、相談及び助言を行う。(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

(単位:件)

年度	27年度	28年度	29年度
相談件数	60	62	68

※助成件数

(7) 家族介護用品支給事業

重度(要介護4・5)で、市県民税非課税世帯の在宅高齢者等を介護している家族に対して、介護用品(紙おむつ等)を支給し、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図る。

年度	27年度	28年度	29年度
支給件数(件)	2,757	2,748	2,637
支給額(円)	13,718,458	10,734,456	10,228,892

(8) 介護マーク普及事業

介護する方が周囲から誤解や偏見を受けないよう、介護中に利用していただく「介護マーク」を配布するとともに、マークの普及・啓発を図る。

(単位:件)

年度	27年度	28年度	29年度
配布者数	9	78	13

(9) 成年後見制度利用支援事業

契約締結等に必要な判断能力が不十分な身寄りのない認知症高齢者等に代わり、市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申し立てを行う。また、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、当該制度に係る費用の全部または一部を助成する。

(単位:件)

年度	27年度	28年度	29年度
申立件数	13	16	18
助成件数	23	57	69

(10) 高齢者緊急一時保護事業

虐待を受けたり、認知症で徘徊中に警察などに保護された高齢者、または入院等により介護者がいなくなった要介護高齢者等を緊急に福祉施設に一時保護し、その間に施設入所やショートステイ等次の支援につなげていく。

(単位:件数(件)、日数(日))

年度	27年度	28年度	29年度
発生件数	2	4	3
保護延日数	23	42	30

※平成22年10月より事業を開始し、23年度までは一般会計で予算執行

(11) 権利擁護推進事業

成年後見支援に係るセンターを運営し、権利擁護に関わる相談をうけ、地域包括支援センター等の窓口と協働で対応する。ケースによっては、市民後見人を就任させるなどにより、対応後の支援にも継続的に関わる。

(単位:件)

年度	27年度	28年度	29年度
高齢者相談件数	564	580	717

VIII その他

1 広報活動

- (1) パンフレットの作成・配布 【平成29年4月～平成30年3月】
- ・ 介護保険事業担当課、各支所地域福祉担当、各地域包括支援センター等で窓口配布
- (2) 保険料のしおり
【保険料決定通知書に同封、平成27年度中に65歳到達者、転入者へは随時発送】
- (3) 介護保険だよりの発行 【平成29年6月、平成30年1月発行】
- | 平成29年6月 | 平成30年1月 |
|-------------------|-------------------|
| 229,000部発行配布 | 229,000部発行配布 |
| 市内一円戸別配布 224,029部 | 市内一円戸別配布 224,337部 |
| 公共施設窓口設置 4,971部 | 公共施設窓口設置 4,663部 |
- ・ 点字版・CD版の作成・配付
市報希望者等への郵送および公共施設等への設置
- (4) 市報あまがさきへの掲載
- ・ 4月号 65歳以上の方の介護保険料について
 - ・ 6月号 介護保険料の決定、減免申請について
 - ・ 7月号 介護保険法の改正について
- (5) 市民への説明(市政出前講座)等

種 別	回数	参加者
市政出前講座	6	170
その他講座等	-	-
合 計	6	170

- (6) ホームページへの掲載
- ・ 随時 介護保険事業担当課ホームページ更新

2 苦情相談件数 ※対応困難事例のみ

項 目	件 数
要介護認定に関するもの	3
サービスの質・量に関するもの	67
サービス事業所に関するもの	52
ケアマネ及びケアプランに関するもの	14
介護事故の対応等に関するもの	10
その他	26
合 計	172

3 尼崎市内 介護保険事業所・施設数

(1) 介護保険事業所・施設数

区分	サービス種類	27年度	28年度	29年度
ア	居宅介護支援	206	244	233
	訪問介護	295	302	298
	訪問入浴介護	8	8	6
	訪問看護	52	58	62
	訪問リハビリテーション	5	5	5
	居宅療養管理指導	6	6	6
	通所介護	187	87	86
	通所リハビリテーション	11	12	12
	短期入所生活介護	26	26	26
	短期入所療養介護	13	12	13
	特定施設入居者生活介護	8	9	9
	福祉用具貸与	40	37	34
	特定福祉用具販売	36	34	32
	イ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	3
夜間対応型訪問介護		0	0	1
地域密着型通所介護		-	103	97
認知症対応型通所介護		13	14	15
小規模多機能型居宅介護		12	13	15
認知症対応型共同生活介護		24	25	26
地域密着型特定施設入居者生活介護		2	2	2
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		3	3	3
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)		1	2	2
ウ	介護老人福祉施設	21	21	21
	介護老人保健施設	12	12	13
	介護療養型医療施設	1	0	0
合計		986	1,038	1,021

※1 事業所・施設数は各年度3月31日現在の数。ただし、医療機関のみなし指定は除く。

※2 区分アは居宅介護支援及び居宅サービス、イは地域密着型サービス、ウは介護保険施設を指す。

※3 平成28年度以降の数値は、それぞれ翌年度の6月1日現在、届出済(処理済)の事業所データに基づく。

(2)市内の介護保険施設(平成30年3月31日現在)

① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	中央	特別養護老人ホームほがらか苑	東本町4丁目103-11	55
2	小田	特別養護老人ホーム西長洲荘	西長洲町3丁目3-20	105
3	小田	特別養護老人ホーム喜楽苑	長洲西通2丁目8-3	50
4	小田	特別養護老人ホーム高齢者総合福祉施設あまの里	下坂部3丁目2-40	60
5	小田	特別養護老人ホームゆめパラティース	下坂部3丁目3-1	100
6	小田	特別養護老人ホーム芦風荘	西長洲町1丁目3-1	100
7	小田	特別養護老人ホームアマルネス・ガーデン	西長洲町2丁目35-1	100
8	大庄	特別養護老人ホームサンホームあまがさき	大庄北3丁目15-1	70
9	大庄	特別養護老人ホームサンホーム大庄西	大島3丁目9-1	100
10	立花	特別養護老人ホーム南野の月	富松町3丁目2-37	55
11	立花	特別養護老人ホーム南野の庭	富松町3丁目6-20	30
12	立花	特別養護老人ホームロータス・ガーデン	栗山町1丁目20-20	85
13	武庫	特別養護老人ホームサンフォート武庫之荘	武庫之荘9丁目34-16	70
14	武庫	特別養護老人ホーム博寿苑	武庫元町2丁目23-15	60
15	武庫	特別養護老人ホーム武庫之荘ホール	武庫町4丁目4-20	54
16	園田	特別養護老人ホーム春日苑	田能5丁目10-25	50
17	園田	特別養護老人ホームらくらく苑	田能4丁目2-50	105
18	園田	特別養護老人ホーム北之庄らくらく苑	田能3丁目5-28	50
19	園田	特別養護老人ホーム園田苑	小中島1丁目1-18	50
20	園田	特別養護老人ホームアマリリス	若王寺3丁目16-3	80
21	園田	特別養護老人ホームけま喜楽苑	食満2丁目22-1	55

② 地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	立花	地域密着型特別養護老人ホーム立花あまの里	水堂町1丁目10-37	29
2	園田	春日苑東館地域密着型特養	田能5丁目10-55	15
3	園田	特別養護老人ホームカラー尼崎	口田中1丁目16-2	29

③ 介護老人保健施設(老人保健施設)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	中央	老人保健施設友の家	東本町2丁目51	50
2	中央	介護老人保健施設なにわローランド	東難波町1丁目3-10	96
3	中央	介護老人保健施設はくほう	昭和通2丁目12-8	100
4	中央	フローリス介護老人保健施設	西難波町6丁目11-6	100
5	中央	介護老人保健施設だいもつ	東大物町1丁目1-1	100
6	小田	介護老人保健施設ローランド	潮江2丁目1-10	126
7	大庄	老人保健施設サンプラザ平成	大庄西町4丁目3-9	50
8	立花	老人保健施設南野の郷	富松町3丁目33-22	100
9	立花	医療法人尼崎厚生会(財団)立花介護老人保健施設	立花町4丁目4-23	68
10	立花	介護老人保健施設武庫之荘	南武庫之荘2丁目10-30	54
11	武庫	尼崎医療生協介護老人保健施設ひだまりの里	南武庫之荘11丁目12-1	95
12	園田	医療法人旭会そのだ介護老人保健施設	東園田町2丁目48-8	65
13	園田	尼崎老人保健施設ブルーベリー	上坂部2丁目24-5	150

⑤ 特定施設入居者生活介護事業所(養護老人ホーム・介護付有料老人ホーム)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	中央	長安寮	東難波町4丁目9-27	50
2	小田	ウエルハウス尼崎	杭瀬南新町4丁目5-3	146
3	小田	ウエルハウス尼崎II番館	杭瀬南新町4丁目5-3	75
4	小田	パストラール尼崎	潮江1丁目10-2	182
5	立花	介護付有料老人ホームたのしい家塚口	塚口本町1丁目30-1	100
6	武庫	そんぽの家武庫之荘	常松1丁目22-3	48
7	園田	そんぽの家尼崎田能	田能5丁目1-28	45
8	園田	介護付有料老人ホームアットホームふじた	東園田町1丁目77	50
9	園田	チャーム尼崎東園田	東園田町5丁目61-1	64

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所(介護付有料老人ホーム)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	大庄	コウダイケアサービス株式会社介護付有料老人ホームうさぎの里	稲葉元町2丁目1-12	29
2	大庄	介護付有料老人ホームラウレト	武庫川町1-8	29

(3)市内の地域密着型サービス事業所(平成30年3月31日現在)

※ 宿泊又は入居を伴うサービスに限る。

※ (2)に掲げた地域密着型介護老人福祉施設及び地域密着型特定施設入居者生活介護事業所は除く。

① 小規模多機能型居宅介護

No.	地域	名称	所在地	定員
1	中央	小規模多機能型居宅介護のむら	大物町1丁目10-17	25
2	小田	小規模多機能型居宅介護園田苑	善法寺町10-3(2階)SAドーム	24
3	小田	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎下坂部・小規模多機能	下坂部3丁目18-8	29
4	小田	ルミネ尼崎	潮江2丁目19-7	25
5	小田	セントケア小規模多機能尼崎	杭瀬寺島1丁目4-48	25
6	大庄	小規模多機能型居宅介護桜うさぎ	稲葉元町2丁目1-12	9
7	大庄	サンホームあまがさき東館ゆとり庵『一步』	大庄北3丁目14-27	29
8	大庄	小規模多機能型居宅介護プチとまとちゃん	大庄中通5丁目14-17	24
9	大庄	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎大島・小規模多機能	大島1丁目10-1	24
10	立花	オアシス尼崎立花小規模多機能型居宅介護事業所	上ノ島町3丁目25-25	25
11	立花	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎三反田・小規模多機能	三反田町2丁目11-33	24
12	武庫	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎南武庫之荘・小規模多機能	南武庫之荘10丁目1-7	24
13	武庫	愛・コミュニティホーム尼崎武庫之荘	南武庫之荘4丁目9-6	29
14	武庫	バンセ武庫之荘ホーム	武庫之荘本町1丁目18-26	18
15	園田	小規模多機能ホーム園田館	若王寺2丁目20-5	24

※ 定員は登録定員であり、宿泊定員の数とは異なる。

② 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	小田	かんたき尼崎	次屋1丁目9-1	29
2	武庫	かんたき武庫之荘	武庫豊町2丁目12-6	29

※ 定員は登録定員であり、宿泊定員の数とは異なる。

③ 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	中央	グループホームほのぼの建家	建家町68	18
2	中央	グループホームたのしい家出屋敷	宮内町2丁目123-1	18
3	中央	グループホームほのぼの	神田南通2-50	18
4	小田	グループホームたのしい家金楽寺	金楽寺町2丁目6-4	18
5	小田	セントケアホーム尼崎	杭瀬寺島1丁目4-48	18
6	小田	次屋の郷いな穂	次屋4丁目3-9	18
7	小田	グループホームここから尼崎小田	西川2丁目37-3	18
8	大庄	グループホームいなばの夢うさぎ	稲葉元町2丁目14-1	18
9	大庄	ニチイケアセンター尼崎稲葉荘	稲葉荘4丁目5-10	18
10	大庄	グループホームはたなか	大庄西町1丁目10-15	18
11	大庄	グループホームサンプラザやすらぎ	蓬川町331-4	18
12	立花	シニアケア塚口	南塚口町8丁目3-15	18
13	立花	シニアケアサザン塚口	南塚口町8丁目3-21	18
14	立花	愛の家グループホーム尼崎尾浜町	尾浜町3丁目25-1	18
15	立花	丸尾グループホーム「なごみ苑」	水堂町3丁目16-8	18
16	立花	愛の家グループホーム尼崎武庫之荘	武庫之荘東2丁目19-39	18
17	武庫	愛・グループホーム尼崎武庫之荘	武庫之荘本町3丁目18-19	18
18	武庫	グループホームこころあい武庫之荘	南武庫之荘8丁目17-28	18
19	武庫	武庫の里ケアハートガーデングループホームときとも	武庫の里2丁目26-20	18
20	武庫	グループホームあじさい	武庫町1丁目29-18	17
21	武庫	グループホームきらら尼崎武庫之荘	武庫之荘本町3丁目12-23	9
22	園田	グループホーム「春日の家」	田能5丁目10-25	18
23	園田	グループホームたのしい家園田	東園田町9丁目15-7	18
24	園田	グループホームきらら尼崎園田	瓦宮2丁目10-41	18
25	園田	グループホームいなの家	食満2丁目22-1	18
26	園田	尼崎ケアセンターそよ風	食満7丁目17-1	18

4 尼崎市地域包括支援センター運営部会

(1)設置年月日 平成26年4月1日

(2)設置目的

地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として設置される「地域包括支援センター」の公正・中立を確保し、その円滑かつ適正な運営を図るため、尼崎市地域包括支援センター運営部会(以下「部会」という)を設置する。

本部会は、平成18年4月1日に設置した「尼崎市地域包括支援センター運営協議会」を平成26年4月1日から、尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会の部会として位置付けたものである。

(3)組織

- ・委員数 20人以内 (平成30年3月31日現在 17人)
- ・任期 3年
- ・構成 委員は、次の者のうちから市長が委嘱する。
 - ① 介護サービス等に関する事業者及び職能団体等
 - ② 介護サービスの利用者及び介護保険の被保険者等
 - ③ 地域における福祉関係者
 - ④ 地域ケア等に関する学識経験を有する者
 - ⑤ その他、保健・医療・福祉について知識経験を有する者

(4)所掌事項

- ① 地域包括支援センターの設置に関すること
- ② 地域包括支援センターの運営に関すること
- ③ 地域包括支援センターの介護予防マネジメントの委託に関すること
- ④ 地域包括支援センターの業務の公正・中立を確保するための、事業内容等の評価に関すること
- ⑤ 地域包括ケアシステムの形成に向けた地域資源のネットワーク化に関すること
- ⑥ その他地域包括支援センターに関し必要なこと

(5)平成29年度開催回数

運営部会 3回(平成29年6月30日、平成29年10月23日、平成30年2月26日)

(6)地域包括支援センターについて

尼崎市役所支所設置条例に定める支所の対象地区を日常生活圏域とし、6か所の日常生活圏域ごとに2か所ずつ、合計12か所の地域包括支援センターを設置している。

日常生活圏域	名 称	
中 央	尼崎市「中央東」地域包括支援センター	尼崎市「中央西」地域包括支援センター
小 田	尼崎市「小田南」地域包括支援センター	尼崎市「小田北」地域包括支援センター
大 庄	尼崎市「大庄南」地域包括支援センター	尼崎市「大庄北」地域包括支援センター
立 花	尼崎市「立花南」地域包括支援センター	尼崎市「立花北」地域包括支援センター
武 庫	尼崎市「武庫東」地域包括支援センター	尼崎市「武庫西」地域包括支援センター
園 田	尼崎市「園田南」地域包括支援センター	尼崎市「園田北」地域包括支援センター

5 尼崎市地域密着型サービス運営部会

(1)設置年月日

平成26年4月1日

(2)設置目的

本市における地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、尼崎市地域密着型サービス運営部会(以下「部会」という。)を設置する。

本部会は、平成18年4月1日に設置した「尼崎市地域密着型サービス運営委員会」を、平成26年4月1日から、尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会の部会として位置付けたものである。

(3)組織

- ・委員数 14人 (平成30年3月31日現在)
- ・任期 3年
- ・組織 委員は、尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会に属する委員(専門委員及び臨時委員を含む。)で組織する。

(4)所掌事項

- ① 地域密着型サービスの指定、指定拒否及び指定取消に関すること
- ② 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬に関すること
- ③ 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他地域密着型サービスの適正な運営の確保の観点から必要と認められる事項

(5)平成29年度開催回数

1回 (平成29年8月1日)

6 尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会

(1) 設置年月日

平成25年10月9日

(2) 設置目的

尼崎市介護保険事業計画に基づく指定地域密着型サービス事業者(介護予防を含む。以下「事業者」という。))の指定を受けるべき事業者の選定に関する事項を調査審議させるため、尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

本委員会は、平成19年8月1日に設置した「尼崎市地域密着型サービス事業者選定委員会」を、平成25年10月9日から、市長の附属機関として位置付けたものである。

(3) 組織

- ・委員数 5人以内 (平成30年3月31日現在 5人)
- ・任期 3年
- ・組織 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(4) 所掌事項

- ① 事業者の募集に係る条件等に関すること
- ② 事業者選定の基準を策定すること
- ③ 事業者の審査を行うこと
- ④ ②による選定の基準に基づき審査し、最適な事業者を選定し、市長に意見を述べること
- ⑤ その他事業者の選定に係る必要な事項を決定すること

(5) 平成29年度開催回数

1回 (平成29年12月20日)

7 在宅医療・介護連携推進部会

(1) 設置年月日

平成28年4月1日

(2) 設置目的

団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向けて、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する仕組みを構築していくにあたり、本市の実態や専門的な見地、現場体験等を踏まえた審議を行う部会として位置付けたものである。

(3) 組織

- ・委員数 19人以内 (平成30年3月31日現在 16人)
- ・任期 3年
- ・構成 委員は、次の者のうちから市長が委嘱する。
 - ① 医療関係団体 10団体
 - ② 福祉関係団体 5団体
 - ③ 学識経験者 1人

(4) 所掌事項

- ① 地域の医療・介護サービス資源の把握
- ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築
- ④ 在宅医療・介護関係者の情報の共有支援
- ⑤ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- ⑥ 医療・介護関係者の研修
- ⑦ 地域住民への普及啓発
- ⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

(5) 平成29年度開催回数

3回(平成29年9月7日、平成29年11月2日、平成30年2月9日)

8 尼崎居宅介護支援事業連絡会

(1) 設立

平成12年2月3日

(2) 目的

尼崎市で事業展開を行う居宅介護支援事業者間の連携、相互補完を図り、介護サービスの安定的な供給体制づくり、及びサービスの質の向上等に取り組むことを目的とする。

(3) 会員数

147事業者(平成29年5月22日現在)

(4) 主な活動内容

- ① 介護サービスの質の向上に関する研修会・連絡会等の開催
- ② 介護サービスに関する情報の共有のための諸事業
- ③ 介護保険等に関する事業者間の連絡及び協力体制の確保

日 時	項 目	内 容
平成29年 5月22日	総会	事業計画、予算審議
	全体研修会	【講 義】 テーマ「どうすればプロのケアマネになれるのか」 利用者本位サービス推進のキーパーソンになるために取り組むべきこと」 講 師 久田 則夫氏(日本女子大学人間社会学部社会福祉学科 教授)
平成29年 7月24日	全体研修会	【講 義】テーマ「地域包括ケアシステムの理解と地域支援事業の意味」 講 師 さわやか福祉財団戦略アドバイザー 土屋 幸巳 氏
平成29年 10月11日	全体研修会	【講義とパネルディスカッション】 テーマ「病院の役割(機能)の違いを知る」 ～ 医療と介護の連携 ～ 講 師 兵庫県立尼崎総合医療センター 大谷 サエ子 氏 尼崎だいもつ病院 倉田 倫子 氏 園田病院 島田 淳 氏
平成29年 11月19日	全体研修会	【講義とグループワーク】 テーマ「地域ケア個別会議に期待される効果」 ～ ケアマネジャーの役割再考 ～ 講 師 芦屋市精道高齢者支援センター 針山 大輔 氏
平成29年 12月7日	意見交換会 名刺交換会	意見交換会・名刺交換会の開催
平成30年 2月20日	全体研修会	【講 義】 テーマ「平成30年度介護保険制度改正について」 講 師 桜美林大学大学院老年学研究科 白澤 政和 教授

その他

<幹事会(役員会)の開催>
8回

Ⅸ 財政・条例等

1 財政

(歳入) (単位：円)

款 項 目	27決算	28決算	29当初予算	29決算見込	30当初予算
04 介護保険料	8,006,493,733	8,187,385,956	8,249,870,000	8,303,813,727	8,941,189,000
05 介護保険料	8,006,493,733	8,187,385,956	8,249,870,000	8,303,813,727	8,941,189,000
05 第1号被保険者保険料	8,006,493,733	8,187,385,956	8,249,870,000	8,303,813,727	8,941,189,000
35 使用料及び手数料	890,720	900,880	1,000	923,600	857,000
10 手数料	890,720	900,880	1,000	923,600	857,000
05 手数料	890,720	900,880	1,000	923,600	857,000
40 国庫支出金	8,767,490,421	9,669,537,753	9,483,908,000	9,756,734,266	10,067,820,000
05 国庫負担金	6,682,635,937	7,382,620,712	6,972,396,000	7,008,974,775	7,200,558,000
10 介護給付費負担金	6,682,635,937	7,382,620,712	6,972,396,000	7,008,974,775	7,200,558,000
10 国庫補助金	2,084,854,484	2,286,917,041	2,511,512,000	2,747,759,491	2,867,262,000
10 調整交付金	1,888,171,000	2,094,919,000	1,983,771,000	2,275,261,000	2,196,743,000
25 地域支援事業交付金	187,683,484	191,998,041	508,241,000	466,062,491	667,295,000
30 介護保険事業費補助金	9,000,000	0	19,500,000	6,436,000	3,224,000
41 支払基金交付金	9,857,571,000	10,234,330,000	10,820,847,000	10,674,150,605	11,012,416,000
05 支払基金交付金	9,857,571,000	10,234,330,000	10,820,847,000	10,674,150,605	11,012,416,000
05 介護給付費交付金	9,854,179,000	10,231,257,000	10,488,571,000	10,412,631,000	10,460,845,000
10 地域支援事業交付金	3,392,000	3,073,000	332,276,000	261,519,605	551,571,000
45 県支出金	5,061,656,000	5,219,364,000	5,462,502,000	5,387,672,000	5,787,970,000
05 県負担金	4,960,802,000	5,114,941,000	5,201,838,000	5,142,910,000	5,391,201,000
05 介護給付費負担金	4,960,802,000	5,114,941,000	5,201,838,000	5,142,910,000	5,391,201,000
10 県補助金	100,854,000	104,423,000	260,664,000	244,762,000	396,769,000
05 地域支援事業交付金	100,854,000	104,423,000	260,664,000	244,762,000	396,769,000
50 財産収入	837,308	3,415,098	4,748,000	3,114,808	4,471,000
05 財産運用収入	837,308	3,415,098	4,748,000	3,114,808	4,471,000
10 利子及び配当金	837,308	3,415,098	4,748,000	3,114,808	4,471,000
60 繰入金	5,364,315,814	5,505,756,304	6,097,071,000	5,773,987,949	6,468,357,000
05 他会計繰入金	5,364,315,814	5,505,756,304	5,918,884,000	5,773,987,949	6,219,774,000
05 他会計繰入金	5,364,315,814	5,505,756,304	5,918,884,000	5,773,987,949	6,219,774,000
10 基金繰入金	0	0	178,187,000	0	248,583,000
10 介護給付費準備基金繰入金	0	0	178,187,000	0	248,583,000
65 繰越金	583,248,838	712,422,273	1,000	1,385,593,009	1,000
05 繰越金	583,248,838	712,422,273	1,000	1,385,593,009	1,000
05 繰越金	583,248,838	712,422,273	1,000	1,385,593,009	1,000
70 諸収入	10,686,323	8,950,010	1,209,000	10,178,802	3,047,000
05 延滞金、及び過料	305,700	603,500	1,000	924,410	451,000
05 第1号被保険者延滞金	305,700	603,500	1,000	924,410	451,000
30 雑入	10,380,623	8,346,510	1,208,000	9,254,392	2,596,000
05 滞納処分費	0	0	1,000	0	1,000
10 第三者納付金	6,210,673	1,623,950	1,000	737,708	1,339,000
15 返納金	2,413,606	4,963,977	1,000	700,000	1,000
20 雑入	1,756,344	1,758,583	1,205,000	7,816,684	1,255,000
合 計	37,653,190,157	39,542,062,274	40,120,157,000	41,296,168,766	42,286,128,000

対前年度比 1.06 1.05 1.01 1.03 1.02

(歳出) (単位：円)

款 項 目	27決算	28決算	29当初予算	29決算見込	30当初予算
05 総務費	786,694,364	769,248,255	878,482,000	821,310,712	880,441,000
05 総務管理費	786,694,364	769,248,255	878,482,000	821,310,712	880,441,000
05 一般管理費	497,970,345	483,024,845	557,780,000	530,965,079	571,934,000
10 連合会負担金	2,245,446	2,289,726	2,335,000	2,323,404	2,354,000
15 賦課徴収費	27,162,124	27,863,667	32,870,000	27,275,798	32,565,000
20 介護認定費	259,316,449	256,070,017	285,497,000	260,746,431	273,588,000
10 保険給付費	35,043,378,473	36,186,623,202	37,459,183,000	36,945,965,640	38,745,215,000
対前年度比		1.03	1.04	1.02	1.03
05 介護サービス等諸費	34,165,975,428	35,253,578,222	36,171,627,000	35,845,046,602	37,620,476,000
05 介護サービス等給付費	34,132,669,758	35,218,520,027	36,131,293,000	35,811,264,112	37,575,617,000
10 審査支払手数料	33,305,670	35,058,195	40,334,000	33,782,490	44,859,000
10 高額介護サービス費	877,403,045	933,044,980	1,287,556,000	1,100,919,038	1,124,739,000
05 高額介護サービス費	877,403,045	933,044,980	1,287,556,000	1,100,919,038	1,124,739,000
17 地域支援事業費	495,079,847	525,235,976	1,763,241,000	1,530,557,176	2,642,049,000
05 地域支援事業費	495,079,847	525,235,976	1,763,241,000	1,530,557,176	2,642,049,000
05 介護予防事業費(H29～日常生活支援総合事業)	10,852,395	11,009,302	1,186,698,000	982,647,422	2,042,856,000
10 包括的支援等事業費	484,227,452	514,226,674	576,543,000	547,909,754	599,193,000
25 基金積立金	342,029,308	350,636,098	4,748,000	538,868,808	4,471,000
05 基金積立金	342,029,308	350,636,098	4,748,000	538,868,808	4,471,000
05 介護給付費準備基金積立金	342,029,308	350,636,098	4,748,000	538,868,808	4,471,000
60 諸支出金	273,585,892	324,725,734	13,503,000	856,803,304	12,952,000
10 諸費	273,585,892	324,725,734	13,503,000	856,803,304	12,952,000
10 第1号被保険者償還金及び還付加算金	273,585,892	324,725,734	13,503,000	856,803,304	12,952,000
65 予備費	0	0	1,000,000	0	1,000,000
05 予備費	0	0	1,000,000	0	1,000,000
05 予備費	0	0	1,000,000	0	1,000,000
合 計	36,940,767,884	38,156,469,265	40,120,157,000	40,693,505,640	42,286,128,000

対前年度比 1.05 1.03 1.05 1.07 1.05

(繰越)

翌年度繰越(実質収支)	712,422,273	1,385,593,009		602,663,126	
-------------	-------------	---------------	--	-------------	--

(3) 介護保険事業に係る基金の状況

○ 尼崎市介護給付費準備基金

(単位:円)

	27年度	28年度	29年度
前年度末基金残高	556,680,596	898,709,904	1,249,346,002
基金積立額合計	342,029,308	350,636,098	538,868,808
保険料積立額	341,192,000	347,221,000	535,754,000
運用収入積立額	837,308	3,415,098	3,114,808
基金取崩額	0	0	0
年度末基金残高	898,709,904	1,249,346,002	1,788,214,810

2 条例等

(1) 尼崎市介護保険条例

平成12年3月24日

条例第22号

(この条例の趣旨)

第1条 本市が行う介護保険については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)における用語の意義による。

(平29条例14・追加)

(尼崎市介護認定審査会の委員の定数等)

第3条 法第14条の規定により設置する尼崎市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、200人以内とする。

2 認定審査会の委員の任期は、3年とする。

(平15条例14・一部改正、平29条例14・旧第2条繰下・一部改正)

(地域支援事業の実施)

第4条 本市は、介護予防・日常生活支援総合事業及び法第115条の45第2項各号に掲げる事業のほか、同条第3項各号に掲げる事業を実施するものとする。

(平18条例36・平21条例15・平24条例24・平27条例25・一部改正、平29条例14・旧第3条繰下・一部改正)

(保険料率)

第5条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 38,472円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 52,707円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 57,708円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 69,250円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 76,944円
- (6) 次のいずれかに該当する者 92,333円

ア 合計所得金額(令第38条第1項第1号ハに規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同

じ。)であって、この号の額が賦課されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((2)に該当する者に限る。次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ及び第13号イにおいて同じ。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 100,027円

ア 合計所得金額が120万円以上200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 115,416円

ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 130,805円

ア 合計所得金額が300万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 140,423円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 150,041円

ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 159,659円

ア 合計所得金額が800万円以上1000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 169,277円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。)

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 178,895円

(平15条例14・平18条例36・平21条例15・平24条例24・平27条例25・一部改正、平29条例14・旧第4条繰下・一部改正、平30条例22・一部改正)

(普通徴収に係る納期)

第6条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 8月1日から同月31日まで

第4期 9月1日から同月30日まで

第5期 10月1日から同月31日まで

第6期 11月1日から同月30日まで

第7期 12月1日から翌年1月4日まで

第8期 1月4日から同月31日まで

第9期 2月1日から同月末日まで

第10期 3月1日から同月31日まで

2 前項により難いときは、市長が別に納期を定める。

3 第1項に定める期限が土曜日であるときは、この日を休日とみなして民法(明治29年法律第89号)第142条の規定を適用する。

(平29条例14・旧第5条繰下・一部改正)

(第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定)

第7条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該資格を取得した日の属する月から、月割りをもって行う。

2 前項の規定により保険料額を算定する場合における第5条の規定の適用については、同条中「当該年度分の保険料の賦課期日」とあるのは、「第1号被保険者の資格を取得した日」とする。

3 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該資格を喪失した日の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

4 保険料の賦課期日(同日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日。以下この項(第2号を除く。))において「賦課期日」という。)後に令第39条第1項第1号イに掲げる者(賦課期日において同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者で同号イ(2)に該当するものに限る。)又は同号ロ若しくはニ、同項第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ若しくは第5条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに掲げる者(以下これらの者を「被保護者等」という。)に該当することとなった第1号被保険者に係る保険料額は、次に掲げる額を合計した額とする。

(1) 第1号被保険者が被保護者等に該当することとなった日(以下「異動日」という。)前に当該第1号被保

険者に賦課されていた保険料額について、当該異動日の属する月の前月までの月割りにより算定した額

(2) 異動日を賦課期日とみなして第5条の規定を適用した場合における保険料率について、当該異動日の属する月からの月割りにより算定した額

5 第1項及び前2項の規定により算定された保険料額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(平18条例36・平24条例24・平27条例25・一部改正、平29条例14・旧第6条繰下・一部改正)

(保険料額の決定通知)

第8条 保険料額を決定したときは、市長は、速やかにこれを第1号被保険者に通知する。その額を変更したときも、また同様とする。

(平29条例14・旧第7条繰下)

(保険料の減免等)

第9条 市長は、保険料の納付義務者について災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認められるときは、当該保険料の納付義務者からの申請により、保険料を減免し、又は6月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。

(平29条例14・旧第8条繰下)

(指定居宅サービス事業者の指定申請手数料等)

第10条 法第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者、法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者、法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第1に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第12条繰下・一部改正、平30条例22・旧第13条繰上)

(指定地域密着型サービス事業者の指定申請手数料等)

第11条 法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者、法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の21において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第13条繰下・一部改正、平30条例22・旧第14条繰上)

(指定介護老人福祉施設の指定申請手数料等)

第12条 法第86条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を受けようとする者、法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第94条第1項の規定により介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者、法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の規定により当該許可の更新を受けようとする者又は同条第2項の規定により介護老人保健施設の変更の許可(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第136条第1項第7号に掲げる事項の変更を伴うものに限る。)を受けようとする者は、これらの指定若しくは許可又は更新の申請の際、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第14条繰下・一部改正、平30条例22・旧第15条繰上)

(指定事業者の指定申請手数料等)

第13条 法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の更新を受けようとする者は、指定事業者の指定又はその更新の申請の際、別表第4に定める手数料を納付しなければならない。

(平29条例14・追加、平30条例22・旧第16条繰上)

(手数料の減免等)

第14条 市長は、災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認めるときは、第10条から前条までの手数料を減免することができる。

2 既納の手料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第15条繰下・一部改正、平30条例22・旧第17条繰上・一部改正)

(罰則)

第15条 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第12条繰下、平29条例14・旧第16条繰下、平30条例22・旧第18条繰上)

第16条 法第30条第1項後段、第31条第1項後段、第33条の3第1項後段、第34条第1項後段、第35条第6項後段、第66条第1項若しくは第2項又は第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平18条例36・一部改正、平24条例24・旧第13条繰下、平29条例14・旧第17条繰下、平30条例22・旧第19条繰上)

第17条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第14条繰下、平29条例14・旧第18条繰下、平30条例22・旧第20条繰上・一部改正)

第18条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第15条繰下、平29条例14・旧第19条繰下、平30条例22・旧第21条繰上)

第19条 第15条から前条までの規定により科する過料の額は、あらかじめ、その過料を科す者の弁明を聴き、情状により、市長が定める。ただし、その者が正当な理由なくして弁明をしない場合においては、この限りでない。

2 第15条から前条までの規定による過料を徴収する場合において発する納入通知書により指定する納付の期限は、その納入通知書を発した日から起算して10日以上を経過した日とする。

(平24条例24・旧第16条繰下・一部改正、平29条例14・旧第20条繰下・一部改正、平30条例22・旧第22条繰上・一部改正)

(介護給付費準備基金)

第20条 介護保険事業の運営に要する費用の財源に充てるため、尼崎市介護給付費準備基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金として積み立てる額は、毎年度尼崎市特別会計介護保険事業費歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

4 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

5 基金は、基金の設置目的を達成するため、必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(平24条例24・旧第17条繰下、平29条例14・旧第21条繰下、平30条例22・旧第24条繰上)

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平24条例24・旧第18条繰下、平29条例14・旧第22条繰下、平30条例22・旧第24条繰上)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(尼崎市介護認定審査会の委員の定数を定める条例の廃止)

2 尼崎市介護認定審査会の委員の定数を定める条例(平成11年尼崎市条例第24号)は、廃止する。

(介護予防・日常生活支援総合事業の実施の延期)

3 本市における介護予防・日常生活支援総合事業については、その円滑な実施を図るため介護予防及び日常生活の支援に係る体制の整備が必要であることから、法第115条の45第1項の規定にかかわらず、

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は、実施しない。この場合において、第4条中「介護予防・日常生活支援総合事業及び法第115条の45第2項各号」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定(同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法第115条の45第1項第1号及び第2号並びに法第115条の45第2項各号」と読み替えるものとする。

(平27条例25・追加、平29条例14・一部改正)

(平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例)

4 平成12年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 4,584円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 6,876円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 9,167円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 11,459円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 13,751円

(平27条例25・旧第3項繰下)

5 平成13年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 13,454円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 20,181円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 26,907円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 33,634円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 40,361円

(平27条例25・旧第4項繰下)

(平成12年度分の普通徴収に係る納期の特例)

6 普通徴収の方法によって徴収する平成12年度分の保険料の納期は、第5条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 第1期 平成12年10月1日から同月31日まで
第2期 平成12年11月1日から同月30日まで
第3期 平成12年12月1日から平成13年1月4日まで
第4期 平成13年1月4日から同月31日まで
第5期 平成13年2月1日から同月28日まで
第6期 平成13年3月1日から同年4月2日まで

(平27条例25・旧第5項繰下)

(平成13年度分の普通徴収に係る保険料の納付額の特例)

- 7 平成13年度分の普通徴収に係る保険料の第5条第1項に規定する各納期ごとの納付額は、第5期から第10期までの各納期ごとの納付額の合計額が第1期から第4期までの各納期ごとの納付額の合計額のおおむね2倍となるように分割して定めるものとする。

(平27条例25・旧第6項繰下)

(平成12年度及び平成13年度における第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定の特例)

- 8 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得し、又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の付則第3項の規定による保険料額(次項において「平成12年度特例保険料額」という。)を6で除して得た額に平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被保険者資格を取得した日の属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日の属する月を除く。以下この項において同じ。)を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- (1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の付則第4項の規定による保険料額(以下「平成13年度特例保険料額」という。)を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額
- (2) 平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

(平27条例25・旧第7項繰下)

- 9 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イに掲げる者(同号イ(2)に係るものに限る。)に該当するに至った第1号被保険者(保険料の賦課期日に同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者に限る。)並びに同号ロ及びハ、同項第2号ロ、同項第3号ロ又は同項第4号ロに掲げる者に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 当該異動した日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 当該異動後における平成12年度特例保険料額
- (2) 当該異動した日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 当該異動前における平成12年度特例保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成12年度特例保険料額を6で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額
- (3) 当該異動した日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額、当該異動後における平成13年度特例保険料額を18で除して得た額に

当該異動した日の属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(4) 当該異動した日が、平成13年10月中である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を3で除して得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(5) 当該異動した日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を3で除して得た額、当該異動前における平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(平27条例25・旧第8項繰下)

(平成18年度における保険料率の特例)

10 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。以下「改正政令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度における保険料率は、第4条第4号又は第5号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(以下「世帯主等」という。)を平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 47,472円

(2) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の規定の適用を受ける者に限る。次号において同じ。)を平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税(以下「平成18年度分の市町村民税」という。)が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 49,847円

(3) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成18年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において同条第4号に該当するもの 61,714円

(平18条例36・追加、平27条例25・旧第9項繰下)

(平成19年度における保険料率の特例)

11 改正政令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度における保険料率は、第4条第4号又は第5号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税(以下「平成19年度分の市町村民税」という。)が課されていない者とした場合において同条第2号又は第3号に該当するもの 52,223円

(2) 第4条第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主等(地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の規定の適用を受ける者に限る。以下同じ。)を平成19年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 56,968円

(3) 第4条第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主等を平成19年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において同条第4号に該当するもの 66,465円

(平18条例36・追加、平20条例12・一部改正、平27条例25・旧第10項繰下)

(平成20年度における保険料率の特例)

12 前項の規定は、改正政令附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「附則第4条第1項第3号又は第4号」とあるのは「附則第4条第1項第5号又は第6号」と、「平成19年度に」とあるのは「平成20年度に」と、同項第1号中「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と、同項第2号中「地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の規定の適用を受ける」とあるのは「改正政令附則第4条第1項第5号に該当する」と、「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と、同項第3号中「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と読み替えるものとする。

(平18条例36・追加、平20条例12・全改、平27条例25・旧第11項繰下)

(平成24年度における保険料率の特例)

13 第4条第9号に該当する第1号被保険者であつて、平成23年の合計所得金額が190万円以上200万円未満であるものの平成24年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、85,458円とする。

(平24条例24・追加、平27条例25・旧第12項繰下)

(平成25年度における保険料率の特例)

14 前項の規定は、同項に規定する者の平成25年度における保険料率について準用する。この場合において、同項中「平成23年」とあるのは「平成24年」と、「85,458円」とあるのは「90,804円」と読み替えるものとする。

(平24条例24・追加、平27条例25・旧第13項繰下)

(平成27年度から平成29年度までにおける保険料率の特例)

15 第5条第1号に該当する第1号被保険者の平成27年度から平成29年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,979円とする。

(平27条例35・追加、平28条例36・平29条例14・一部改正)

付 則(平成15年3月28日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成18年3月28日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成20年3月27日条例第12号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月30日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成24年3月28日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成25年10月9日条例第60号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例付則第6項及び第7項の規定、第2条の規定による改正後の尼崎市国民健康保険条例付則第14項の規定、第3条の規定による改正後の尼崎市介護保険条例付則第14項の規定並びに第4条の規定による改正後の尼崎市後期高齢者医療に関する条例付則第4項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

付 則(平成27年3月27日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第2備考の改正規定(「第21項」を「第22項」に改める部分に限る。)は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(平成27年2月18日政令第49号で、平成28年4月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成27年5月22日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年3月28日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成29年3月24日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中第14条を第15条とし、同条の次に1条を加える改正規定(第14条を第15条とする部分を除く。)及び別表第3の次に1表を加える改正規定並びに次項及び付則第3項の規定 公布の日の翌日
 - (2) 第2条の規定 平成29年4月1日
(経過措置)
- 2 次の各号に掲げる者で、当該各号に定める指定事業者の指定(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45の5第1項に規定する指定事業者の指定をいう。以下同じ。)を受けようとするものは、当該指定事業者の指定に係る事業所についての初回の当該指定事業者の指定の申請に限り、第1条の規定による改正後の尼崎市介護保険条例(以下「改正後の条例」という。)第16条の規定にかかわらず、当該申請に係る手数料を納付することを要しない。
 - (1) 平成29年4月1日(以下「基準日」という。)の前日から引き続き指定介護予防サービス事業者(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)附則第11条の規定によりなおその効力を有することとされる医療介護総合確保推進法第5条の規定(医療介護総合確保推進法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法(以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)の指定(旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧介護予防訪問介護」という。)に係るものに限る。以下「旧予防訪問介護指定」という。)を受けている者(医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号訪問事業(法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。以下同じ。)に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者を除く。) 当該旧予防訪問介護指定に係る事業所についての指定事業者の指定(第1号訪問事業に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防訪問介護指定の有効期間の末日の翌日までの間にあるものに限る。)
 - (2) 基準日の前日から引き続き旧予防訪問介護指定を受けている者(前号に該当する者を除く。) 当該旧予防訪問介護指定に係る事業所についての指定事業者の指定(第1号訪問事業(旧介護予防訪問介護に相当するものを除く。)に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防訪問介護指定の有効期間の末日の翌日までの間にあるものに限る。)
 - (3) 基準日の前日から引き続き指定介護予防サービス事業者の指定(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係るものに限る。以下「旧予防通所介護指定」という。)を受けている者(医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号通所事業(法第115条の45第1項第1号ロに規定する

第1号通所事業をいう。以下同じ。)に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者を除く。) 当該旧予防通所介護指定に係る事業所についての指定事業者の指定(第1号通所事業に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防通所介護指定の有効期間の末日の翌日まで
の間にあるものに限る。)

- 3 医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者で、当該指定事業者の指定の更新を受けようとするものは、当該更新に係る事業所についての初回の当該更新の申請に限り、改正後の条例第16条の規定にかかわらず、当該申請に係る手数料を納付することを要しない。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にこの条例による改正前の尼崎市介護保険条例(以下「改正前の条例」という。)第10条第1項の規定により発せられた督促状は、尼崎市債権管理条例(平成30年尼崎市条例第4号。以下「債権管理条例」という。)第6条第1項の規定により発せられた督促状とみなす。
- 4 施行日前に改正前の条例第11条の規定に基づき賦課された督促手数料は、債権管理条例第6条第4項の規定に基づき賦課された督促手数料とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に発生している改正前の条例第12条第1項の規定に基づく延滞金は、債権管理条例第7条第1項の規定により徴収されるべき延滞金とみなす。
- 6 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第1

(平24条例24・追加、平29条例14・一部改正)

種別	手数料
1 指定居宅サービス事業者の指定申請手数料	居宅サービスの種類1件につき 20,000円
2 指定居宅サービス事業者の指定更新申請手数料	居宅サービスの種類1件につき 10,000円
3 指定居宅介護支援事業者の指定申請手数料	1件につき 20,000円
4 指定居宅介護支援事業者の指定更新申請手数料	1件につき 10,000円
5 指定介護予防サービス事業者の指定申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき 14,000円
6 指定介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき 7,000円

別表第2

(平24条例24・追加、平27条例25・平29条例14・一部改正)

種別	手数料

1 指定地域密着型サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき 20,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあつては、30,000円)
2 指定地域密着型サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき 10,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあつては、15,000円)
3 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき 14,000円
4 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき 7,000円

別表第3

(平24条例24・追加、平29条例14・一部改正)

種別	手数料
1 指定介護老人福祉施設の指定申請手数料	1件につき 30,000円
2 指定介護老人福祉施設の指定更新申請手数料	1件につき 15,000円
3 介護老人保健施設の開設許可申請手数料	1件につき 63,000円
4 介護老人保健施設の開設許可更新申請手数料	1件につき 15,000円
5 介護老人保健施設の変更許可申請手数料	1件につき 33,000円

別表第4

(平29条例14・追加)

種別	手数料
1 指定事業者の指定申請手数料	第1号事業の種類1件につき 14,000円
2 指定事業者の指定更新申請手数料	第1号事業の種類1件につき 7,000円

(2) 尼崎市介護保険規則

平成12年3月31日

規則第40号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び尼崎市介護保険条例(平成12年尼崎市条例第22号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(特例居宅介護サービス費の額)

第2条 法第42条第1項の規定により居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例居宅介護サービス費の額は、法第42条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例地域密着型介護サービス費の額)

第2条の2 法第42条の3第1項の規定により要介護被保険者(法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例地域密着型介護サービス費の額は、地域密着型サービス(法第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。)又はこれに相当するサービスについての法第42条の3第2項の規定による費用の額の100分の90に相当する額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・平29規則8・一部改正)

(特例居宅介護サービス計画費の額)

第3条 法第47条第1項の規定により居宅要介護被保険者に対して支給される特例居宅介護サービス計画費の額は、同条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例施設介護サービス費の額)

第4条 法第49条第1項の規定により要介護被保険者に対して支給される特例施設介護サービス費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・一部改正)

(居宅介護サービス費等の額の特例)

第5条 法第50条第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される法第49条の2各号に定める規定により本市が定める割合は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第83条第1項第1号に規定する損害の程度又は同項第2号から第4号までに規定する収入の減少の程度を勘案して、市長が別に定める。

(平27規則21・一部改正)

(特例特定入所者介護サービス費の額)

第5条の2 法第51条の4第1項の規定により特定入所者(法第51条の3第1項に規定する特定入所者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例特定入所者介護サービス費の額は、法第51条の4第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・一部改正)

(特例介護予防サービス費の額)

第6条 法第54条第1項の規定により居宅要支援被保険者(法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例介護予防サービス費の額は、法第54条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例地域密着型介護予防サービス費の額)

第6条の2 法第54条の3第1項の規定により居宅要支援被保険者に対して支給される特例地域密着型介護予防サービス費の額は、地域密着型介護予防サービス(法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスをいう。)又はこれに相当するサービスについての同条第2項の規定による費用の額の10分の90に相当する額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・平29規則8・一部改正)

(特例介護予防サービス計画費の額)

第7条 法第59条第1項の規定により居宅要支援被保険者に対して支給される特例介護予防サービス計画費の額は、同条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(介護予防サービス費等の額の特例)

第8条 法第60条第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される法第59条の2各号に定める規定により本市が定める割合は、省令第97条第1項第1号に規定する損害の程度又は同項第2号から第4号までに規定する収入の減少の程度を勘案して、市長が別に定める。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例特定入所者介護予防サービス費の額)

第8条の2 法第61条の4第1項の規定により特定入所者に対して支給される特例特定入所者介護予防サービス費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・一部改正)

(保険料端数金額の合算)

第9条 条例第6条第1項の各納期又は同条第2項の規定により定められた各納期に納付すべき保険料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を最初の納期に納付すべき保険料に合算する。

(平29規則8・一部改正)

(保険料額の決定通知)

第10条 条例第8条の規定による保険料額の通知は、介護保険料決定通知書又は介護保険料変更通知

書により行う。

(平29規則8・一部改正)

(保険料の減免等)

第11条 条例第9条に規定する災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認められるときは、省令第83条第1項各号に掲げる特別の事情があるときその他市長が特に必要があると認めるときとする。

(平29規則8・一部改正)

(保険料の減免等の申請)

第12条 条例第9条の規定により保険料の減免又は徴収の猶予(以下「減免等」という。)を受けようとする者は、介護保険料減免・徴収猶予申請書にその理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を申請者に通知する。

(平29規則8・一部改正)

(減免等の取消し)

第13条 市長は、減免等を受けた者が次のいずれかに該当する場合においては、これを取り消すことができる。

(1) 資力その他の事情が変化したため減免等を受けることが不相当であると認められるとき。

(2) 虚偽の申請その他の不正行為により減免等を受けていたとき。

2 市長は、前項の規定により減免等を取り消したときは、減免等により支払を免れた額又は徴収を猶予された額を一時に徴収するものとする。

(過誤納金の取扱い)

第14条 市長は、過納又は誤納となる徴収金(以下「過誤納金」という。)があるときは、遅滞なくこれを還付するものとする。

2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなった徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、過誤納金をその徴収金に充当する。

3 市長は、前項の規定により充当したときは、その旨を当該納付義務者に通知する。

(第三者の行為による損害等の届出)

第15条 被保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合においては、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(介護保険徴収職員証)

第16条 介護保険料その他法の規定による徴収金の滞納処分に係る質問、検査又は搜索の職務に従事する職員は、これらの職務を行う場合は、その身分を示す証明書(別記様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平23規則27・追加)

(施行の細目)

第17条 この規則の規定による申請書その他の様式等条例の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

(平23規則27・旧第16条線下)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(平27規則21・旧附則・一部改正)

(特例介護予防サービス費の額に関する経過措置)

2 第6条の規定の適用については、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間、同条中「法第54条第3項」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定(同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法第54条第3項」と読み替えるものとする。

(平27規則21・追加)

付 則(平成18年3月30日規則第44号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、第2条の改正規定、第3条の改正規定、第4条の改正規定及び第5条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年3月31日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成27年3月31日規則第21号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 第2条から第3条まで、第5条の2から第7条まで及び第8条の2の改正規定 公布の日

(2) 第5条及び第8条の改正規定 平成27年8月1日

付 則(平成29年3月24日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

(平23規則27・追加)

別記様式
(表面)

第 号	介護保険徴収職員証	↑ 5.2 セ ン チ メ ー ト ル ↓
	顔写真	
	所属 氏名	
	平成 年 月 日	
	尼 崎 市 長	[印]
←————— 7.4センチメートル —————→		

(裏面)

- 1 本証は、介護保険料その他介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による徴収金の滞納処分に係る質問、検査又は搜索の職務に従事する際には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証を紛失し、又は毀損したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(3) 尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等

定める条例

平成24年12月21日

条例第52号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準その他介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号。以下「改正法」という。)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第26条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)における用語の意義による。

(指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)

第3条 法第42条第1項第2号の条例で定める基準並びに法第74条第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項から第13項までに規定するもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 指定居宅サービス事業者及び基準該当居宅サービスの事業を行う者(以下「指定居宅サービス事業者等」という。)は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供しなければならない。
- 3 指定居宅サービス事業者及びその指定居宅サービスの事業を行う事業所の管理者並びに基準該当居宅サービスの事業を行う者及び当該事業を行う事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団員等」という。)であってはならない。
- 4 指定居宅サービスの事業を行う事業所及び基準該当居宅サービスの事業を行う事業所(以下「指定居宅サービス事業所等」という。)は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等(以下「暴力団等」という。)の支配を受けてはならない。
- 5 指定居宅サービス事業者等は、省令の規定(規則で定めるものに限る。)による評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 指定居宅サービス事業者等は、省令の規定(規則で定めるものに限る。)に規定する研修(以下この項に

において「研修」という。)の実施計画をその指定居宅サービス事業所等の従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業者の計画的な育成に努めなければならない。

- 7 指定居宅サービス事業所等の従業者は、利用者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。
- 8 指定居宅サービス事業者等は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその指定居宅サービス事業所等の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該指定居宅サービス事業所等の従業者に周知される体制を整備すること。
 - (3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその指定居宅サービス事業所等の従業者に対して研修を行うこと。
- 9 指定居宅サービス事業者等(規則で定める事業のいずれかに該当する事業(以下「特定事業」という。))を行う者に限る。以下「特定指定居宅サービス事業者等」という。)は、リハビリテーションその他の機能訓練その他利用者に対して提供するサービス又はこれに付随するものとして、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号又は第5号に該当する営業(以下「特定風俗営業」という。)に係る遊技その他利用者の射幸心を過度にそそるおそれ又は利用者が過度に依存するおそれがある遊技(以下「対象遊技」という。)を、通常の日常生活の範囲内における行為と認められる時間として市長が別に定める時間を超えて利用者に提供してはならない。
- 10 特定指定居宅サービス事業者等は、対象遊技の結果に応じて疑似通貨(物品、金銭、役務その他の経済上の利益との交換手段としての機能を有するものをいう。)を利用者に提供してはならない。
- 11 特定指定居宅サービス事業者等は、正当な理由なく、省令第16条に規定する居宅サービス計画(規則で定める事業にあつては、規則で定める計画)において定められた回数、時間その他の数量等を超えて居宅サービス(対象遊技を提供するものに限る。)を提供してはならない。
- 12 特定指定居宅サービス事業者等は、その特定事業を行う事業所の施設(利用者が容易に見ることができ部分に限る。以下この項において同じ。)の外観若しくは内装、当該施設における設備若しくは備品の配置又は当該事業所におけるサービスの提供の方法について、賭博又は特定風俗営業を連想させるものとしてはならない。
- 13 特定指定居宅サービス事業者等は、その特定事業を行う事業所の名称及び当該事業所についての広告の内容について、賭博又は特定風俗営業を連想させるものとしてはならない。

(平25条例14・平26条例48・平28条例50・一部改正)

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準)

第4条 法第47条第1項第1号の条例で定める基準並びに法第81条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第29条第2項(省令第30条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 介護支援専門員(省令第2条第1項に規定する介護支援専門員をいう。)は、省令第13条第8号(同条第15号及び省令第30条において準用する場合を含む。)の規定により居宅サービス計画の原案を作成するに当たっては、利用者の意向を尊重しなければならない。

3 前条第3項から第8項までの規定は、指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・追加)

(指定介護予防サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)

第5条 法第54条第1項第2号の条例で定める基準並びに法第115条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項から第8項までの規定は指定介護予防サービスの事業及び基準該当介護予防サービスの事業(以下「指定介護予防サービス事業等」という。)について、同条第9項から第13項までの規定は指定介護予防サービス事業等(規則で定める事業のいずれかに該当する事業に限る。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第4条繰下・一部改正、平28条例50・一部改正)

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準)

第6条 法第59条第1項第1号の条例で定める基準(以下「基準該当介護予防支援事業基準」という。)並びに法第115条の24第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準(以下「指定介護予防支援事業基準」という。)は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第28条第2項(省令第32条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 第3条第3項から第8項まで及び第4条第2項の規定は、指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービスを行う事業所が本市の区域外にある場合における当該事業所に係る基準該当介護予防支援事業基準は、当該事業所の存する市町村が定める指定介護予防支援事業基準のとおりとする。

(平26条例48・追加)

(法第70条第2項第1号の条例で定める者)

第7条 法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第126条の4の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第5条繰下・一部改正)

(法第78条の2第1項の条例で定める数)

第8条 法第78条の2第1項(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、29以下とする。

(平26条例48・旧第6条繰下)

(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者)

第9条 法第78条の2第4項第1号(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第131条の10の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第7条繰下・一部改正)

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第10条 法第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準(以下これを「指定地域密着型サービス事業基準」という。)は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 第3条第2項から第8項までの規定は指定地域密着型サービスの事業について、同条第9項から第13項までの規定は当該事業(規則で定める事業のいずれかに該当する事業に限る。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、法第78条の2第1項の規定による市長の指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所が本市の区域外にある場合における当該事業所に係る指定地域密着型サービス事業基準は、当該事業所の存する市町村が定める指定地域密着型サービス事業基準のとおりとする。

(平26条例48・旧第8条繰下、平28条例50・一部改正)

(法第79条第2項第1号の条例で定める者)

第11条 法第79条第2項第1号(法第79条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第132条の3の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・追加)

(法第86条第1項の条例で定める数)

第12条 法第86条第1項(法第86条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、30以上とする。

(平26条例48・旧第9条繰下)

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準)

第13条 法第88条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項及び第3条第1項第1号イただし書に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第3条第1項第1号イ中「1人」とあるのは「1人(市長がやむを得ない事情があると認める場合は、4人以下)」と、省令第37条第2項(省令第49条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは「5年間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は指定介護老人福祉施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第10条繰下、平28条例50・一部改正)

(介護老人保健施設の人員、設備及び運営の基準)

第14条 法第97条第1項の条例で定める施設、同条第2項の条例で定める員数及び同条第3項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第38条第2項(省令第50条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は介護老人保健施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は介護老人保健施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第11条繰下、平28条例50・一部改正)

(法第115条の2第2項第1号の条例で定める者)

第15条 法第115条の2第2項第1号(法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項

において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の17の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第12条線下・一部改正)

(法第115条の12第2項第1号の条例で定める者)

第16条 法第115条の12第2項第1号(法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の27の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第13条線下・一部改正)

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第17条 法第115条の14第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項から第13項まで及び第10条第3項の規定は、指定地域密着型介護予防サービスの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第14条線下・一部改正、平28条例50・一部改正)

(法第115条の22第2項第1号の条例で定める者)

第18条 法第115条の22第2項第1号(法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の34の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・追加)

(地域包括支援センターの職員等の基準)

第19条 法第115条の46第4項の条例で定める基準は、次項から第4項までに規定するもののほか、施行規則第140条の66に規定する基準(同条第1号に規定する基準を除く。以下この条において「実施基準」という。)(実施基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。

2 地域包括支援センター(以下この条において「センター」という。)の設置者は、センターごとに、専らその職務に従事する常勤の職員で次の各号に掲げるものを、原則として別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に従って置かなければならない。

(1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第2条に規定する保健師その他これに準ずる者

(2) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条第1項に規定する社会福祉士その他これに準ずる者

(3) 主任介護支援専門員(施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者

3 センターの設置者は、センターにおける包括的支援事業に関する記録(市長が別に定めるものに限る。)を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

4 第3条第3項の規定はセンターの設置者について、同条第4項の規定はセンターについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・追加)

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準)

第20条 旧法第110条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成24年厚生労働省令第10号)第1条の規定による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号。以下「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項に規定する基準を除く。以下「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第36条第2項(省令第50条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は指定介護療養型医療施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第15条線下)

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月7日条例第14号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

付 則(平成26年12月19日条例第48号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年10月6日条例第50号)

この条例は、平成28年11月1日から施行する。

別表

(平26条例48・追加)

センターが担当する区域内に居住する第1号被保険者の人数	人員配置基準
おおむね3,000人以上6,000人未満	第19条第2項第1号から第3号までに掲げる者(以下「保健師等」という。)のそれぞれ1人
おおむね6,000人以上8,000人未満	保健師等のそれぞれ1人及び保健師等のうちいずれか1人
おおむね8,000人以上10,000人未満	保健師等のそれぞれ1人及び保健師等のうちの2者のそれぞれ1人
おおむね10,000人以上12,000人未満	保健師等のそれぞれ2人
おおむね12,000人以上14,000人未満	保健師等のそれぞれ2人及び保健師等のうちいずれか1人
おおむね14,000人以上16,000人未満	保健師等のそれぞれ2人及び保健師等のうちの2者のそれぞれ1人

